

令和元年壱岐市議会定例会 6 月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	4
第 1 日（6 月 1 3 日 木曜日）	
議事日程表（第 1 号）	5
出席議員及び説明のために出席した者	6
再開（開議）	7
会議録署名議員の指名	7
審議期間の決定	7
諸般の報告	8
全国市議会議長会表彰の伝達式	1 0
行政報告	1 2
議案説明	
報告第 1 号 平成 3 0 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の報告について	1 9
報告第 2 号 平成 3 0 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の報告について	2 2
報告第 3 号 平成 3 0 年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	2 3
報告第 4 号 平成 3 0 年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	2 3
報告第 5 号 平成 3 0 年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について	2 4
議案第 1 号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	2 4
議案第 2 号 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3 3
議案第 3 号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3 4
議案第 4 号 壱岐市森林環境譲与税基金条例の制定について	3 5

議案第 5号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	35
議案第 6号	過疎地域自立促進計画(変更)の策定について	36
議案第 7号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	36
議案第 8号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	37
議案第 9号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	39
要請第 1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	40

第2日(6月18日 火曜日)

議事日程表(第2号)	41	
出席議員及び説明のために出席した者	42	
議案に対する質疑		
報告第 1号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告について	43
報告第 2号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について	43
報告第 3号	平成30年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	43
報告第 4号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	43
報告第 5号	平成30年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について	43
議案第 1号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	43
議案第 2号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	43
議案第 3号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	43
議案第 4号	壱岐市森林環境譲与税基金条例の制定について	43
議案第 5号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	43
議案第 6号	過疎地域自立促進計画(変更)の策定について	43

議案第 7号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について	4 3
議案第 8号 令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）	4 4
議案第 9号 令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	4 4
委員会付託（議案）	4 4
予算特別委員会の設置	4 4
要請第 1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	4 5
委員会付託（要請）	4 5
第3日（6月19日 水曜日）	
議事日程表（第3号）	4 7
出席議員及び説明のために出席した者	4 7
一般質問	4 8
5番 赤木 貴尚 議員	4 8
7番 久保田恒憲 議員	5 9
11番 鵜瀬 和博 議員	7 1
9番 音嶋 正吾 議員	7 9
第4日（6月20日 木曜日）	
議事日程表（第4号）	9 1
出席議員及び説明のために出席した者	9 1
一般質問	9 2
4番 清水 修 議員	9 2
3番 植村 圭司 議員	10 2
13番 市山 繁 議員	11 4
第5日（6月28日 金曜日）	
議事日程表（第5号）	12 7
出席議員及び説明のために出席した者	12 7
委員長報告、委員長に対する質疑	12 8
議案に対する討論、採決	

議案第 1 号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1 3 2
議案第 2 号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 3 2
議案第 3 号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 3 2
議案第 4 号	壱岐市森林環境譲与税基金条例の制定について	1 3 2
議案第 5 号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	1 3 2
議案第 6 号	過疎地域自立促進計画（変更）の策定について	1 3 2
議案第 7 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について	1 3 2
議案第 8 号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 号）	1 3 2
議案第 9 号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 3 2
要請第 1 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	1 3 2
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）		
議案第 1 0 号	消防ポンプ自動車（CD-I 型）購入契約の締結について	1 3 2
発議第 1 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	1 3 4
市長の挨拶		1 3 5
散 会		1 3 7

令和元年杻岐市議会定例会 6 月会議を、次のとおり開催します。

令和元年 6 月 3 日

杻岐市議会議長 小金丸益明

- 1 期 日 令和元年 6 月 13 日（木）
- 2 場 所 杻岐市議会議場（杻岐西部開発総合センター 2 F）

令和元年杻岐市議会定例会 6 月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	6 月 13 日	木	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	6 月 14 日	金	休 会	○発言（質疑） 通告書提出期限（正午まで）
3	6 月 15 日	土		(閉庁日)
4	6 月 16 日	日		
5	6 月 17 日	月		
6	6 月 18 日	火	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託）
7	6 月 19 日	水		○一般質問
8	6 月 20 日	木		○一般質問
9	6 月 21 日	金	休 会	
10	6 月 22 日	土		(閉庁日)
11	6 月 23 日	日		
12	6 月 24 日	月		
13	6 月 25 日	火	委員会	○常任委員会
14	6 月 26 日	水		○予算特別委員会
15	6 月 27 日	木	休 会	(議事整理日)
16	6 月 28 日	金	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○追加議案審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決） ○散会

令和元年壱岐市議会定例会 6 月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第 1 号	平成 3 0 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の報告について	—	報告済 (6 / 18)
報告第 2 号	平成 3 0 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の報告について	—	報告済 (6 / 18)
報告第 3 号	平成 3 0 年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	—	報告済 (6 / 18)
報告第 4 号	平成 3 0 年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	—	報告済 (6 / 18)
報告第 5 号	平成 3 0 年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について	—	報告済 (6 / 18)
議案第 1 号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 28)
議案第 2 号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 28)
議案第 3 号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 28)
議案第 4 号	壱岐市森林環境譲与税基金条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 28)
議案第 5 号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 28)
議案第 6 号	過疎地域自立促進計画（変更）の策定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 28)
議案第 7 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 28)
議案第 8 号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 号）	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 28)
議案第 9 号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 28)
要請第 1 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	産業建設常任委員会 可 決	採 択 (6 / 28)
議案第 10 号	消防ポンプ自動車（CD－I 型）購入契約の締結について	省 略	原案のとおり可決 (6 / 28)
発議第 1 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (6 / 28)

令和元年吉岐市議会定例会 6月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、 一部改正、廃止	5	5			
予算	2	2			
その他	4	4			
報告	5	5			
決算認定 (内前回継続)					
計	16	16			

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)				
発議(意見書)				
決議・その他				
計				
請願・陳情等 (内前回継続)	1	1		
計	1	1		

令和元年壱岐市議会定例会 6月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
6月19日 (水)	1	赤木 貴尚	壱岐市内の学校に通う子ども達の通学路安全対策について 新しい食品表示制度について（食品表示法）	48～59
	2	久保田恒憲	台湾リス被害と駆除の徹底を 単身世帯にも住宅助成金を スクールバス制度を見直す時期	59～71
	3	鵜瀬 和博	公園の整備・充実について	71～79
	4	音嶋 正吾	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金について 道路整備の在り方について 磯焼け対策について	79～90
6月20日 (木)	5	清水 修	担い手づくりへの関係人口創出事業について 教育の無償化法案可決に伴う今後の見通しについて	92～101
	6	植村 圭司	再生可能エネルギーの促進について 壱岐を「ジオパーク」に提案	102～113
	7	市山 繁	陸上自衛隊の誘致の要望について 自衛隊急患搬送体制の維持確保について ふるさと納税について（ふるさと応援寄附金）	114～125

令和元年 壱岐市議会定例会 6月議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

令和元年6月13日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	6番 土谷 勇二 7番 久保田恒憲	
日程第2	審議期間の決定	16日間 決定	
日程第3	諸般の報告	議長 報告	
日程第4	行政報告	市長 報告	
日程第5	報告第1号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告について	財政課長 説明
日程第6	報告第2号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第7	報告第3号	平成30年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第8	報告第4号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第9	報告第5号	平成30年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第10	議案第1号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	各部長 説明
日程第11	議案第2号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第12	議案第3号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第13	議案第4号	壱岐市森林環境譲与税基金条例の制定について	農林水産部長 説明
日程第14	議案第5号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防長 説明
日程第15	議案第6号	過疎地域自立促進計画(変更)の策定について	企画振興部長 説明
日程第16	議案第7号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	企画振興部長 説明
日程第17	議案第8号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	財政課長 説明

日程第18	議案第9号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長 説明
日程第19	要請第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員（15名）

1番	山川 忠久君	2番	山内 豊君
3番	植村 圭司君	4番	清水 修君
5番	赤木 貴尚君	6番	土谷 勇二君
7番	久保田恒憲君	9番	音嶋 正吾君
10番	町田 正一君	11番	鶴瀬 和博君
12番	中田 恭一君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	豊坂 敏文君
16番	小金丸益明君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新報社ほか1名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

今期定例会におきましても、夏の省エネルギー対策の一環としてクールビズを実施いたしております。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は各位の判断に任せておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。ただいまから令和元年壱岐市議会定例会6月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、土谷勇二議員、7番、久保田恒憲議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

6月会議の審議期間につきましては、去る6月7日に議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。町田議会運営委員長。

〔議会運営委員長（町田 正一君） 登壇〕

○議会運営委員長（町田 正一君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和元年壱岐市議会定例会6月会議の議事運営について協議のため、去る6月7日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から6月28日までの16日間と申し合わせをいたしました。

本定例会6月会議に提案されます案件は、報告5件、条例の制定2件、条例の一部改正3件、令和元年度補正予算関係2件、その他2件の合計14件となっております。

また、陳情4件、要請1件、要望1件を受理しておりますが、タブレットに配信のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、6月14日の正午までに通告書の提出をお願いします。

6月18日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行いますが、質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち議案第8号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）につきましては、予算特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願ひします。

6月19日、20日の2日間を一般質問日としています。

6月25日に各常任委員会を開催し、26日に予算特別委員会を開催するようにいたしております。

6月28日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

また、本定例会の審議期間中に、契約の締結1件が追加議案として提出される予定となっておりますが、委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、令和元年壱岐市議会定例会6月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

〔議会運営委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） お諮りします。6月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月28日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、6月会議の審議期間は、本日から6月28日までの16日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

令和元年壱岐市議会定例会6月会議に提出され、受理した議案等は14件、陳情等6件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る5月21日から22日の2日間、対馬市において、「令和元年度長崎県市議会議長会定期総会」が開催されました。会議では、平成30年度後期の事務報告、平成30年度収支決算報告、令和元年度予算、各市からの提出の24議案及び、九州市議会議長会への長崎県13市共同提出の3議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定がなされたところであります。役員改選では、壱岐市は九州市議会議長会の理事を受け持ったところであります。

次に、5月30日、福岡市において、「第94回九州市議会議長会定期総会」が開催されました。会議では、平成30年度事務報告及び決算報告、令和元年度予算及び九州各支部から提出の地方財政等の21議案、全国市議会議長会定期総会へ提出の正議案3件、予備議案1件の4議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定がなされたところであります。

総会に続き、九州市議会議長会第1回理事会に出席いたしました。会議では、本年度の予算(案)、各支部提出議案、理事会の日程等について決定がなされました。

次に、5月31日に福岡市におきまして開催された「長崎県離島振興市町村議会議長会臨時総会」に出席をいたしました。会議では、議長の異動報告、役員の選任が行われ、壱岐市が副会長を受け持ったところであります。

次に、6月10日に東京都におきまして、九州市議会議長会第2回理事会に出席いたしました。会議では、国会議員への実行運動の要領について、全国市議会議長会への提出議案について協議を行い、原案どおり決定されました。

次に、翌11日に長崎県市議会議長会で、衆議院第2議員会館におきまして、長崎県選出国会議員への要望活動を行いました。壱岐市からは、「離島航空路における海上高速交通体系の維持」及び「空港の整備について」の2項目の要望をいたしました。

次に、同日午後より開催された「全国市議会議長会第95回定期総会」に出席をいたしました。会議に先立ち、永年勤続功労表彰が行われ、本市から、議員15年以上で、豊坂敏文議員、町田正一議員と私の3名が表彰されましたので、御報告申し上げますとともに、この後、伝達を行いたいと思います。

会議では、安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長ほか出席のもと開催され、表彰式の後、一般事務及び各会計報告、各委員会の事務報告並びに各部会より提出された27議案及び会長提出の5議案が可決・承認され、関係省庁、国会議員に対し、実行運動を行うことが決定されました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。

次に、3月26日に長崎市において開催されました長崎県病院企業団議会平成31年第1回定例会に、市山繁議員、赤木貴尚議員が出席されております。詳しい資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、5月から6月にかけて、三重県志摩市、長野県上田市、宮城県富谷市議会の12名の議員の皆様がSDGsモデル事業等についての行政視察にお見えになりました。

今定例会6月会議において、議案等説明のため、白川市長をはじめ教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

それでは、ただいまから表彰状の伝達を行います。受賞者の名前を事務局長に読み上げさせていただきますので、受賞者は演壇の前にお進みください。

○事務局長（米村 和久君） ここで、6月11日に東京都において開催の全国市議会議長会第95回定期総会におきまして、永年勤続功労表彰が行われ、先ほど議長が申しましたように3名に賞状の伝達がありましたので御紹介を申し上げます。

小金丸益明議員は、平成15年10月、芦辺町議会議員に初当選され、その後、合併により市議会議員となられ、議員在籍15年以上で表彰を受けられております。

豊坂敏文議員は、平成15年6月、勝本町議会議員に初当選され、その後、市議会議員となられ、同じく議員在籍15年以上で表彰を受けられております。

町田正一議員は、平成15年10月、芦辺町議会議員に初当選をされ、その後、市議会議員となられ、議員在籍15年以上で表彰を受けられております。

また、全国市議会議長会の建設運輸委員として、会務運営の重責に当たられていることで、小金丸議長が感謝状を授与されております。なお、議長につきましては、定期総会に出席をし、表彰状、感謝状を授与されておられますので、2名の方に、表彰状の伝達を行いたいというふう思います。

初めに、15番、豊坂敏文議員。

〔議長（小金丸益明君）、議員（15番、豊坂 敏文君）、
議員（10番、町田 正一君）演壇前へ移動〕

○議長（小金丸益明君） 表彰状、壱岐市、豊坂敏文殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第95回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします。令和元年6月11日、全国市議会議長会会長野尻哲雄。代読でございます。

〔議長（小金丸益明君）より議員（15番、豊坂 敏文君）へ賞状伝達〕（拍手）

○事務局長（米村 和久君） 次に、10番、町田正一議員。

○議長（小金丸益明君） 表彰状、壱岐市、町田正一殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第95回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします。令和元年6月11日、全国市議会議長会会長野尻哲雄。代読でござ

ございます。

〔議長（小金丸益明君）より議員（10番、町田 正一君）へ賞状伝達〕（拍手）

〔議長（小金丸益明君）、議長席へ、議員（15番、豊坂 敏文君）、
議員（10番、町田 正一君）、自席へ移動〕

○議長（小金丸益明君） ここで、私から今回受賞されました2名の方へお祝いの言葉を申し上げます。

2名の議員におかれましては、このたび、全国市議会議長会会長から、長きにわたり地方自治の発展と市政の振興に貢献された御功績によりまして、表彰の栄に浴されました。まことにおめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。輝かしい御功績に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲がさらに拡大する中で、二元代表制の一躍である議会が担う役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってまいります。このたびの榮譽を機に、この上とも御自愛いただきまして、市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます、お祝いの言葉といたします。

ここで、受賞者を代表して、豊坂敏文議員より謝辞を述べたいとの申し出がっておりますのでこれを許します。豊坂敏文議員。

○議員（15番 豊坂 敏文君） おはようございます。受賞者を代表して、一言お礼の言葉を申し述べたいと思います。

ただいま全国市議会議長会会長の表彰状を頂戴いたしまして、身に余る光栄に存じているところでございます。また、議会を代表して小金丸議長から丁重なるお祝いの言葉を賜り、まことに心から厚くお礼を申し上げます。

私たちがこのたびの表彰を受けることができたのも、ひとえに理事者をはじめ、議会、市民の皆様方からの温かい御指導と御鞭撻を賜ったことで、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

合併当初、平成16年3月1日から合併したわけですが、このときに、議会議員、市議会議員が全体で62名在籍しておりました。その中で、一般質問が4日間あった、合計37名の一般質問があったことを思い出しております。

そういう中での15年間もありましたが、今回の受賞を榮譽に、汚さぬように、さらに努力を積み重ね、壱岐市市政発展のため、それから、地域福祉向上のためにさらなる努力をし、新たな決意を持って取り組んでまいりたいと思っております。どうか皆様方におかれましては、今後とも変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、はなはだ簡単でございますがお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小金丸益明君） 以上をもちまして、伝達式を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（小金丸益明君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和元年壱岐市議会定例会6月会議に当たり、前会議から本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、令和元年春の叙勲が発表され、本市から4名の方が受章されております。元公立高等学校長の市山寛康様が瑞宝小綬章を、多年にわたり保護司を務めておられる小畑英治様が瑞宝双光章を、元国立療養所壱岐病院事務長の品川昭彦様が瑞宝双光章を、元石田町消防団副団長の久原芳文様が瑞宝単光章をそれぞれ受章されました。今日まで築かれた御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、この度の栄誉を心からお慶び申し上げます。

6月4日から5日に現在の会議形態となってからは初の離島開催となる第153回九州地方知事会議及び第35回九州地域戦略会議が壱岐の島ホールをメイン会場に開催されました。九州山口9県の知事又は副知事、九州経済連合会をはじめとする経済団体の役員等約140名の皆様が御来島され、「九州はひとつ」の理念のもと、政策連合による広域的課題の解決や取り組み等に向けた重要な協議が行われました。

当日は、保育所及び子ども園の子どもたちによる歓迎や物産展・壱岐牛・アスパラの試食等によるおもてなし、また、産業行政視察等も行われ、本市のPRに繋がったところであります。

この度、本市での開催を実現していただきました中村知事をはじめ、御尽力いただきました関係者皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後もこのようなイベントや会議等の壱岐市開催について取り組んでまいります。

次に市民皆様が主体となった協働のまちづくりの実現に向けて、小学校区を単位とした、まちづくり協議会の設立を進めております。

現在まで、行政区設置検討委員会において、「壱岐市まちづくり協議会集落支援員設置要綱」、「壱岐市地域協議会設置要綱」、「壱岐市まちづくり協議会推進計画」を策定し、まちづくり協議会の設立に向けた準備が整った状況でございます。

まちづくり協議会の設立に向けては、地域住民皆様の御理解と地域内における十分な協議が必要でありますので、先般開催いたしました各4町の自治公民館長会議をはじめ、要請があった地域については、職員が説明に出向き、浸透を図ってまいりました。

現在、小学校区を単位とする説明会を開催しておりますが、複数の地域においては、既に幹事会が立ち上がっており、集落支援員の募集を行った地域もあります。

今後も、SDGs未来課を中心に、職員総力を挙げて、まちづくり協議会設立に向けた取組みを進めてまいります。

SDGsの推進については、島内での認知度向上に努めるため、今年度の「壱岐なみらい創りプロジェクト」をSDGs対話会として実施し、SDGsに関する説明を行い、本市の未来について参加者の皆さんで考えていただく機会をつくとともに、市内の各種団体や企業等へも周知を行い、行政だけでなく、全ての人に当事者意識を持っていただけるよう情報発信を行ってまいります。

また、今年度は市内2つの中学校において、「住み続けたいまちづくり運動」と題して総合学習の時間にSDGsを取り上げ、自分たちの将来、壱岐の未来について、子どもたちが考えた将来の壱岐のあるべき姿を大人へ伝える機会を設けることといたしております。

8月8日には、北九州市において、九州地区からSDGs未来都市に選定された「北九州市・熊本県小国町」との連携事業として「SDGsフォーラム」を共同開催いたします。中高生のSDGsに関する普及活動や3市町のモデル事業の進捗状況等を発表し合うとともに、地域間連携による九州地区におけるSDGsの推進を呼びかけることを目的とし、本市からも島内の高校生が登壇する予定であります。

今後も、あらゆる機会を通じてSDGsの浸透を図るとともに、モデル事業を着実に推進してまいります。

次に、平成29年に発生した大雨による農地・農業用施設等災害復旧工事については、国庫補助金交付決定箇所526地区中、昨年度までに242地区で46%が完成している状況であります。今年度は、現時点で158地区を発注し、残り126地区となっております。

また、平成30年に発生した64地区については、平成29年災の発注完了後に、営農状況等を考慮して順次発注する予定といたしております。

一方、公共土木施設災害については、同年12月から工事発注を行い、順次復旧を進めております。現在までの進捗状況は、国庫補助災害279箇所全てを工事契約し、内237箇所が完成しております。その他単独災害についても、84箇所中75箇所を契約し、内40箇所が完成しております。

平成30年発生災害は、国庫補助災害28箇所でありましたが、6月中に工事発注を行い、順次復旧を進めてまいります。

次に、交流人口の拡大についてでございますが、まず、観光振興についてでございます。

本市の観光動向の指標となる長崎県観光統計調査については、現在集計中であり、あくまで速

報値でございますが、平成30年の年間観光客延べ数は38万4,809人、対前年比0.1%減、観光客実数は23万548人、対前年比2.3%減であり、これは昨年6月に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録されて脚光を浴び、本市への来島が減少したことが大きな要因と分析しております。しかしながら、滞在型観光の促進によりまして、平均宿泊数は1.33泊、対前年比8.1%増、延べ宿泊客数15万4,261人、対前年比3.5%増、観光消費額56億5,442万5,000円、対前年比3.2%増となっております。

史上最長の超大型連休となった今年のゴールデンウィークには、多くの観光客にご来島いただき、市内各所が賑わいました。来年3月に開館から10周年の節目を迎える一支国博物館は、本年5月9日、入館者数95万人を達成し、島内外から多くの方々に御来館いただいております。

また、連休前の4月25日にリニューアルオープンした「壱岐イルカパーク&リゾート」は、10連休期間中6,327人の皆様に御来園いただきました。4月23日に開催したオープニングセレモニーでは、テレビ、雑誌など多くのメディアにも取材いただき、その効果もございまして、5月末時点の入園者数は約8,745人、内島外から4,512人の御来園をいただいております。

一方、残念な出来事として5月3日にイルカの死亡事故が1件発生しております。個体には目立った外傷等はなく、解剖時点では肺炎の可能性が見受けられるとの診断を受けており、現在、細胞を採取し、精密検査を依頼をいたしております。

今後、夏の観光シーズンに向けて、指定管理者とともに、さらなるサービスの充実と、しっかりと飼育管理、施設管理体制を構築し、より多くの皆様が足を運んでいただける本市の観光の目玉となるよう努めてまいります。

次に、福岡よしもと所属の寿一実、ケン坊田中、コンバット満、高田課長の4氏を、去る2月28日、壱岐市観光大使に委嘱いたしました。今回御就任いただいた4名の皆様は福岡市を中心に活動されており、早速、4月30日、よしもと天神ビブレホールで行われたお笑いライブにおいて、壱岐の観光と特産品のPRを行っていただきました。

また、5月12日から17日までの6日間、バスケットボール女子日本リーグで昨季準優勝を飾った「三菱電機コアラーズ」の皆様17名に、壱岐での春季キャンプを実施していただきました。滞在期間中には市内女子中学生選手を対象としたバスケットボールクリニックを開催していただくなど、一流に学ぶすばらしい機会も提供していただきました。選手の皆様からは、合宿地として高評価をいただいております、来春以降も継続して本市を選定していただけるよう積極的に取り組んでまいります。

6月9日に開催された壱岐サイクルフェスティバル2019については、島内外から549名の選手がエントリーされ、関係者などを含め多くの皆様に御来島いただきました。当日は、一部

交通規制を行い、市民皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。が、壱岐市消防団をはじめ、多くの皆様の御協力により、大きな事故等もなく盛会裏に終了することができ、改めて厚くお礼申し上げます。

次に、産業の振興についてでございますが、まず、農業の振興について。

畜産については、全国的な繁殖農家の高齢化や離農による子牛販売頭数の減少などにより、子牛価格の高騰が続いておりますが、本市の平成30年度の子牛平均価格は82万5,000円と前年比1万2,000円安となり、子牛出荷頭数も4,070頭で、前年度より174頭の減となったことから、畜産販売高全体では47億3,000万円の前年度より3億円減となりました。

6月1日、2日に開催された子牛市では、平均価格が4月市と比較し、1頭当たり1万5,000円高の81万6,000円となっており、県内の他地区が下げ傾向の中、依然高い水準を保っております。

一方、6月3日に開催された成牛市においては、202頭が入場しており、繁殖雌牛の減少が危惧されるところでありますが、昨年度からの繰り越しとなった4棟と今年度3棟の牛舎建設を予定されており、計画ベースでは216頭の増頭が見込まれているところであります。

また、壱岐市農業協同組合による繁殖牛7,000頭の早期達成と更なる増頭意欲向上を目的に壱岐市和牛振興大会並びに令和4年の全国和牛能力共進会への機運を高めるため、壱岐市和牛共進会が開催される予定であります。

葉たばこにつきましては、移植後は天候に恵まれ、病害虫の被害も極めて少なく順調に推移しております。今後の水不足が心配されますが、豊作を期待をいたしているところでございます。

水稻については、高温耐性品種への転換が進んでおり、「つや姫」、「にこまる」、「なつほのか」の占める割合は全体の約55%に達しておりますが、今年度は5月に入って降水量が極端に少なく、水不足による被害が心配されます。

加えて、アスパラガス、かぼちゃ、加工用タマネギ等の他の作物にも水不足による被害が心配されますので、関係機関と連携して管理指導等を行ってまいります。

林業につきましては、本年度国の税制改革において、森林の整備等に使用する森林環境譲与税が創設されました。森林の間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進等の森林整備等に活用するため、今回、森林環境譲与税基金条例の制定について議案を提出いたしております。

水産業の振興につきましては、平成30年4月から平成31年3月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は14.2%減の2,750トン、漁獲高は4.5%減の26億4,600万円と漁獲量、漁獲高ともに減少しており、漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。

主な原因といたしましては、水産資源の減少や漁場環境の悪化等による全国的なスルメイカの

不漁やクロマグロの資源回復のための漁獲抑制、台風などの天候不良、磯焼けによる藻場の消失などが考えられます。

このような中にありまして、水産業の振興を図るため、有人国境離島法による魚介類の海上輸送費を助成する輸送コスト支援事業や漁業用燃油対策事業、藻場の回復を目的とした磯根資源回復促進事業、「壱岐市ふるさと商社」を活用して販路の拡大を目指した商品の開発や掘り起こしなどに取り組んでおります。

その中でも、本年度から実施しております磯根資源回復促進事業につきましては、4月から5月にかけて1,500尾を越えるイスズミが捕獲されており、引き続きイスズミ駆除を推進してまいります。

今後も漁業者の皆様、そして、各漁協をはじめ、関係機関と連携し、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

また、意欲ある担い手育成支援事業の認定漁業者については、現在154名を認定しており、県の次代を担う漁業後継者育成事業による漁業新規就業者は3名が研修中であり、今後も制度の積極的な活用により漁家経営の改善、新規就業者の確保に繋げていただくことを期待いたしております。

商工業の振興と雇用対策につきましては、雇用対策については、新規卒業生の島内就業を促すため、ハローワーク及び壱岐振興局と連携を図り、商工会への「早期求人申込」と「魅力ある職場づくり」への取組をお願いするなど、企業説明会や職場体験等を毎年実施しております。

また、本年度、新たな取組として、企業向けの採用力アップセミナーを6月11日に開催いたしました。

今後も、有人国境離島法の雇用拡充事業や新規高卒者等の地元就職を支援するふるさと就職支援事業の取組等、雇用対策に取り組んでまいります。

農水産物の輸送経費支援につきましては、有人国境離島法により既に実施しておりますが、本年度から離島活性化交付金を活用して、本市の経済と雇用の活性化に寄与している焼酎など4品目を戦略産品として指定し、製品の移出と原材料の移入に係る海上輸送費の支援を開始いたしました。現在、13事業者に御活用をいただいております。地元企業を積極的に支援することによって、地域の活性化及び定住促進を図ってまいります。

壱岐しごとサポートセンターについては、開設から2年を迎えようとしておりますが、平成30年度の実績としまして、目標相談件数500件に対しまして、新たに96事業者の皆様を含めて720件の相談をいただき、リピート率も89.6%の実績となっております。

今後とも、相談業務をはじめ、イキビズが行う様々なサポートの質の向上、イキビズの知名度向上を目指し、本市の経済浮揚に向けて、積極的に取り組んでまいります。

壱岐市ふるさと商社についても、開設から2年を迎えようとしておりますが、平成30年度の実績として、目標売上額2,000万円に対し、2,940万円の実績となっております。今月は、大阪及び東京での物産展を開催することとしており、今後も引き続き、壱岐製品の販路拡大に積極的に取り組んでまいります。

次に、平成30年度の市税の収入状況につきましては、現年度分は、調定額22億4,459万円に対し、収入額22億913万円で、収納率は98.42%、前年度を0.04ポイント上回りました。

滞納繰越分は、調定額2億5,591万円に対し、収入額は3,357万円で、収納率は13.12%、前年度から5.46ポイントと大幅に上回りました。

一方、国民健康保険税につきましては、現年度分が、調定額6億8,912万円に対し、収入額6億5,299万円で、収納率は94.76%となり、前年度を0.02ポイント下回りました。

滞納繰越分では、調定額2億5,179万円に対し、収入額は3,005万円で、収納率は11.94%、前年度を2.89ポイント下回っております。

以上が平成30年度市税等の収入決算額であります。

国内の景気は、米中貿易摩擦の激化による中国経済の減速によって大きな影響を受けつつあり、県内の経済情勢についても、人手不足の影響や海外経済の不確実性などに留意する必要があるとされています。

本市におきましても、基幹産業である第一次産業において、子牛販売における平均価格の高値が続く一方で、漁獲量、漁獲高の減少等の不安な要素もあり、市税等の徴収を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、今後も納税意識の高揚に努めるとともに、納税者皆様へのきめ細かい制度説明を行い、市民皆様や自治公民館長の皆様の納税に対する御理解、御協力を賜りながら、市税等の収入確保に努めてまいります。

また、滞納繰越分の徴収対策については、納税相談の強化や県との連携・協働による滞納整理を徹底し、累積滞納額の縮減に向けて取り組んでまいります。

市行政の基幹財源である税の確保と公平・公正な税務行政の実現に向けて、引き続き取り組んでまいりますので、市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、本年10月の消費税・地方消費税の引き上げによる消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付き商品券の発行を行うこととなり、今回、所要の予算を計上いたしております。今後、円滑な事業の実施に向けて、準備を進めてまいります。

壱岐子どもセンターにつきましては、今年4月からセンター長、看護師、保健師の正規職員を3名配置するとともに、新たに嘱託職員を1名採用し、職員体制を強化いたしました。昨年度マ

ンパワーの不足等によりまして休止していた子育て支援事業も再開しており、今後は関係機関との連携を更に強化し、職員のスキルアップを図りながら、療育や子育て支援事業などの充実に努めてまいります。

壱岐葬斎場改築工事につきましては、周辺地域皆様の御理解と御協力をいただき、現在地での建替えを進めており、現在工事に着手をいたしております。

現施設を稼働させながら現駐車場へ新施設を建設するため、新施設完成後に現葬斎場の解体及び駐車場整備・進入道路改良工事等を行うこととしておりまして、その間、駐車スペースが20台程度と限られるため、市民皆様には大変御不便をおかけいたしますけれども、整備完了までの間、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、教育行政について申し上げます。

市内学校施設の空調設備及びブロック塀安全対策事業については、前会議で繰越明許費の議決をいただき、空調設備を制限付一般競争入札にて実施し、5月27日に契約締結をいたしました。昨年の市議会12月会議での行政報告において、6月末を目標に取り組むとしておりましたが、諸般の事情で幼・小・中学校全体の設置が完了するのが7月25日となる見込みでございます。

また、ブロック塀安全対策事業につきましては、3月29日に「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」の交付決定があり、今回、追加補正及び繰越明許費の増額を行っております。

次に、芦辺中学校校舎改築及び改修工事につきましては、前会議で3カ月程度の遅れがあることから、繰越明許費の議決をいただき、7月末完成としておりましたが、さらに遅れが生じたため8月末の完成となり、2学期から新校舎で授業を開始することとなります。

次に、防災、消防・救急でございますが、まず、防災対策について。

これから、本格的な梅雨、そして台風の時期となりますが、ここ数年、全国で豪雨による大規模災害が続発しており、気象庁の統計でも、全国の1時間降水量50ミリ以上の年間発生回数が増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、関係機関や団体から参加をいただき、5月31日に島内危険箇所の防災パトロールを実施いたしました。今後も、関係機関等と十分に連携を図り、災害対策に万全を期してまいります。

市民皆様には、日ごろの備え、避難場所の確認など、今一度、防災対策の確認をお願いいたします。

消防・救急につきましては、本年5月末現在の災害発生状況を見ますと、火災発生件数16件、救急発生件数722件となっており、昨年同期と比較いたしますと、火災は2件の減、救急は13件の減となっております。

今後、気温の上昇とともに、熱中症による救急搬送の増加が危惧されます。屋外での作業等の

折には、こまめな水分補給を行っていただき、また、室内においても室温や湿度が高くなることで熱中症になる恐れがありますので、エアコンや扇風機等を有効に使用し、体調管理に十分御注意されますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

本議会に提出した令和元年度補正予算の概要は、一般会計補正額3億8,200万円、各特別会計の補正総額170万7,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は3億8,370万7,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は240億5,200万円で、特別会計につきましては85億6,129万2,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、平成30年度予算の専決処分の報告2件、予算の繰越明許費繰越計算書の報告3件、条例の制定・改正に係る案件5件、計画の策定・見直し2件、令和元年度予算案件2件でございます。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降の市政の重要事項、また、政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで行政報告を終わります。

日程第5. 報告第1号～日程第18. 議案第9号

○議長（小金丸益明君） 日程第5、報告第1号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告についてから、日程第18、議案第9号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上14件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしました議案等につきましては、担当部長及び課長等に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） おはようございます。

報告第1号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について御説明

申し上げます。

平成30年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定のより報告するものでございます。

本日の提出でございます。

補正予算書の1ページ目をお願いいたします。

専決第1号、専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定による専決処分でございます。

平成30年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億5,300万円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、第2表、繰越明許費補正によります。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によります。

専決処分の主な内容といたしましては、地方譲与税及び地方消費税交付金、特別交付税等の交付決定並びに起債対象事業費の最終確定による事業費の調整とそれに伴う地方債の変更、また、財源として計上しておりました基金繰入金につきまして、過疎地域自立促進特別事業基金、ふるさと応援基金、合併振興基金など、充当事業の実績に合わせた補正を行ったものでございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正は、平成31年3月会議で議決をいただいております小中学校のブロック塀安全対策工事につきまして、国からの追加内示に伴う事業費の増額により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の限度額について増額するものでございます。

5から9ページにかけまして、第3表、地方債補正について記載しております。

各起債対象事業費の確定により、起債の限度額をそれぞれの表に記載のとおり、補正後の限度額を変更しております。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更はございません。

それでは、事項別明細書により主な補正内容を御説明いたします。

まず、歳入につきまして説明いたします。

14から15ページをお開き願います。

2款地方譲与税から6款地方消費税交付金まで、交付額の確定により、それぞれ増額補正して

おります。

16から17ページをお開き願います。

7款ゴルフ場利用税交付金から10款地方交付税まで、交付額の確定によりそれぞれ増額補正しております。

14款国庫支出金、教育費国庫補助金は、芦辺小学校屋内運動場及び芦辺中学校校舎改築事業、小中学校、幼稚園の空調設備設置事業、ブロック塀安全対策事業につきまして、それぞれ事業費の精査に伴う補正を行っております。

15款県支出金、市町村権限委譲等交付金は、交付額の確定により減額補正しております。

18から19ページをお開き願います。

16款財産収入、アワビ種苗売払収入は、アワビ種苗等の出荷数の増によるもので1,081万6,000円を増額し、栽培漁業振興基金へ積み立てております。

次に、18款基金繰入金の補正は、過疎地域自立促進特別事業基金で、離島航路新規路線対策事業、漁業用燃油対策事業等の実績に合わせ、8,550万円を増額するほか、ふるさと応援基金、沿岸漁業振興基金、合併振興基金、地域福祉基金、老人ホーム施設整備基金につきましても、充当事業の実績に合わせましてそれぞれ補正しております。

次に、21款1項市債の補正につきましても、起債対象事業費の精査に伴い、辺地・過疎対策事業、合併特例事業、災害復旧事業などにつきまして、それぞれ事業の実績に合わせた補正を行っております。

次に、歳出につきましては、別紙資料2の平成30年度3月31日専決補正予算概要で御説明いたします。

2から3ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、栽培漁業振興基金積立金は、歳入の財産収入で説明いたしましたアワビ種苗等の出荷数の増によるもので、1,081万6,000円を増額して積み立てております。

4から5ページをお開き願います。

9款2項小学校費から4項幼稚園費の補正につきましては、歳入でも説明いたしましたとおり、芦辺小学校屋内運動場及び芦辺中学校校舎改築事業、小中学校・幼稚園の空調設備設置事業、ブロック塀安全対策事業につきまして、それぞれ事業費の精査に伴う補正を行っております。

その他、起債対象事業費の確定による事業費の精査及びそれに伴う地方債、基金繰入金等の充当財源につきまして、調整を行っております。

8ページをお開き願います。

基金の状況の見込みにつきましては記載のとおりでございます。

次に、補正予算書、第9号の32ページに、地方債現在高の見込みに関する調書について記載をいたしておりますが、平成30年度末現在高見込み額が292億9,724万1,000円となっております。

以上で平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 報告第2号について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について。

平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第2号、専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号の規定により、次のとおり専決処分を行いました。

平成30年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ716万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,449万2,000円とします。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出補正予算によります。

地方債の補正、第2表、地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。

平成31年3月31日の専決でございます。

2ページをお開きください。

専決処分の内容でございますが、歳入財源で公共下水道事業の実績により、市債を330万円減額し、それに伴います一般会計繰入金を減じる財源調整を行っております。

また、歳出では、施設整備費、事業箇所の減により、工事請負費等を減額しております。

4ページに地方債補正の変更を記載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 報告第3号平成30年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

平成30年度一般会計繰越明許費繰越計算書の内容は、先に議決をいただいております繰越明許費に、今回の専決処分に係る変更分を加えました総額46億2,888万2,000円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は41億5,889万6,260円でございます。

主なものは、市役所庁舎耐震改修事業、壱岐葬斎場建設事業、道路橋梁新設改良事業、小中学校・幼稚園空調設備設置事業、芦辺中学校校舎改築改修事業、壱岐島開発総合センター耐震化事業、農地及び農業用施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業などに要する経費で、事業ごとの翌年度繰り越し額及び財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、平成30年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 報告第4号について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出です。

次のページをお開き願います。

公共下水道事業大谷地区管路布設工事の分と、芦辺地区漁業集落排水整備事業舗装復旧工事等の分で、繰越明許費は、先に議決をいただいております予算計上額7,420万円のうち、実際に繰り越した額は3,596万8,760円となりました。

以上で説明を終わります。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 報告第5号平成30年度壱岐市一般会計予算の事故繰越繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成29年度の公共土木施設災害復旧事業に係る事故繰越計算書を調整したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

平成29年度一般会計繰越明許費繰越計算書により、昨年の市議会定例会6月会議で報告しておりました翌年度繰り越し額のうち、支出負担行為がなされたものが10億8,410万5,953円でございます。このうち、まだ支出がなされていないものが1億210万8,800円、さらに今後支出負担行為予定のものが289万1,200円で、この合計額1億500万円を事故繰越によって翌年度へ繰り越した額としております。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、平成29年度の補正予算で計上をされ、平成30年度への繰り越し事業となっておりますが、工事施工中の現場に崩落の兆候が見られたことから、工事を一時中断し、地質調査と工法変更の検討が必要となったため、繰り越し年度内での完成が不可能となり、今回事故繰越の手続を行ったものでございます。

以上で、平成30年度壱岐市一般会計予算の事故繰越繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第1号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられることから、本市の条例で定める使用料・手数料について所要の改正を行うため、関係条例の整備を行うものでございます。

制定内容は、本市の条例で定める使用料及び手数料のうち、消費税及び地方消費税の課税対象となるものについて、消費税及び地方消費税の税率引き上げ分に相応した引上げを行うものとするものでございます。

当該議案の対象条例は42の条例でございます。今回の使用料及び手数料の改定に当たりましては、消費税法改正法及び地方税法改正法の規定により、消費税引上げ分の添加としております。

また、その消費税率の引上げに伴う端数処理は、10円未満の端数について切り捨てを基本としております。ただし、公営企業等の特別会計や指定管理者が管理する施設の使用料等については、事業全体としての収入の増加率、すなわち値上げ幅がおおむね2%以内になるよう、切り上げ、切り捨ての端数調整を行っております。

なお、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づくものは、その改正内容のとおりとしております。

1ページをお開きください。

まず、この条例の構成でございますが、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、改正対象となる条例を整備しやすいよう担当部局ごとに分類し、章立てとしております。

次に、各条例の一部改正を条立てにより規定をさせていただいております。

27ページをお願いします。

附則につきましては、第1項で施工期日を令和元年10月1日といたします。経過措置が必要なものにつきましては、関係条例ごとに附則第2項から第11項に規定しております。

なお、消費税の非課税取り引きの例といたしましては、住民票、戸籍抄本などの行政手数料、火葬料、埋葬料、助産費用、介護保険サービス、社会福祉サービス、また、学校教育法の規定による学校の授業料、施設整備費等、そして、住宅の貸し付け、これは家賃のうち住宅として利用する部分のみ非課税となり、店舗や事業所などの事業用の部分は課税対象となっております。

次に、土地の譲渡でございますが、貸し付け期間が1カ月未満や駐車場等の貸し付けは課税対象となっております。

また、利子、保険料、保証料等は、非課税の内容となっております。

それでは、各章番号の順に、担当部局ごとに説明をさせていただきます。

第1章、総務部関係は、第1条から第5条でございます。

まず第1条、壱岐市自動車駐車場条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市自動車駐車場条例の第3条の駐車場を利用する場合の利用料につきましても、消費税の課税対象施設となります。

改正内容につきましては、資料1の新旧対照表1ページに記載のとおりでございます。

対象となる駐車場は、郷ノ浦港駐車場、江上駐車場、印通寺本町駐車場、目坂駐車場でございます。

次に、第2条、壱岐市テレワーク施設条例の一部改正について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

テレワーク施設は、テレワークセンターとシェアハウスがございまして、それぞれの区分ごとに使用料の設定をしております。

改正内容につきましては、新旧対照表の2ページに記載のとおりでございます。

次に、第3条、壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市芦辺浦住民集会所条例第5条に、施設を使用する場合の使用料につきましては、1階事務所部分や2階会議室を使用する場合の使用料でございますが、消費税の課税対象施設となります。

改正内容につきましては、新旧対照表3ページに記載をしておりますとおりでございます。

次に、第4条、壱岐市自動車教習所条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市自動車教習所条例第7条に、管理代行に伴う施設を使用する場合の使用料、また、同条例第4条の教習所施設等の利用の承認を受けた者の使用料の別表第1から第3に記載された運転練習のためのコース使用料、また、本科・補習科・練習科が消費税の課税対象となりますので、引上げを行うものでございます。

改正内容につきましては、資料1の新旧対照表4ページから7ページに記載のとおりでございます。

次に、第5条、壱岐市三島航路事業条例の一部改正について御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

三島航路の運賃につきましては、大別して8種類がございます。今回の消費税率引上げに伴う運賃改定につきましては、国土交通省海事局からの指示に基づき改正を行っております。

基本的事項といたしましては、計算方法は、現行運賃に108分の110を乗じて得た額となります。端数処理については、10円未満四捨五入です。さらに運賃等の種類別に調整を行い、全体として108分の110以内の増収となるよう設定をしております。増収額の比較計算は、平成30年度実績に基づくこととなっております。

改正内容につきましては、資料1、新旧対照表8ページから10ページに記載をしておりますとおりでございます。

なお、今回の改正に当たっては、生活航路として影響を大きく受けることとなります三島の島民代表者を中心に構成されております壱岐市三島航路事業運営委員会を本年5月15日に開催いたしまして、改正の趣旨及び内容について御説明申し上げ、御理解をいただいているところでございます。

以上で、第1章の説明を終わります。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第1号に係る第2章、企画振興部関係につきまして御説明をさせていただきます。

企画振興部関係では、第6条から第17条まで7件でございます。

第6条、壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について。

壱岐市ケーブルテレビ施設条例第11条、使用料について、基本使用料及びインターネット基本使用料を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の11ページに記載のとおりでございます。

次に、第7条、壱岐市魚菜市场条例の一部改正について。

壱岐市魚菜市场条例第8条、別表のシーフードセンター朝市売場の使用料を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の12ページに記載のとおりでございます。

次に、第8条、壱岐市商工業等研修施設条例の一部改正について。

壱岐市商工業等研修施設条例第7条、施設の使用料を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の13ページに記載のとおりでございます。

次に、第9条、壱岐市営印通寺共同店舗条例の一部改正について。

壱岐市営印通寺共同店舗条例第3条、別表の店舗の使用料を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の14ページに記載のとおりでございます。

次に、第10条、マリンパル壱岐条例の一部改正について。

マリンパル壱岐条例第4条、別表のイベントホール、コンコース、2階待ち合いコーナー、2階ホールの利用料金を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の15ページに記載のとおりでございます。

次に、第11条、サンドーム壱岐条例の一部改正について。

サンドーム壱岐条例第4条、別表の施設使用料金を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表16ページ、17ページに記載のとおりでございます。

次に、第12条、壱岐市シーサイド小水浜条例の一部改正について。

壱岐市シーサイド小水浜条例第3条の施設の使用料を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の18ページに記載のとおりでございます。

以上で、第2章、企画振興部関係の説明を終わります。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 第3章、市民部関係について御説明をいたします。

関係条項は、第13条及び第14条でございます。

議案の8ページをお開き願います。

第13条におきまして、壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

改正内容につきましては、資料1の19ページから21ページの新旧対照表をご覧ください。

記載のとおり、別表において規定いたしております勝本町ふれあいセンターかざはや、芦辺町クオリティライフセンターつばさ及び石田町総合福祉センターに係る施設の各種使用料について改正するものでございます。

次に、議案の10ページをお開き願います。

第14条におきまして、壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

改正内容につきましては、資料1の新旧対照表22ページをご覧ください。

記載のとおり、第3条において規定しております居宅使用料について改正するものでございます。

以上で、第3章、市民部関係の説明を終わります。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 第4章、保健環境部関係について御説明をいたします。

議案10ページからでございます。

初めに、第15条、壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正につきましては、壱岐市国民健康保険直営診療所条例第4条、診断書及び証明書の発行手数料が消費税の課税対象となりますので、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表の23ページに記載のとおりでございます。

次に、第16条、壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、壱岐市廃棄物処理及び清掃に関する条例の第13条、廃棄物の処理手数料が消費税の課税対象となりますので、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表24ページに記載のとおりでございます。

最後に、第17条、壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正につきましては、壱岐市自給

肥料供給センター条例第6条の液肥散布収集原料の受け入れに伴う使用料につきましても消費税の課税対象となりますので、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表25ページに記載のとおりでございます。

以上で、保健環境部関係についての説明を終わります。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 第5章、農林水産部関係の条例改正について御説明いたします。

第18条から第24条までの7件の条例改正となります。

議案関係資料、新旧対照表にて御説明をいたしますので、26ページからお開き願います。

第18条、壱岐市堆肥センター条例の一部改正でございます。

堆肥センター使用料等の改正内容は、別表に記載のとおりでございます。

次に、27ページから29ページでございます。

第19条、壱岐市農業機械銀行条例の一部改正でございます。

壱岐市農業機械銀行については特別会計であり、運営協議会に図りまして改正を行っております。機械の使用料の改正内容は、別表に記載のとおりでございます。

続きまして、30ページでございます。

第20条、壱岐風民の郷条例の一部改正でございます。

施設の使用料の改正内容は、別表に記載のとおりでございます。

続きまして、31ページでございます。

第21条壱岐出合いの村条例の一部改正でございます。

改正に当たっては、指定管理者と協議しまして、経営上、宿泊料については100円単位としております。

別表第1中、農林漁業体験実習館の宿泊料、小学生児童については、実際は2,930円になりますが、30円を切り捨て、2,800円を2,900円に改めております。

また、別表第2のコテージの使用料についても、実際は1万5,710円になりますが、これも10円を切り捨て、1万5,400円を1万5,700円に改めております。

続きまして、32ページでございます。

第22条、壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正でございます。

使用料改正内容については、別表に記載のとおりでございます。

続きまして、33ページでございます。

第23条、壱岐市水産共同作業施設条例の一部改正でございます。

第4条の使用料第2項中、2,050円を2,080円に改めております。

続きまして34ページから37ページでございます。

第24条、壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正でございます。

別表の1、郷ノ浦港ターミナルビル使用料、同表の2、芦辺港ターミナルビル使用料及び同表の3、印通寺港ターミナルビル使用料の改正内容については、別表に記載のとおりでございます。

以上で、第5章、農林水産部関係の説明を終わります。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 第6章、建設部関係の条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案の15ページをお開き願います。

第25条と28条、29条の条例の一部改正となります。

まず、第25条、壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正についてでございます。

別表1の専用汚水栓の基本料及び超過料金を改正しております。共用汚水栓についても記載のとおりでございます。

次に、第28条、壱岐市下水道条例の一部改正についてでございます。

別表1の専用汚水栓の基本料金及び超過料金を改正をしております。共用汚水栓についても記載のとおりでございます。

次に、第29条、壱岐市水道事業給水条例の一部改正についてでございます。

別表1の専用水栓の基本料金及び超過料金を改正をしております。共用水栓についても記載のとおりでございます。

また、水道給水加入金についてはでございますが、合計別に改正をしております。

具体的な改正内容につきましては、資料1の新旧対照表39ページから48ページにそれぞれ記載のとおりでございます。

以上で、建設部関係の説明を終わります。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

〔教育次長（堀江 敬治君） 登壇〕

○教育次長（堀江 敬治君） 第7章、教育委員会関係の条例改正について御説明いたします。

教育委員会関係、第30条から第41条までの12件及び、建設部関係第26条と第27条、2件の条例改正となります。

議案関係資料、新旧対照表にて御説明をしますので、49ページからお開き願います。

まず、第30条、壱岐市公民館条例の一部改正について。

第11条関係の別表で、会議室の使用料を定めています。公民館使用料につきましては、集会場、和室、研修室、視聴覚室、その他、調理実習室、それぞれ記載のとおり改正をしております。

次に、第31条、壱岐西部開発総合センター条例の一部改正について。

第9条関係の別表で、会議室等の使用料を定めています。大ホール、小会議室、婦人研修室、調理実習室の基本使用料及び冷暖房装置使用料の改正をしております。その他の研修室については、夜間の基本使用料300円を310円に改正しています。夜間の基本使用料と冷暖房装置使用料は据え置きとなります。

次に、第32条、壱岐島開発総合センター条例の一部改正について。

第9条関係の別表で会議室等の使用料を定めています。大集会室、小会議室の使用料をそれぞれ記載のとおり改正をしています。小会議室の超過1時間当たりの使用料は据え置きとなっております。

次に、第33条、壱岐市体育施設条例の一部改正について。

第3条関係で、別表2、体育施設の使用料を定めています。天ヶ原グラウンド以下9施設の使用料について、記載のとおり改正をしています。

次に、第34条、壱岐市ふれあい広場条例の一部改正について。

第9条関係の別表で、種別により使用料を定めており、記載のとおり改正をしています。

次に、第35条、壱岐市勝本B&G海洋センター条例の一部改正について。

第8条関係で、別表2、体育館の使用料を定めており、体育館全面使用料510円を520円に改正をしています。

次に、第36条、壱岐市文化ホール条例の一部改正について。

第7条関係で、別表2、大ホール棟の各部屋及び中ホール棟の各会議室、屋外広場の使用料を定めており、時間区分の基本使用料と冷暖房料を記載のとおり改正をしています。

次に、第37条、壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について。

文化財展示施設は、小金丸記念館、風土記の丘、松永記念館、ふるさと資料館があります。各施設の入館料については、無料から100円と低額なため、今回の消費税改正による引上げには該当しませんが、使用料については、第9条中、小金丸記念館2階、1日につき1,000円を1,010円に改正しています。

次に、第38条、原の辻一支国王都復元公園条例の一部改正について。

これは、原の辻ガイダンスの体験交流室及び地域振興室の使用料です。

第5条関係で、別表の地域振興室の基本使用料、1カ月当たり5万円を5万920円に改正を

しています。

次に、第39条、壱岐市石田ふれあいの森広場条例の一部改正について。

第6条関係で、別表にグラウンド夜間照明施設の使用料を定めており、30分当たり800円を810円に改正しています。

次に、第40条、壱岐市全天候型多目的施設条例の一部改正について。

第8条関係で、別表にゲートボールコートの使用料を定めています。照明施設を利用しない場合、6,170円を6,280円に改正しています。

また、営利を目的として利用する場合、4,110円を4,190円に改正し、照明施設を利用する場合については、別途徴収の1時間当たり820円を830円に改正をしています。

次に、第41条、壱岐市石田農村環境改善センター条例の一部改正について。

第7条関係で、別表に大集会室ほか各部屋の使用料を定めており、記載のとおり改正をしています。

次に、第6章建設部関係で、教育委員会所管の施設の条例の一部改正について御説明をいたします。

戻りまして、41ページをお開き願います。

第26条、壱岐市都市公園条例の一部改正について。

現在、壱岐市では、6つの都市公園を定めています。弁天崎公園、亀丘公園、大谷公園、今宮公園、金毘羅公園、元居公園でございます。そのうち、有料公園施設がある大谷公園の使用料の改正です。

第11条関係で、別表第2の2に第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の料金改定を、記載のとおり改正をしています。

また、別表第2の3の有料公園施設を利用する場合、各有料施設ごとに記載のとおり改正をしています。

最後に、第27条、壱岐市特定地区公園条例の一部改正について。

第9条関係で、別表第2中、青嶋公園における利用料について、記載のとおり改正をしています。

また、別表第2の2に第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の料金改定を、記載のとおり改正をしています。

以上で、教育委員会関係の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔教育次長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 下條消防長。

〔消防長（下條 優治君） 登壇〕

○消防長（下條 優治君） 第8章、消防本部関係について御説明いたします。

壱岐市消防関係手数料条例の一部改正、第42条の1件でございます。

改正内容は、危険物施設のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料を改正するものです。

改正額につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、消防本部関係の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔消防長（下條 優治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第2号及び第3号について御説明いたします。

議案第2号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、本条例が参酌している国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

また、資料1の議案関係資料70ページから72ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

主な改正内容を御説明します。大きくは2点でございます。

まず1点目でございますが、保育所等との連携に係る改正でございます。

新旧対照表70ページをご覧ください。

家庭的保育事業者等は、利用授乳児に対する保育が適正かつ確実に行われ、さらに、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園、認定こども園などの連携施設を適切に確保しなければならないこととされておりますが、このたびの改正によりまして、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。ただし、この場合においても、家庭的保育事業者等は、利用定員が20名以上である企業主導型保育事業に係る施設、または、市が運営

支援を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないとするものでございます。

2点目に、食事の提供の経過措置に係る改正でございます。

新旧対照表の72ページをご覧ください。

法の施行日以後に家庭的保育事業の認可を受けたもののうち、家庭的保育の居宅以外で保育を提供している事業者については、自園調理への意向に向けた努力義務を課しつつも、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年に延長するものでございます。

その他につきましては、省令改正に伴い、字句などの修正が生じた箇所を整備するものでございます。

施行期日については、附則のとおり、交付の日でございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号について御説明いたします。

議案第3号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、本条例が参酌している国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものです。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

また、資料1の議案関係資料73ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、御参照を願います。

主な改正内容を御説明いたします。

新旧対照表73ページをご覧ください。

放課後児童健全育成事業を行うために配置しなければならない放課後児童支援員については、これまで保育士の資格を有する者等であって、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定研修を終了した者でなければならないとされておりましたが、このたびの改正により、放課後児童支援員認定研修につきましては、研修需要に適切に対応できるようにするため、都道府県知事に加え、政令指定都市の長も実施できることとされたものでございます。

施行期日につきましては、附則のとおり、交付の日でございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 続きまして、議案第4号壱岐市森林環境譲与税基金条例の制定について御説明いたします。

壱岐市森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、森林の間伐や人材育成、担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及び、その促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものであります。

次のページをお開きください。

第1条は、設置についての規定でございます。

第2条は、積み立てについて、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額としております。

第3条は、管理について。

第4条は、運用益金の処理について。

第5条は、繰替運用について。

第6条は、処分について規定しております。

次のページをお開きください。

第7条は、委員について規定しております。

附則としまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 下條消防長。

〔消防長（下條 優治君） 登壇〕

○消防長（下條 優治君） 議案第5号について御説明いたします。

議案第5号壱岐市火災予防条例の一部改正について。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次のページをお開き願います。

改正の内容でございますが、日本工業規格が日本産業規格に改められたことから、第16条第

1 項中の日本工業規格を日本産業規格に改めるものです。

第 29 条の 5 につきましては、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格省令を定める省令において、種別は 1 種ということから、現行の規格省令に合わせるため、第 1 号中の作動時間が 60 秒以内を種別が 1 種に改めるものです。

また、第 6 号を第 7 号とし、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合、住宅用防災警報器等の設置を免除できる旨の改正がされたため、第 6 号として加えるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行とします。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、令和元年 7 月 1 日から施行とします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔消防長（下條 優治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第 6 号及び議案第 7 号について、続けて御説明をいたします。

まず、議案第 6 号過疎地域自立促進計画（変更）の策定についてでございます。

過疎地域自立促進計画（変更）を策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条の規定により、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市道黒崎線道路改築事業、市道半城里線ほか 7 線補修事業、壱岐葬斎場建設等関連工事、消防用移動式高圧コンプレッサー購入及び小中学校屋外施設工事に過疎対策事業債を活用するため、過疎地域自立促進計画の変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

次に、議案第 7 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について御説明をいたします。

渡良 A 辺地（変更）、長島辺地（変更）、柳田 B 辺地（変更）、初山 A 辺地（変更）、布気辺地（変更）、深江辺地（変更）、諸吉辺地（変更）、国分辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、筒城辺地（変更）、渡良 B 辺地及び西可須辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、渡良 A 辺地は市道麦谷線道路改良工事、長島辺地は郷ノ浦地区第 7 分団 2 部小型動力ポンプ購入事業、柳田 B 辺地は市道住吉船橋線道路改良事業、初山 A 辺地は市道初山中央線改良事業、郷ノ浦地区第 7 分団 2 部小型動力ポンプ積載車購入事業及び壱岐市第 2 堆肥センター施設機能保全事業、布気辺地は勝本海洋センタープール上屋修繕事業、深江辺地

は芦辺地区第4分団小型動力ポンプ購入事業、諸吉辺地は市道八幡芦辺線道路改良事業、国分辺地は芦辺地区第8分団小型動力ポンプ購入事業、箱崎本村辺地は芦辺堆肥センター施設機能保全及び攪拌機更新事業、筒城辺地は石田地区第4分団小型動力ポンプ積載車購入事業及び壱岐市堆肥センター施設機能保全事業、渡良B辺地は市道井良坂線道路改良事業及び市道西中線改良事業、西可須辺地は市道丘中田大久保線道路改良事業に辺地対策事業債を活用するために、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。議決をいただいた後、辺地に係る総合整備計画を総務大臣へ提出することになっております。

次の1ページから12ページに、各辺地の事業計画を添付しております。

以上で、議案第6号及び議案第7号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第8号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240億5,200万円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の追加・変更は、第2表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款、項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

4から5ページをお開き願います。

第3表地方債補正、1追加で、農林水産業債の限度額410万円は、県営自然災害防止事業に係る市の負担金に対するものでございます。

次に、災害復旧事業債の限度額560万円は、単独事業として実施する公共土木施設の過年災害復旧事業に係るものでございます。

次に、2変更で、合併特例債の限度額3億6,560万円を2億7,580万円に、8,980万円を減額しております。発行限度額に合わせた調整を行っております。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

10から11ページをお開き願います。

2款4項1目森林環境譲与税は、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため新たに創設された国税として、個人住民税均等割と合わせて課税徴収されるもので、各自治体に配分される譲与税につきましては、譲与基準に応じまして今年度から配分されることとなっております。今年度の試算額として、306万6,000円を計上しております。この配分額につきましては、森林環境譲与税基金へ全額積み立てるものとし、森林環境保全事業の財源として充当するものとしております。

次に、9款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育無償化の実施に当たり必要となります子ども・子育て支援システムの改修に対し、国から全額交付されるもので、536万2,000円を計上をしております。

次に、10款1項1目地方交付税は、不足する一般財源につきまして、普通交付税で6,329万4,000円を増額しております。

次に、14款2項2目民生費国庫補助金で、プレミアム付商品券事業費及び事務費補助金は、消費税率の引上げに伴い、非課税者や3歳児未満の子育て世帯の消費に与える影響を緩和するなどの目的で発行されますプレミアム付商品券につきまして、対象者8,000人の見込みに対し、商品券のプレミアム差額5,000円分につきまして、国からの補助金4,000万円と100%の事務費補助金2,081万2,000円を追加しております。

次に、15款2項4目農林水産業費県補助金は、国・県の補助事業内示に伴う事業として、畜産競争力強化対策整備事業補助金など総額で5,447万6,000円を追加しております。

12から13ページをお開き願います。

20款4項2目雑入、プレミアム付商品券事業は、商品券の売り払い収入として1億6,000万円を、コミュニティー助成金は、箱崎中山触公民館のコミュニティーセンター建設のほか、石田町自治公民館連絡協議会の備品整備などに対し、自治総合センター助成金の交付決定を受け、総額で1,500万円を追加しております。

21款市債につきましては、4ページの第3表、地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出につきましては、別紙資料3の令和元年度6月補正予算（案）概要で説明をいたします。

資料の2から3ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費プレミアム付商品券事業は、申請書引きかえ券の郵送料、商品券の販売及び換金業務委託料など事業に係る経費につきまして、2億2,047万9,000円を計上しております。

次に、4から5ページにかけまして、5款1項3目農業振興費におきましては、農事組合法人や生産組合などが行う設備や機械導入に対し、国・県の30から50%の補助を受けて支援をいたします。儲かるながさき水田経営育成支援事業など4件の事業、合計で3,048万円を計上しております。

また、6から7ページで、同じく4目畜産業費畜産競争力強化対策整備事業は、当初平成30年度県単独補助事業として予算化し、平成31年度への繰り越し事業としておりましたが、平成30年度限りで本事業が廃止となったことに伴い、予算繰り越しが不可となったため、今回改めて国の補助事業で採択されることとなり、今年度への予算組み替えを行うもので、2,955万4,000円を追加しております。

次に、10から11ページをお開き願います。

10款2項1目公共土木施設災害復旧費は、過去の被災と見られる市道の横断暗渠の崩壊及び一部閉塞について早期復旧を図るため、今回単独の起債事業として565万円を計上しております。

以上で、議案第8号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第9号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,366万4,000円とします。

2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款2項8目介護保険事業補助金につきまして、介護保険制度改正システム改修事業費補助金85万3,000円を追加し、7款1項1目一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金85万4,000円を追加をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきまして、本年10月に実施予定の介護職員等特定処遇改善加算と消費税の引上げに伴うシステム改修委託料170万7,000円を追加

をいたしております。

以上で、議案第9号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

日程第19. 要請第1号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第19、要請第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

ただいま上程いたしました要請第1号につきましては、タブレットに配信いたしておりますので、説明にかえさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は6月18日火曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後0時10分散会

令和元年 壱岐市議会定例会 6月議会 議録(第2日)

議事日程(第2号)

令和元年6月18日 午前10時00分開議

日程第1	報告第1号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第2	報告第2号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第3	報告第3号	平成30年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、 報告済
日程第4	報告第4号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、 報告済
日程第5	報告第5号	平成30年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について	質疑なし、 報告済
日程第6	議案第1号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	質疑あり、 分割付託
日程第7	議案第2号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第3号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第4号	壱岐市森林環境譲与税基金条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第10	議案第5号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第6号	過疎地域自立促進計画(変更)の策定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第7号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第8号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第14	議案第9号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	要請第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件
(議事日程第2号に同じ)

出席議員（15名）

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 赤木 貴尚君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	9番 音嶋 正吾君
10番 町田 正一君	11番 鶴瀬 和博君
12番 中田 恭一君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 豊坂 敏文君
16番 小金丸益明君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本 俊幸君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新報社から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承ください。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 報告第1号～日程第5. 報告第5号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、報告第1号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についてから、日程第5、平成30年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告についてまで、5件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で報告第1号外4件の質疑を終わります。以上で5件の報告を終わります。

日程第6. 議案第1号～日程第12. 議案第7号

○議長（小金丸益明君） 日程第6、議案第1号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第12、議案第7号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定についてまで、7件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 議案第1号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御質問をします。

議案説明では、税率が10月1日から引き上げられることから、そのことに伴う使用料、手数料等の引上げ改正を行うために関係条例42条例の整備を一括して行うために制定されることとありました。各所管の部長より説明が章ごとにあり、その改正も膨大となっております。条例制定まであと3カ月ほどありますが、10月1日、使用料、手数料等改正による窓口、現場において混乱が起きないように、職員をはじめ、もちろん利用者には十分な周知が大切だと考えますが、今後、市民をはじめ、島内外の関係者への広報等はどのようにしていくのかお尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。鵜瀬議員の御質問にお答えをいたします。

市民皆様への周知方法については、市の広報紙、ホームページ、また、各施設の掲示板等により周知を図ることとしております。

本条例の施行日、つまり消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う料金の改定は、今、議員御質問のとおり10月1日ではありますが、市民皆様への周知期間を十分取る必要があることから、本条例を今回の6月会議に提出をさせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、市民皆様への周知については遺漏のないように対応してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） わかりました。

10月1日以降、各施設の窓口など、請求額、そして収納等、混乱等起きないように、使用料、手数料等の改正を市の広報、ホームページ、施設の掲示板等について周知徹底をするよう要請をし、質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第1号外6件の質疑を終わります。

日程第13. 議案第8号

○議長（小金丸益明君） 日程第13、議案第8号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第14. 議案第9号

○議長（小金丸益明君） 日程第14、議案第9号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第9号の質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第1号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第7号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定についてまで、及び議案第9号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）まで8件をタブレットに配信しております、議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第8号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）については、議長を除く14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号については、議長を除く

14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員会の中からとし、委員長に植村圭司議員、副委員長に鵜瀬和博議員と決定いたしましたので御報告いたします。

日程第15. 要請第1号

○議長（小金丸益明君） 日程第15、要請第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

ただいま上程いたしました要請第1号については、タブレットに配信しております陳情等文書表のとおり、産業建設常任委員会へ付託いたします。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、明日、6月19日水曜日午前10時から開きます。なお、6月19日、20日の2日間は一般質問となっており、あすは4名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時09分散会

令和元年 老 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

議事日程 (第 3 号)

令和元年 6 月 19 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

- 5 番 赤木 貴尚 議員
7 番 久保田恒憲 議員
11 番 鵜瀬 和博 議員
9 番 音嶋 正吾 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第 3 号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 山川 忠久君 | 2 番 山内 豊君 |
| 3 番 植村 圭司君 | 4 番 清水 修君 |
| 5 番 赤木 貴尚君 | 6 番 土谷 勇二君 |
| 7 番 久保田恒憲君 | 9 番 音嶋 正吾君 |
| 10 番 町田 正一君 | 11 番 鵜瀬 和博君 |
| 12 番 中田 恭一君 | 13 番 市山 繁君 |
| 14 番 牧永 護君 | 15 番 豊坂 敏文君 |
| 16 番 小金丸益明君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本 俊幸君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社外1名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、5番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5番 赤木 貴尚君） 令和元年の1番バッターということで一般質問をさせていただきます。まさしく、最近、日本中でさまざまな事件や事故の中で子供たちが通う通学路の危険性について最重要課題だということの中で一番最初に私が当たったのではないかなと思っております。5番、赤木貴尚が通告に従い、大きく2点、質問をさせていただきます。

まず、1点目に壱岐市内に通う子供たちの通学路安全対策についてということで質問をさせていただきます。

5月8日に滋賀県大津市の県道交差点で車同士が衝突し、散歩中の保育園児16名が死傷した事故、そして5月28日には神奈川県川崎市登戸駅付近で登校中の児童ら20人が殺傷された事件と子供たちが犠牲になった事件や事故が起きました。

通学中の子供たちは、4月から通学になれていない新入学児童や生徒が学校に通い始め、子供たちが通学になれた5月から7月に交通事故が多くなります。交通事故においては魔の季節とも

言われているそうです。

文部科学省では平成25年に「通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組」及び「通学路の交通安全確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」を通告しており、学校関係者や保護者の協力により通学路の点検を行い、その結果に基づき通学路の安全対策を計画的に進めることを求めています。

現在、交通事故の死者のおよそ半数が身近な道路で発生しており、生活道路の交通安全対策の推進が強く求められています。壱岐の宝の子供たちのより一層の安全を確保するためには通学路や生活道路の歩道を整備することが重要だと考えます。そういう点を考えて細かく2点質問していきたいと思います。

まず、1点目に壱岐市内の通学路の現状はどのように受けとめられているのか。また、通学路の安全性は確保されているのかということ。

2点目に壱岐市通学路交通安全プログラムにおける整備において対策・整備された件数が平成24年度は4件、平成26年度は4件、平成28年度が4件、うち2件が事業中、そして平成30年度は1件でまだ未実施というところで、点検結果や地域の要望に対して目に見える諸対策の敏速かつ計画的な実施が必要ではないかと思うが、どのような計画で対応しているかという点についてお答えをお願いしたいと思います。執行部の答弁を求めます。

○議長（小金丸益明君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 5番、赤木議員の質問にお答えします。

子供たちが犠牲になる痛ましい事故や事件が起こるたびに胸が痛くなります。

壱岐市では、新入学児童の登下校の安全を守るために壱岐市商工青年部からは毎年ランドセルカバーの寄贈をいただいています。黄色のランドセルカバーの効果はとても大きく、壱岐市ではこのところ悲しい事故のない毎日を送っていることができます。

今年度は、さらに壱岐防犯協会から防犯ブザーを、さらにJA共済からは黄色の雨傘を新入学児童に寄贈いただき、各小学校では早速活用をいたしております。

各小学校区では、毎日、地域の方やいろいろな組織の方が朝の挨拶を中心に立哨指導に取り組んでいただいております。子供たちに声をかけていただき、安全を見届けていただく取り組みで、壱岐市の子供たちは多くの方から見守られ、支援を受け、心身ともに健やかに成長しています。

多くの方と連携しながら見守り活動をすることは、見せる防犯体制、あるいは、見える防犯体制と呼びながら交通事故や不審者への抑止力になっており、心から感謝しています。

議員が御指摘のように、交通事故が多くなる魔の季節と言われる5月から7月は、新入学児童を初め、子供たちは登校になれたところで、人間の持っている注意力が落ちてきそうなどきになり

ます。そのことを戒めている言葉と受けとめています。

注意力が落ちたときにヒヤリ・ハットでしのげる方と何らかの事故になってしまう方があります。子供を預かっている学校の関係者はこのことを肝に銘じて日々の安全教育に当たらなければならないと教育委員会は繰り返し指導しております。

さて、壱岐市内の通学路の現状とその安全性についてのお尋ねですが、特に新入学児童の登下校のコースについては入念な点検活動をしております。どの学校も入学後のしばらくは担任教師等と一緒に下校し、危険な場所がないかの点検をしながら子供にも直接安全指導をしています。

道路で歩道が設置されている場所の登下校は比較的安心できますが、歩道がなく、白線によって登校せざるを得ない場所では神経を使っています。白線の中を歩きなさいと遠くの子供たちにも大きな声を出して、その都度、注意をし、意識づけをしています。

スクールゾーンの指定区域でも、朝、かなりのスピードを出して通る車もあり、ぞっとすることもあります。通学路に、朝、地域の方が立っていただいていることの力はとても大きいものです。学校関係者は心より感謝をしています。

議員が重視されている通学路の歩道ですが、スクールゾーンの指定区域内でも歩道を確保するのが無理と思われるところもあります。そのような場所では道路を歩く者も車を運転する者も最大の注意力を払って悲劇を生まないための安全意識の維持に努めていかなければならないし、そのような指導を心がけています。

全国でたまに起こる車が歩道に乗り上げる事故への対応は不可抗力的な面がございますが、歩道がなかったらもっと悲惨な事故になっていたと考えることもできます。歩道を確保できるスペースのある場所については、そのような方向に市民の御理解が得られるように努力したいと考えます。市内の県道では歩道の拡張工事が進められていますが、恐らくこのような安全対策だと捉えています。

壱岐市教委は、平成26年度に策定した壱岐市通学路交通安全プログラムに基づいて通学路の安全対策を継続的に推進しています。その中心的な組織は壱岐市通学路安全対策連絡協議会です。壱岐市教育委員会が事務局となり、壱岐振興局、壱岐警察署、壱岐市建設部と連携をして構成し、通学部の安全対策を着実に実施しています。

その具体的な取り組みが定期的な合同点検です。通学路点検は各小学校区単位で実施し、学校から危険と申告のあった箇所を改めて、先ほどのメンバーで、さらにPTAや地域住民の代表者の方も参加していただき、合同で点検を行っています。風雨等の状況に詳しい地域の方の点検活動への参加はとても心強いものです。

各学校は、合同点検や安全対策の経過をもとに年度当初の早い時期に学校安全計画を作成し、全教職員で共通認識を図り、安全マップ等を見直し、整備をして子供たちへの指導につなげてい

ます。こういった取り組み以外にも地域の方から「危ないですよ」という連絡を受けることもあります。

今、各小学校区では学校支援会議やコミュニティ・スクールの取り組みが進み、委員になられた方から気軽に学校のほうに報告をいただきます。お知らせいただいた通学路の心配される場所や状況を校長が把握して、学校で対応できることは学校で、市教委に報告して市教委と建設部の力を借りながら対応することについては連携をしているところです。

このように、通学路については点検活動と見守りを中心とした安全対策を計画的に進めていますので、現在のところ、通学路の安全性は確保されていると考えております。

②のお尋ねの老岐市通学路交通安全プログラムにおける整備については建設部のほうから回答をさせていただきます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 5番、赤木議員の通学路安全対策、2番目の質問、老岐市通学路交通安全プログラムにおける整備において点検結果や地域要望に対して目に見える諸対策の迅速かつ計画的な実施が必要ではないかという御質問でございます。

平成24年度以降、全国各地で登下校中の児童が被害に遭う痛ましい事故が相次いだことから老岐市では通学路の緊急合同点検を実施いたしました。老岐市通学路安全プログラムは、この取り組みを継続的なものとし、さらに推進を図るため、県下市町の中で最も早い平成26年度に策定を行ったものでございます。

老岐市では、平成26年度以降、このプログラムに基づきまして、教育委員会、警察、各道路管理者等で老岐市通学路安全対策推進協議会を構成し、この協議会におきまして2年に1回の頻度で通学路の点検を継続的に行っております。これまでに、平成26年、平成28年、平成30年と3回の定期点検を実施したところでございます。

これまでの点検において危険箇所や要対策箇所と判断された箇所につきましては計画的に整備を進めている状況でございまして、早急な対応が可能な小規模かつ維持的なものにつきましては市単独予算で対応を行っており、歩道整備等の多額の予算が必要となるものにつきましては、国の社会資本整備総合交付金の重点配分の対象となることから、この交付金を活用し、対策を計画的に進めているところでございます。

現在までに平成24年度緊急合同点検分につきましては33件中33件が全て対策を完了いたしております。

平成26年度点検分につきましては、16件中11件が対策完了、3件が今年度中に対策完了

予定となっており、2件が未実施の状況でございます。

平成28年度点検分につきましては、22件中16件が対策完了、4件が対策中でございます。2件が未実施。

平成30年度につきましては、23件中3件が対策完了、1件が対策中、残り19件が未実施という状況でございます。

未実施となっております箇所につきましては、財源の確保や地元の同意、土地の提供等が必要となることなどから早期の着手が困難な状況でございます。対策の着手に向けて継続して鋭意取り組んでいるところでございます。

今後も、通学路対策につきましては市における道路整備の最も重要な施策として考えており、今後も各関係機関と連携しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（5番 赤木 貴尚君） 教育長と建設部長の答弁をありがとうございました。

まず、教育長のほうで、新1年生に対しての商工会青年部のランドセルカバー、これは私自身も、そして、議員でいますが、山内議員、山川議員も青年部時代に部長として壱岐市のほうに寄贈した経験があります。

そして、近年、今年度から防犯ブザーも提供されるということで、私も過去に一般質問させていただいて、子供たちの安全が確保されつつあるなというところを確認はしております。

しかしながら、きょうは歩道について話をしていくわけですが、教育長が点検をして、見守りをして、そういう体制を整えながら安全性の確保はされているというようなお話をいただきまして、なおかつ、建設部長からは歩道の整備は最重要で取り組むべきというような答弁をいただき、改めて思いますが、私が今回なぜこのような質問をしたかということ、私個人的なライフワークというか、実は、壱岐署、警察のほうから依頼させていただいて、10年ほど前から交通安全の指導を私の家の近くで行っております。

10年前当初は、週1回、毎週月曜日の立哨を務めておりましたが、ここ2年ぐらい前に子供の声かけとか連れ去り事案等があった関係上、ここ最近は、毎日、立哨させていただいております。

その中で、実は私が立っている横断歩道は、大体、平均100名ほど私は横断歩道を通しております。対象は幼稚園生と小学生と中学生と高校生です。けさの私が横断歩道を通した人数は114人でした。

挨拶して、おはようございますと言って、いってらっしゃいというような声かけをしながらや

っておりますが、盈科小学校の登校する日数というのは、年間365日中、今年度は196日間、登校するようになっていきます。

その中において、これは盈科小学校なんです、私の家から大体500メートル以内ぐらいに、幼稚園、小学校、中学校、高校と、そして虹の原特別支援学校とあります。郷ノ浦幼稚園が87名です、全園児が。盈科小学校が316名、郷ノ浦中学校が267名、壱岐高等学校が474名、そして虹の原特別支援学校壱岐分校の小中高と合わせて30名で、私が見える範囲にある学校の全生徒園児数を合わせると、1,474人が、毎朝、大体、朝7時から8時までの間に移動をしています。

そういう中で、私が毎日その状況を見て、はっきり言って危険だなというところを感じました。毎日、見守った目で、10年間も、私も今ごろになってこのような質問をするのも何かと思いますが、近年、このような高齢者のドライバーの運転ミスだったり、散歩中の園児だったり、登校中の小中学生の事件や事故を見て、改めて壱岐市がどのように対策をしているのかというのを調べつつ、この危険性を私が毎日見た目をしっかり皆さんに訴えていって、壱岐市として取り組むべきことを私自身が議員としてしっかり指摘をして、取り組んでいただきたいと思うのが今回の質問に至った経緯なんです、現状、小学校でいうと196日間、高校だともっと日数がありますが、この1,474人の武生水地区の校区にある子供たちが毎日移動している中で、先ほど歩道整備のことについてスクールゾーンのことがありましたが、歩道を整備することだけが全てではないと私は思っております。

安全対策においては、歩道自体をつくる以外にも、歩道自体にカラー舗装、緑色に舗装するとか、あとは看板の表示とか、そういうさまざまな対応ができるわけなんです、私の地元、新道公民館のところには歩道がないということで、実は、平成28年の10月3日、壱岐市と新道公民館で協議をして、歩道をつくってほしいというような話を進めていきつつ、平成29年6月には壱岐市の建設課に新道地区歩道整備の同意書というのを提出しております。

これはどういう同意書かというと、歩道をつくるためには立ち退きとかその他全ての協力をしますよという新道の住民の皆さんの同意書を取りつけて提出しております。

平成30年度の11月に壱岐市建設課から地元の新道公民館で説明が行われたんですが、現状、地元新道の皆さんは、本当に歩道をつくるためだったら移動してもいいし、撤去してもいいし、転居してもいいというような希望を出して、皆さん、印鑑を出して押して出したにもかかわらず、現状、何も行われていない。

これは、地元の人からすると、こんな危険な状況を私たちもわかりつつ市に要望しているのだが、壱岐市としては現状は何も動きがないということで、この状況を本当に見過ごすわけにはいかないというところが本当の気持ちだと思います。

それを私は代弁して、きょう、こうやって質問しているわけなんです、歩道整備といえはすぐ2メートル歩道のことをイメージされたりしますが、先ほども言うように、カラー舗装だったり看板の掲示だったり、いろんな対策があるんです。そういう本当にできることから全て始めてほしいなと思っております。

小規模の対策であれば市の予算でどうにかできるというなお話もあるんですが、実際、今年度の予算においては、そういう要望等、危険箇所も出ながらも予算化をされていなく、現状、先ほども言いますように、多くの子供たちが移動している場においても何の対策もされていない。

子供たちの安全対策というと、いろいろ教育委員会も含めて壱岐市も取り組まれていると思います。例えば校舎の耐震化です。耐震化であれば、一つは耐震強度を数値化されて、それに満たないから耐震化をしようという一つの基準というのがあると思うんですが、やはり、この歩道とか通学路の危険度というのはどこにあるかということ、どういう数値化があるかということ、私は1,474人が毎朝通っている歩道が危険度が高いという一つの数値として捉えて、その歩道を、一つは、毎年、学校でもアンケート等を行われて通学路の危険箇所を出しているんですが、それ以外にも、壱岐市としてもこの1,474人が動いている通学路を自分たちでみずから点検して、本当に安全なのかどうか、プラス、地元から要望が出ているならその要望に対してしっかり応えるべきではないかと思えます。

それは、私が先ほども言いますように、毎日、見ていて非常に危険だと。教育長が安全性の確保は見守り等でされているというお話をされましたが、私が毎日見守って危険だということです。私が毎日見ていて、これは本当に危険だなと。やはりしっかり対応してほしいというところの気持ちとして、きょう、この質問をしておるところです。

思いが空回りして何と言っているかわかりませんが、一つ、新道の歩道について、きょうちょっと写真を用意しましたが、このように、わかりにくいかもしれませんが、白い線の横に電信柱があったり、住宅が近くて歩道の整備も厳しいかなと思うところもあります。

地元の要望としては立ち退いてもいいよという印鑑もいただいているんですが、例えば電柱等は無電柱化。電柱をなくす。電線自体を道路の中に埋め込むとか、そういう対策も実際できるんじゃないかと思えます。

本当に、見てのとおり、この白線しかない、人が1人しか通れないような道路を、毎日、本当に100人単位、200人単位が歩いている状況です。これは通学路危険箇所として私がPTA会長のときにきちんと危険箇所ということで提案させていただいています。

こういう緊急性がある場所を今まで何も対策をされていないということで、今後、どのような対策で、あと緊急性を持って取り組んでいただけるのかということについてお答えをいただきたいと思いますが、市長、何かお答えがあればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 新道地区の道路の狭隘さというのは今始まったことじゃなくて、当時、恐らく、私が思うには、あその拡幅ができないから私はバイパスができたんだと私なりに認識いたしておるわけです。

しかし、そうはいいまして、現実にあの道路があって、議員がおっしゃるようにそこに多くの児童生徒が歩いているということが現実でございます。今、まさに赤木議員から御提案があった、例えば路側帯よりも子供が歩くところにカラー舗装、例えば色を変えるとか、まさに今おっしゃった電柱のケーブル埋設等々、やはり方法としては考えられると思いますし、そこは知恵を出して、かといって、確かに移転するよという方が印鑑を押していただいても、現実的に市が単独で2メートルなら2メートルの歩道をつくれるか、これは非常に厳しさもあるんだと思います。

知恵を出し合って、皆さんに承認いただけるというか、安全が確保できる、そういった対策をぜひ建設部を中心に、あるいは教育委員会、そして先ほどおっしゃった交通安全の協議会等々で共有していきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（5番 赤木 貴尚君） 予算的なものも非常に厳しいというところも理解しつつも質問しているわけなんです、今、現状、この危険性が目に見えた状態で、私も、毎日、交通安全に心がけながら立哨していると、この状況をどうにか変えるために私自身も議員になったのではないかと自分自身の立場とか、そういう役目というのを再確認するわけなんです。

総合的に考えるという言葉があれですけども、通学路だけではなく、壱岐中の壱岐全体で考えると、歩道とかそういう歩く道路を確保することというのは通学路の安全対策以外にも観光客が歩いて回るための歩道にもつながるところがあり、そして例えば、市民の健康づくりで歩いてある方の安全確保だったり、健康づくりのためにもそういう歩道が必要だったり、そしてまた、近年、高齢者の運転免許の返納等もありながら公共交通機関の整備も必要ですが、そういう高齢者の方が歩きやすい歩道というのも考えるべきであって、そういう点で総合的に考えても歩道整備というのは壱岐の島の中で大切な部分じゃないかと思えます。

虹の原特別支援学校の体にハンデがある子供たちも、盈科小学校には、最近、歩道整備も少しずつされつつ、点字ブロックもつけられて、そのような対策もされているんですが、壱岐高校にある高等部に関しては、歩道がありつつも車椅子が通りにくい部分等もあります。

これは高等部なのでまた要望等がなかなか上がりにくいところもあるかもしれないんですが、そういうところをしっかりと、壱岐の島民、そして観光の方、全てに優しい道路というのは、今後、長い目で見て必ず必要であって、箱物を建てることよりも、実は道路の整備。道路の整備という

よりは、人が歩きやすい歩道整備というのは本当に長期にわたって計画的に、そして人が多く利用する場所を優先的に考えていくべきではないかなと思っております。

見守りについては、壱岐警察署も最近の事故や事件を受けて見守りのパトロールをされてあります。実際、壱岐署にもお話を伺ったところ、これは継続してずっと行うというところですよ。

見守り等はいろんな方たちが自助・共助の気持ちで対応されていますが、壱岐市の取り組みはしっかり目に見える形としてぜひ行っていただきたいと思っておりますし、今後、今回を機に私もしっかり要望していきたく思いますので、ぜひ協力をしていただきたいなと思っております。

通学路の安全を確保することは生徒児童や壱岐市民が安心して学習や生活する上で絶対、大切なことだと思います。安全確保は行政の責務であり、登下校中の事故や生活道路としての事故は決してあってはならないし、事故が起こり得る環境があるならば直ちに改善すべきであって、壱岐の宝の子供や壱岐に住む人たちを悲惨な交通事故から守る対策を全力で早急に行ってくださいと思います。今後もしっかり要望していきますので、対応をお願いしたいと思っております。

それでは、2点目の質問に移りたいと思っております。

2点目は、内容もがらりと変わりました新しい食品表示の制度についてということで、食品表示法についての質問をさせていただきます。

食品表示法については、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3法により別々に定められていましたが、食品の一般を対象とした情報提供の制度が複雑でわかりにくいとされておりました。

このため、消費者庁を中心に食品表示の一元化について検討が進められ、3法の表示に関する内容をまとめた食品表示法が平成25年6月28日に交付され、平成27年4月1日に施行されました。

生鮮食品については平成28年10月1日から、加工食品については令和2年4月1日から新制度での食品表示となります。新制度への完全移行までの猶予期間が令和2年の3月31日までと。令和2年の4月1日以降に製造された食品に旧基準の表示を行うと食品表示法違反となり、回収命令等の対象になることがあります。

壱岐市においては多くの生鮮食品や加工品があり、壱岐産品の信頼性を高めていくためにも食品表示の適正化を推進しなければならないと思っております。ということで、3点、質問します。

まず、1点目に、壱岐市内において加工等をされて食品表示の対象食品の数ほどくらいあるのか。2点目に、壱岐市内の事業所への情報提供はどのように行っているのか。3点目に、壱岐特産品の食品表示法違反を防ぐための具体的な対策はあるのかということで執行部の答弁を求めます。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 5番、赤木貴尚議員のただいまの御質問について農林水産部のほうで答弁をさせていただきます。

さて、食品表示に関しては、議員がおっしゃるようにこれまで複数の法律に定めがあり、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3つの法律を一元化し、よりわかりやすい食品表示制度をつくるために平成27年4月1日に食品表示法が施行されました。

この新法に基づく表示の完全移行までの猶予期間は、生鮮食品は平成28年9月30日で期間終了、加工食品は令和2年3月31日となっております。よって、生鮮食品については平成28年10月1日から、加工食品については令和2年4月1日から新制度での食品表示となります。

そこで、新制度の食品表示をしなかった場合、例えば原産地等の虚偽の表示をしたりなど、いわゆる食品表示基準を守らない場合にはどうなるかと申しますと、国の所轄大臣または国から権限を委任された機関が立入検査を実施し、その結果によって、必要な指示、そして命令がなされ、命令に従わない場合は懲役や罰金に処せられることとなります。

まず、1番目の御質問の壱岐市内において加工等をされ新食品表示の対象食品の数はどのくらいあるのかということですが、新食品表示の対象となる食品を扱う業者は、保健所に申請を行い、許可を得るようになっておりまして、壱岐市内においては、その表示指導対象施設といえますけれども、その届け出が417施設となっております。

なお、対象食品数については、各施設ごとに複数ありますので、数としては把握できていないところでございます。それぞれ1品ずつあれば417品あるということになります。

2番目の壱岐市内の事業所への情報提供はどのように行っているのかにつきましては、平成27年4月1日に施行された食品表示法に基づく新しい食品表示制度の周知を図るため、食品関連事業者を対象に平成27年10月27日に壱岐の島ホールにおいて県主催によりまず説明会が開催されております。

また、平成29年9月1日から食品表示基準の一部が改正され、新たな加工食品の原料・原産地表示制度の周知を図るため、食品の製造業者及び販売業者を対象に平成30年1月23日に壱岐の島ホールにおいて県主催によりまず説明会が開催されております。

また、平成27年度から、毎年、食品衛生協会が開催する食品衛生責任者講習会の中でも説明されておりまして、今年度の食品衛生講習会は、翌年、明けてから2月に開催を予定されているということでございます。

3番目の壱岐特産品の食品表示法違反を防ぐための具体的な対策はあるかとのことですが、壱岐市としては、県知事が行う立入検査の権限移譲を壱岐市が受けております。

食品表示法違反を未然に防止するとともに、壱岐産品の信頼を崩さないよう、県と情報を共有

し、権限委譲による市内417施設について、今後、年度別に計画により巡回調査を行っていくこととしております。

方法につきましては、食品表示のうち品質事項については市が権限移譲を受けているという状況でございます。その中の衛生事項、保健事項については保健所が担当されておりますので、保健所と一緒にしましてこの巡回調査を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（5番 赤木 貴尚君） 今回、一番最初は歩道の質問をして、次に何でがらっと内容も変わって食品表示について質問したかというところ、この食品表示法については、今後、しっかり壱岐の島の特産品を本当に守るために行政が主体となって、指導というか、告知と指導、そして正しい食品表示を指導してほしいなと思っております。

なぜならば、近年、壱岐の食材も壱岐商社等を通じて島外に出て行く頻度が非常に高くなっております。その中で島外に壱岐の特産品が出ていくと、食品表示法が間違っていると指導の対象になってしまって、せっかく壱岐の島で皆さんが加工して壱岐の島をもっと発信しようと思って頑張っているのが本当にできなくなってしまう可能性もあると。

そういうものの情報が、県の主導で今まで2回ほど、そういう勉強会等をされているのもわかっておりますが、壱岐市ももうちょっと細かくそういう点をしっかり周知していく動きをしたほうがいいのではないかと、今回、質問させていただきました。

他市においてはホームページ等でも食品表示法について各市町で取り組まれてあるところもあります。ホームページが全てではないですが、ホームページの情報発信等、あとは改めて回覧とか、そういう紙ベースでもいいですので、改めて周知をする等、行っていただいて、食品表示法違反が壱岐の島から出ないようにしっかりそこは市としても取り組んでいただきたいなと思っております。

先ほども言いますが、せっかくの壱岐の特産品が間違った表示等で、厳罰というか、最初は注意が行われるわけなんです、そういう対象にならないようにみんなで見守ってほしいなと思います。

食品表示法の内容においては、加工品等においては栄養分析等も必要になったり、あとはさまざまな費用も別にかかってくる可能性もあります。そういう点においても、細かな指導、そしてそこに手助けができるようないろんな施策を考えていただきたいなと思って、食品表示の、ラベラーという、機械とか、そういうラベルとかの表示も非常に費用がかかります。

せっかく本当に壱岐の特産品をおいしく食べてもらいたいなと思って小さく事業をされてある方にとっては非常な負担にもなるところもありますので、そういうところも何か行政としてできるところがあればしっかり手助けをしていただきたいと思いますし、そういう何か補助制度があればそういうのもしっかり周知していただきたいと思います。

最後の点に関しては、これ以上、答弁は要りませんが、壱岐の特産品がしっかり守られて、全国、そして世界に羽ばたけるように後押しと手助けをしていただきたいと思いますということを要望して私の一般質問を終わりたいと思います。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時47分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、7番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 久保田恒憲君） それでは、7番、久保田が一般質問をさせていただきます。

今回は3点ほど用意しているんですけど、1点ごとに中身の濃い議論をしたいと思いますので、私が質問したことに対して、こういう質問でございますねというような重複した回答はぜひ控えていただきたいと思います。

今回、本当に市民の声をいただきまして、私自身、非常に反省した点があります。そういう意味も含めて3点ほど質問させていただきます。

1点目、台湾リスの被害と駆除の徹底をとということで、壱岐島内全域で台湾リスによる被害が出ています。発生時からの被害状況と駆除の成果を見せてくださいということで、その成果をもとに今後の対策を聞かせていただきたいと思います。

被害状況と駆除の成果ということでいえば、ホームページを調べておりましたら、農林水産省のほうの野生鳥獣による被害状況、平成20年度の分が平成22年度3月版ということで出ておりました。その中に出ていましたので、それ以降、平成21年度からこれだけのリスを捕獲しましたよということをお示しいただければいいと思っております。

それから、続けて、それに基づいて対策ということでお答えいただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 久保田恒憲議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産

部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 7番、久保田議員の御質問にお答えいたします。

タイワンリスの被害捕獲頭数でございますけれども、このタイワンリス捕獲を始めました平成14年度からでございます、そのデータを持ってきております。

5年ごとぐらいに申し上げますけれども、捕獲開始年度14年度から平成20年度、これは6年間でございますけれども、2万9,750匹、それから平成21年度から平成25年度までの5年間でございますけれども、これについて3万3,264匹、平成26年度から平成30年度までの5年間で5万7,426匹でありまして、17年間で合計12万440匹ということになっております。

平均いたしますと年間7,085匹となりますけれども、ここ5年間では年間平均1万1,485匹ということでございます。とりわけ昨年度が最も多く、1万6,300匹ほど捕獲されております。

簡潔にということでございますので、その対策でございます。被害額等については農業共済通知等を優先することとなっております、被害額そのものについては特に被害額としては数値にあらわれておりません。そこで対策といたしまして今後考えておりますのが、本年度から新たに2点、計画をいたしております。

1点目は、専門家による捕獲技術の講習会を開催する予定といたしております。これは、市民の皆様から「どこでどうやって取ったらよいかわからない」「餌は何が効果的なのか」といった捕獲に関する質問が多く寄せられているところでございます。

熊本市にあります森林総合研究所の森林動物研究グループから専門家を招聘し、専門的な見地を踏まえて捕獲技術の向上につなげることを考えているところでございます。日程が決まりましたら市民の皆様への周知をさせていただきたいと考えております。

2点目につきましては、捕獲数を徹底管理し、よりきめ細かな生存分析と調査を行うものでございます。受入をしているタイワンリスが島内のどこからどの程度捕獲されているのか、もちろん捕獲活動をされている市民の皆様の活動の範囲にもよりますけれども、そうしたことをより綿密に調査し、対策を講じていきたいと考えているところでございます。

今、実施主体では、壱岐地域鳥獣被害防止対策協議会におきまして毎年5月下旬に捕獲した有害鳥獣の慰霊祭を行っているところでございます。昨年度より参加者に関係機関に加えましてタイワンリスの捕獲者の皆様にも参加いただいております、これまでなかなかできなかった捕獲者同士の情報交換やネットワーク形成も今できている状況でございます。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） なぜ私がこの問題を取り上げたかといいますと、タイワンリスを捕獲するのに一般住民の方の御協力をいただくと。どういうふうに行っているかという、昔は尻尾とか言われていたんですけど、今は、わなで取ったリスそのものを殺して、その死体を持って行って、それによって700円とかいうのをいただくと。

私たちの年代といいますか、から見れば「そうか。いいアルバイトやな」ぐらいにしか思わなかったんです。ところが、市民の方から「とてもじゃないけど、そういうことはできません」と。女性であったり、高齢者であったり、ましてや「取ったものを殺すなんてことは、とてもじゃないけど、できません」と。

「水に浸ければ死ぬらしいですよ」と。「水に浸けて殺すんですか」ということを言われまして、それは、とてもじゃないけど、できないと。どうか違う方法で対策をとってもらえませんか」と。

被害状況もかなり出てきています。それで、私も、そうだなと。考え方によっては、現在の時代では、ちっちゃな虫にも小さな命が宿るとかいう命の大切さを教えているこの時代に、リスを取って水に沈めて殺して、それを市民の協力の対策と言って、それはやはりちょっと違うかなと思って、もちろんお一人の方だけじゃなくて多くの人に御意見を聞きました。

やはり言われました。「それは俺たちやったら構わないけど、家族もいるんだよ」と。若い家族にとってみては「そういうことはやめてくれよ」と。例えば、たたりじゃないですけど、そういうことがあるかもしれない。

そういう意見をもとに市の担当部署に行きました。そうしたら「最近では供養をしていますよ」ということで、それはまた一つ前進だなということで、そういう御意見をいただく方には「市のほうで供養してもらっているんですよ」と言っても、やはり「そんな問題じゃない」と。「そういう残酷なことを市民に任せるとするのは、それはおかしいですよ」ということを言われたので、そうだなと再度思ってこの質問をしました。

その中で、タイワンリスの生態とか、和名はクリハラリスですか、私もそれなりに少し調べて、そして農林水産省のホームページの中にある先ほど言いました平成20年度の被害状況に基づく平成22年度3月版という中の資料を打ち出しましたら、もう既に壱岐市のことが書いてあるんです。

その中で、長崎県壱岐市、ちょっと読んでみます。

「壱岐市ではタイワンリスによる農林業被害が増加したことから、平成14年度から壱岐地域鳥獣被害防止協議会が地域住民にはこわなを貸出し、住民参加型の捕獲体制を推進している」と。

「はこわなは平成19年度までに約1,500個が貸し出され、平成19年度には約4,300頭が捕獲されている。また、大学と連携したタイワンリスの生態調査も行っている」という表示がありましたので、現時点で専門家を呼んで住民に説明をする。おい何年たっているんだと。

そういうちょっと取り組みの甘さがあるんじゃないかという考えに至りましたので、やはりこの時期に載っていました全国的な被害の場所、壱岐市も含めて、東京の大島町というのがありまして、そこがその当時から挙がっていました。福江も挙がっていました。

福江に電話して聞くのは、多分、市の担当者も電話ぐらいして状況は密に連絡をとられているんじゃないかと思いましたが、東京都の大島町のほうに連絡しました。どうなっていますかと。平成22年ぐらいの状況で大島町も大変だと。

農林省の人に成果が上がっているところはないかという質問をしたら、熊本県宇土市は成果を上げていますよという回答をいただきましたので、宇土市のほうに電話をしました。その状況だけをちょっと御報告したいと思います。

大島町、同じ時期に、ほぼ、リス被害が発覚して、伊豆七島ってあるんです。私、東京にいましたんで少しは知っているんですけど、人口約8,000人で伊豆七島の中の大きな島です。面積は91。いいか。

要するに人口で壱岐の3分の1ぐらいです。面積で7割近く。

平成20年度から東京都の補助金で捕獲を続けて、毎年8,000匹程度捕獲と。生息数を業者に依頼して調べたら16万匹。さっきなんかトータルで取れた壱岐の頭数と一緒にですね。今、1匹500円で引き取っているが、効果的対策を模索中。

昔のさっきの平成22年度の農林省のホームページで第4章基礎知識の中に初期対応の重要性「タイワンリスは昼間活動し、独特の大きな鳴き声を発するため、比較的その存在を確認しやすい」と。

「タイワンリス対策では初期初動の迅速性が重要であり、生息や被害が確認された段階で、すぐに捕獲作業を開始することが重要である。これまでの事例では、被害が出始めるころには、既に生息密度は高くなっており、分布も拡大し始めていることが多い。地域住民に対してタイワンリスへの理解を深めるための普及啓発を常に実施し、地域ぐるみで対策を実施するよう、意識を高めていく事が重要である」。

もう既に農林水産の過去の資料においてこういう基礎知識があって、その中に壱岐市では既に被害が出ているから対策もとっているということが載せられています。ということは、農林省がこの調査をしたときには、当然、壱岐市が綿密に調査して県に上げて、地方統計局か知りませんが、それで農林水産省と行っていると思いますので、この時期に既に危険性というものわかっていたのではないかということに気づいたわけです。今後の対策に生かしていただきたいと思

ってこういう状況をお話ししております。

先ほど言いましたように、大島町では手が打てないと。もうほぼ、自分たちの現在の状況では対策がどうしていいかわからないので、もう一回、綿密な対策をとろうと思っているということでした。多分、壱岐市と同じ状況です。

じゃあ、駆除の成果を上げている熊本県宇土市、そこに電話しましたら、ほぼ取れなくなってきているので、成果は物すごく上がっていると。どんな取り組みをしましたかと言ったら、現時点から6年ほど前から2名の専従者を置き、取り組んだところと。もちろん、そこにはいろんな取り組みがありましたけど、一生懸命、取り組むための要望書などが出ていました。そういうことです。

熊本野生生物研究会が2012年3月9日に「台湾リスを宇土半島に封じ込めるための緊急対策の要望書」とかいうものを出して、市も県も動いて今の現状になっていると。

宇土市の担当者に聞いたんです。「壱岐も台湾リスがひどいんですけど、壱岐から何か問い合わせがありましたか」と言うと「なかったと思いますけど、私たちのほうからは壱岐に問い合わせをしたことがあると思います」ということで。

宇土市はチラシをつくっています。「宇土半島から台湾リスを根絶しよう！」というようなチラシの中で、台湾リスはとにかく繁殖がすごいからということで、物すごい台湾リスの繁殖力、日本では爆発的に繁殖、最高で一度に4頭、年に3回出産する。

「他県では大変なことになっています。長崎県壱岐市や東京都大島町では、毎年、数千頭以上が捕獲されていますが、住民の方々は、それでも数が減ったようには感じないそうです。壱岐市ではスギ、ヒノキの幼木が、大島町では特産の椿が、深刻な被害を受けています。放っておけば熊本も危ない！」ということで、集中的に取り組んでる。

その担当者は「何が成果があったかわかりませんが、多分、初期対応がよかったんじゃないか」ということで、ほぼ宇土半島では台湾リスは減ってきて成果がめちゃくちゃ出ているということです。

ですから、今後、取り組んでいただくときに、私も住民の意見を聞いて私もかごを借りに行っただけど、ないと。1月か2月だったかな。問い合わせしたら「今、貸し出ししてしまっているんで。新年度は要求しますから」と。

「新年度、要求したら、入ったら教えてくれよ」というような話をしたんですけど、近所の人と同じくかごを借りに行ったら「もうことは出せない。入ってくるのは10月だよ」と言われたと。「おい。新年度が始まって10月やったらもう終わるんじゃないか」というようなことで、私も営農センターとかに行ったら、先ほど部長が言われたように、新しい対策が決まったと。ほぼ、それでいきますと。ですから、今、貸し出しはとまっています。かごの買い取りをしていた

だいて、やってみよう。経費も大変だからというふうになっているようです。多分、これは一般の方々はまだ御存じじゃないと思います。

これが小型のほうの。ネズミ取り器みたいですけど。これを今まで貸し出されてきました。ちっちゃいのおっきいの。貸し出し品がないから私もどうしようかと思って、近所の人にきのう電話して借りました。大丈夫ですよ。ちゃんと殺菌処理していますから。洗ったのをまた処理していますけど。

問題は、これを購入するとメンテナンスが大変らしいんです。というのは、餌をつける部品、これもすぐいかれるそうです。それから、ここについているばねも弱かったりなんかするそうです。

結局、手の器用な人は自分で部品をつくったり、ちょっとばねの位置を工夫したりして何とか逃げないようにするけど、既製品だけでは、取れたときに取れているなと思って1匹取っているときにほかのリスがばばばと逃げるリスもおるらしいんです。というのは、弱いところをリスのほうで学習しているかもしれないんです。

そういうことで、これを売って、あるいは買って、果たしてどれほどの効果があるのか。市民の人々の意見を集めた上での対策だったのかということも非常に疑問なところですよ。

そこで、今後、もしそれで行かれるならば、もちろんそれでやられるしかないんですけど、多分、根絶というか、減らすのは現状では難しいと思います。ですから、現状で物すごい減らして「壱岐市はすごいな。すごい取り組みをした」という方向をぜひ目指していただきたい。そうしたら全国的にも有名になると思います。

もう一つは、先ほど、ちょっと後ろのほうからご意見をいただいたんですけど、逆にリスの島にして観光資源に生かしてはどうかという意見もありました。でもこれも全面的ということじゃなくて、一つの山をそういうふうにしていかせられたほうが早いのかどうかも含めて、ぜひリス対策はとっていただきたい。

被害は出ております。一番短いところではケーブルテレビ、やられましたよね。もちろんカテシとかいろんな被害がありますが、ちっちゃなリスから本当に壱岐の文化を壊すような被害が出てくるかもしれないんです。そのところをぜひしっかりと考えていただいて対策をとっていただきたいと思います。この件に関して回答があれば。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいま、いろいろと御提案がございましたけども、まずもってタイワンリスについては特定外来生物ということでございまして、それに認定がなされておりました。餌づけとか飼育とかそういったことはできないということになっております。

壱岐市といたしましても、特定外来生物ということで防除をするということで認定を受けまし

て駆除しているところでございます。これは、一般の人が駆除をできるのは特定外来生物の防除の認定を受けてやれることができます。それからもちろん有資格者の方も猟友の資格を持ってある方も当然駆除することができるところでございます。

そこで今後の対策の中では、いろいろと宇土市、それから先ほど大島町とか出ましたけども、そういったところの情報等は当然仕入れておまして、宇土市とか五島とかで講師をなされた方を今回お呼びして、もう既に初期対応というのは当然難しいところなので、今後の対策としてどうしていくかというのを今後捕獲技術の向上とかに向けて研修していきたいというふうに考えているところでございます。

また、五島市においては、今、余り奥に立ち入らない、山奥、そういったところも捕獲に回っているというところも聞いておりますし、地域で取り組むといったこともやっているというところも聞いておりますので、そういったことを検討の中に入れて今後対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 後手後手に回っているのは間違いないのでぜひ捕獲した住民の意見も研修会等で集めて対策に取り組んでいただきたいと思います。

2点目、単身世帯にも住宅助成金をということで、公営住宅には特例以外の単身者は入居できません。壱岐島内で独立して働く独身者や単身世帯にも何か住宅手当等でもいいですからできないかなという要望です。

ここに書いておりますように、Iターン、Uターン者と同じようにと、島内にとどまる単身者にも早急な助成を求めるところでは書いてはいますが、事前に壱岐市のほうから資料をいただきまして、壱岐市が取り組んでいる壱岐市就職支援事業の中で、高卒等、卒業して地元企業に入ったら企業にも個人にも手当があるんだよというようなことは調べておりますので、この件についてはまた市報7月号にも掲載するということですので、しっかり周知していただければそれで構わないと思います。

ただ、いろんなケースがありますから。壱岐の中で、例えば島の人が本土に来て仕事をしたい、もちろん本土にしか就職先がありませんから。しかし、御存じのように、島専用の住宅というのも満杯です。そうじゃないところに入ろうとすると、公営住宅は当然普通の人は入れません。そうすると、そうじゃない民間の住宅に入った場合に大きな企業であれば住宅手当はあるんです。どのくらいのちっちゃい企業で手当があるかというのは調べておりませんが、できればいろんなケースがあっても壱岐市で働く人、その人が家で住むんじゃなくて、やはり自分の家は出ても単身で住まいを求めて、そこに住まいながら壱岐市で働きたいという方にはぜひ広く何かそうい

うものがないかという要望です。

新しく先ほど支援事業がありましたけど、新しい卒業者じゃなくても、古くても途中から働いたり、あるいは転職したりすることもありますし、ぜひともここで本採用とかありますけど、間口を広げて出ていく人を防ぐ、入ってこい入ってこいで新しい人は出ていくなというけど、そうじゃなく、今まで働いている人も含めてこの制度をぜひとっていただきたいと。

御存じのように、壱岐の企業はおっきな企業はありませんので、壱岐独自で本当に単身者でも壱岐で働けばしっかりとした、少ないだろうけど住宅手当とかそういうものが出るんだよという取り組みは本当に必要だと思いますので、この点は簡潔に今後進めたい。あるいは、無理だというような返答で結構ですからお答えいただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 7番、久保田議員の御質問にお答えします。

復唱するなということでしたけど少しか復唱させていただきます。

単身者に対する公営住宅の入居につきましては、過去にも御質問がございました。市営住宅への入居資格は住宅条例第6条で定めておりまして、議員が言われるように、特例以外では単身者の入居はできないということになっております。

そこで、Uターン、Iターン者と同様にということでございますので、U・Iターン者に対する助成事業の主なものを述べてみますと、第一に引っ越し費用、2番目に住宅の取得費用、これは新築でも中古でもあります。

それから、1年間に限り1万2,000円以内の家賃補助がございます。これは転入者に対する直接補助でございますが、その外にも御存じのように、昨年からはまりましたU・Iターン者の方に住居確保のために建設された部屋数の半数以上を市に確保すること、それから家賃を4万円以下にすることなどを条件として、民間住宅建設補助金をやっております。

そういった中で、私は壱岐に、この事業を市の確保分、その残りをそういった単身者に向けて情報を開示してそういう住宅がありますよということをぜひ皆さんに御活用願えればなど。そうすれば、間接的にはございますけれども、市が補助したということになると思っています。

ただ、4万円という金額が高いかどうか、その辺には少し問題があるとは思っておりますけども、今U・Iターン者用につくっております建設補助金、その住宅を島内に残る若者に提供したいというふうに思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） どちらにせよ情報がなかなか行き渡っていない。先ほど言われま

した若者という基準がちょっと曖昧なので、いいんじゃないですか、若者じゃなくても。どうでしょう、市長。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ついつい若者と言いますが、単身者というふうに訂正いたします。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 了解しました。

どちらにしろ、もしこの放送を聞かれている方、あるいは、私らも含めて、そういう方がいらっしやったら、ぜひ個別に条件が合うのかということも市役所に訪ねて、なるべく該当する方を拾い出して壱岐にとどまっていただけのように取り組んでいきたいと思います。

以上で終わります。

それでは最後にスクールバス制度を見直す時期ではないかと。壱岐市は新たな交通網の整備の中でスクールバスへ一般の人も乗れる混乗を検討しています。

しかし、その前に統合されていない中学校地域、今まで何回も出ていますスクールバス、通学距離が遠い生徒がスクールバスに乗れるような制度に改めるべきではないかという意見です。全島的にバス、交通網の整備をしている中で中学校のスクールバス、制度的にもう6年以上経過していますかね。そこに手を加えないで全島的にと言えるのかどうか。

そこではっきり、もう一回統合されていない、とにかく生徒の遠いところはスクールバスに乗せるように制度を改めてはいかがですかというのが今回の質問です。

そこで私も当事者でもありませんでしたし、当時、統合されたときの。いろんな市民の意見を聞きました。それをもとに回答をお願いしますね。

パーセンテージとかはいろいろ面倒くさいので、100名の人に聞きました。団体、グループ、8グループ、96名です。どこだと後から言われましたら詳細に答えますけど。

それ以外にも個人的に聞きました。個人的に7人、合計103人に聞きました。一般の私が聞くグループの人たちは御高齢の方が多いので、壱岐市がこういうことを考えていますよ、スクールバスがあいている場合は皆さんも乗っていいような制度を考えていますと言ったらありがたいと言われました。それはよかったです。ですからこれは100%です。

しかし、そこに今まで乗れなかった、統合されていない中学校の生徒は今まで通り乗れないんですけど、それでもいいですかねという現実的な問いかけをしました。そうすると、ほぼ90%がそれは生徒が優先やろうという答えをいただきました。一般の人たちはそういう認識です。

個人の人にももちろん聞いて「それは中学生が優先たい」という回答をいただきました。スクールバスを偶然見かけて中学生が2人おりてきたんです。その人にも聞きました。

最初は意味がよくわからなかったみたいですけど。大人の人と一緒に乗っけるのは、ええっと

いう表情をされましたけど、「あいていればという話だよ」と。それと友達で今乗れていないけど遠いところの人を乗せるようにということはどうかと言ったら「それはぜひ乗せてくださいと。2人で100%と言ったら、ええっと言われるかもしれませんが子供たちはそうなんです。

あるところで聞いたら面白い答えが返ってきました。じゃあスクールバスの該当者じゃない子供と一般住民がそこにおいてそうしたら一般住民だけ混乗させて生徒は残していくのかと。ええ一つと。やはり多くの人の意見を聞くもんだなと思った次第です。

いろんなそういう話の中で、教育委員会に対するご意見もありましたけど、厳しい意見を受けました。でも、それは厳しい意見を受けたということだけにとどめさせていただきたいと思いません。

一般の人たちの意見は私が聞いた限りではこうです。本来ならば、統合されて今スクールバスを利用されている人たちの保護者、あるいは、子供たちの意見も聞くべきだと思います。しかしこの一つの一般質問のこの提案をもとにそういう人たちが家族で話し合える機会ができるとしたらその中からまたいい答えが出てくるのではないかと思っているわけです。この制度はもう変えたらどうですかという問いに関する答えを簡潔にお願いします。

○議長（小金丸益明君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 7番、久保田議員の御質問にお答えいたします。

10中学校があるときのそれぞれの壱岐市の通学距離は6キロメートルを超える生徒はおりませんでした。統廃合することによって6キロメートルを超える子供たちが出るためにその統廃合に歩み寄っていただくためのスクールバスが導入されたことの経過をまずお互いにしっかり理解したいと思えます。

スクールバスに乗せる生徒をどうするか、その統廃合に入るときの準備会で7回から8回の熱心な協議がそれぞれの校区の方でなされてきました。その範囲を決めることが大変難しかったということになり、結果的に落ち着いたのが現在のスクールバス運営規則でございます。

簡単に言いますと中学校規模適正化により校区が新たになった生徒の利便を図るために運行するというで乗る生徒が決まってきたということになります。

1年半過ぎた24年の12月にも改めて各校区からの代表者を集めたスクールバス検討委員会を持ち、論議を重ねました。そのときにも議員がおっしゃる、遠い距離の生徒を乗せてはどうかという話も持ち上がりました。その前に校区が新たになった生徒を乗車させることは納得しよう。その次に、今のお話のように、遠い距離にある生徒も乗車させてもよいのではの考え方でいろんな視点で検討されました。遠い生徒の範囲、どう定義するかということになります。数値で表して例えば4キロメートル以上とするのか、3キロメートル以上とするのか。その辺での論議

が多くなされたところですが。そういう中で、最終的に統合されていない地区の代表として出られた保護者の方が次のような意見を言われて検討委員は納得しました。

私たちはもともとスクールバスがなかったのだから、今のままでいいです。

新たな線引きの妙案がない中でのこの言葉にひとまず落ち着いて、現在も来ていることになります。

おっしゃる、制度を見直したい気持ちにもなりますが、まずは私が常々申し上げてきたことは、母校をなくした子供たち保護者地域の方々のお気持ちが少しずつ緩やかになり、もうそろそろそういう形の中でA中学校の一つの校区として乗車させる生徒の範囲を見直してよいという気持ちになっていただくと、スムーズにそのお気持ちを越えて制度の検討が進むことになろうと思っておりますが、今のところ、教育委員会のほうにそのような声が届いていないということになります。

ちなみに、芦辺中学校が今度新しい場所に移る場合の説明会を重ねてきました折にも、今度は旧那賀中学校校区の子供さんたちは、スクールバスではなく徒歩通学を原則とした形になりますよという話を検討会議でいたしました。それについても特段異論はない形でこれまでの制度で進めてもらっていいよというお気持ちでございました。

よって、地域の方々の気持ちがまだ熟していないと判断している今では、この検討委員会を再度立ち上げてどこで線引きをするかで同じような悩みを抱えられるだろうと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 納得された、24年ですか、保護者の。スクールバスがなかったのだから、私たちの時代は。だからそのまま歩いていってもいいんじゃないかと。そのときはそうでしょうけど。

いいですか。スクールバスがあるから混乗ということは今壱岐市のほうは全島的な交通網の整備の中でやろうとしているんです。そうすると、全島的な整備の中でスクールバスを混乗で活用しようとするんだったら、今までのその規則そのものに触れないでやろうという考えが私はわからないんです。ですから、制度そのものではなく、一般住民のシンプルな意見をきょうご披露したわけです。

本当に全島的なバス、交通網の整備が本当に必要な時代です。そうしたら、そういう必要な時代にスクールバスがあるから活用しようとする中で、その6年か7年前の、それはもちろん厳しい選択をされたでしょうけど、それを触らないで全島的な交通網の整備かというのが私は引かかるんです。それも含めて提案して、以前の中学校のスクールバスの制度はずっと守り続けるんだという市民住民の意見が大半であれば、それはそれで構いません。

壱岐市が全島的な整備の中でスクールバスの混乗を考えようというふうに言ったから、じゃあスクールバスの制度そのものにも手をつけたらどうですかという提案をしているんです。

一切、手をつけるつもりはありませんという、今のそういう判断であれば、それはそれで構いません。ですから、市民がそれを受けて、賛成派、反対派、いろんな人の動きが出れば、それはそこで一步前進だと私は思っております。

ということで、私は市民の人の意見、もちろん、私の意見が正しいかどうか、ひとりよがりになっているのではないかとということで、チャンスがあればいろんな市民の意見を参考にさせていただいております。

それをもとに、壱岐市の教育委員会としては、その程度ではということであれば、また次の動きをするか、あるいは、市民の方々の動きを待つかどうか。それも市民の人々の意見によって、私も考えていかざるを得ませんが。

再度、確認です。新たな交通網の整備を考える中でスクールバスの混乗を考えるけど、一番最初に決めた統廃合による中学校のスクールバスの見直しはしないということでもいいですね。

○議長（小金丸益明君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 1回目の回答の中で交通網整備の中の混乗について触れることを忘れておりました。申しわけございません。混乗というこのことの意味がどこまで進んでいるのかという点で、これはまず先に混乗をするということが決まっているというわけではありません。壱岐市の交通網整備の中の一つとして、スクールバスについての混乗について教育委員会に相談がありました。お尋ねがあり、検討しているところでございます。

「現在のスクールバス運行制度のルートの中で御利用いただける方があれば空席の部分について混乗というのは検討されることとなります。できるでしょう」というお答え方を今はしております。

大きくルートを変えるわけでもなく、場合によっては最終地点から少しだけ延長するということで市民の方の利用が可能になることは検討することはできるでしょうねと。

あとは、朝の時刻等、子供たちの学校への時刻もありますので、2つ3つの空席の部分でどのような利用が具体的にできるか、停留所の変更等も含めて当然入ってきますので、その辺でまずはスクールバスは現行の運行制度の中で運行します。そして混乗を希望される方がありましたら、可能に検討していきます。そういう形で今はおります。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 先ほど言いましたように、混乗について、教育委員会のほうに壱岐市としても投げかけているよというような話を聞きましたので、私はその時点で、じゃあスクールバスの最初の規約そのものにもこの機会に踏み入っていったほうがいいのではないかと

うことで、今回の質問をさせていただいたわけです。

教育長の考えはわかりました。ひょっとしたら、混乗が先で、あとは、今度の今までの乗せない生徒を乗せる機会ができてくるかもしれませんからね。

現時点では、一般市民はスクールバスだから中学生が優先たいというこの普通の意見が多かったということを申し上げまして、余り中身のある議論にならないので、前進しないのでこれで終わりたいと思います。

以上です。

[久保田恒憲議員 一般質問席 降壇]

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時48分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、11番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

[鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇]

○議員（11番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、11番、鵜瀬和博が一般質問をさせていただきます。

昨夜、新潟県におきましては震度6強の地震があり、多くの方が被害に遭われております。心から御見舞いを申し上げます。そういった災害の起こった時に、一時避難場所。そして、また、火災時あたりの延焼防止などの役割を果たす地域にとって欠くことのできない場所となっております公園の整備充実について一般質問をさせていただきます。

行政報告でもあったように、壺岐子どもセンターの改善、充実については、4月よりセンター長、看護師、保健師の正規職員を3名配置し、嘱託職員を新たに1名採用。職員体制を強化され、人手不足で休止していた子育て支援事業も再開をしております。

今後は、関係機関との連携強化し、職員のスキルアップを図りながら、療育や子育て支援事業などの充実に向けて努めていくとのことでした。また、石田幼稚園、石田保育所を一体的に運営する壺岐市初の幼保連携型認定こども園として、石田こども園を4月1日から開園し、今までの保育事業に加えまして、就学前の3歳以上児の幼稚園教育の実施と保育環境の充実を図り、幼児教育保育の量と質を拡充するとともに、既存の保育施設と新しい園舎を活用することにより、待機児童の解消に向けて取り組まれております。

また、合わせて、子育てに関する相談活動や親子の集いの場の提供、園庭開放を行うなど、地域の子育て支援の充実を図り、待機児童解消に必須となる保育士の確保に向けては、県などと関係機関と連携を図り積極的に取り組んでいくということでした。また、本年10月1日から始まります幼児教育及び保育の無償化については、3歳から5歳児については全世帯、0歳から2歳児については住民税非課税世帯が対象とされ、認可保育所等の保育料などが無料になることなど、国、県、市と子育てに関連する財政的支援をはじめ、子育て環境も少子化に歯どめをかけるべく充実、整備されてきております。このように、子どもを預かる施設については、少しずついい方向へと改善をされてきております。

ところが、一方、日曜、祝日の子育て環境についてはどうでしょうか。特に、市内各所にある公園の遊具や施設については多くの子どもたちや家族連れ。春、秋には小中学校の遠足。授業の中でも利用されていると聞いております。しかし、老朽化等により危険な遊具については撤去をされており、その後、新しく遊具の設置はされていない所もあります。

新聞によると、最近の子どもは、外よりもテレビゲームなど家で遊びインドア傾向が強くなり、体力の低下や視力の低下、コミュニケーション力不足など社会問題となっております。子どもたちが遊びの中で社会性を身につけたり、体力向上のため外で遊んだりすることは大切だと考えております。子どもが安全安心して遊べる公園の整備、充実させることこそが子育て環境のさらなる充実へとつながり、行政として重要と考えております。

そこで、5点について質問をさせていただきます。

現在、市が管理している公園数と所管課の内訳とその目的についてお尋ねをいたします。

2点目、壱岐市公共施設等総合管理計画で実施した公園に関するアンケートでは、52%が現状維持を希望され、今後の基本方針では、遊具等子どもの利用度の高い施設等は安全面を確保しつつ計画的な改修更新により施設の維持及び公園清掃等、地域住民との共同により適切な維持管理に努めるとあります。今後の公園の整備計画はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

3つ目、近年の暑さは災害と言われるぐらい暑く、小中学校におきましても、7月25日まではエアコンが設置をされる予定となっております。公園の中には日陰のない所もあり、避暑できる施設の設置をと考えますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。また、合わせて、特に家族連れで行く場合に、お子さんの汚れた手洗いや特に、赤ちゃんと一緒にいる場合に授乳スペース等があれば大変子育てをしているお母さんたちにとっては大変助かると思っておりますが、この点について、合わせてお尋ねをいたします。

5つ目が、現在では、健康志向や予防の面から、健康づくりを目的とした健康遊具を設置する自治体もふえてきております。国土交通省によりますと、10年前と比べて、危険という点から、箱ブランコは約7分の1に、シーソーは約1割、ジャングルジムは約2割減ったと聞いておりま

す。一方、高齢者向けの健康遊具は4倍近くに増加しているそうです。過去にも、これまで提案をしておりますが、本市において取り入れるべきと考えるが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

6点目が、子育て中の御家族にとって、どこにどのような公園があるか。場所を記載したマップがあれば非常に助かると思います。特に、その写真や場所を記載した公園のマップの作成をしてはどうかと考えますが、以上、6点についてお尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬和博議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 11番、鵜瀬和博議員の公園関係の質問にお答えをいたします。各公園を管理している部署が7課にまたがりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

1番目の質問、現在、市が管理している公園数と所管課の内訳は、それから、目的はということでございます。壱岐市が管理しております公園数は51カ所でございます。内訳といたしまして、建設課が8カ所、農林課は17カ所、観光課は12カ所、水産課は7カ所、こども家庭課は4カ所、教育委員会が2カ所、環境衛生課が1カ所でございます。

次に、目的でございますが、それぞれの所管課で目的が異なっておりまして、建設課の公園につきましても、また、これ、それぞれに目的が違います。休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等を目的といたしております。農林課の所管公園につきましても、農村集落の憩いの場、ふれあいの場として整備をされております。観光課所管の公園は、一部は近隣住民の憩いの場として整備されたものがございますが、壱岐対馬国定公園として優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としております。水産課所管の公園は、漁港の労働環境及び生活環境を快適で潤いのある場とすることです。こども家庭課所管の公園は、敷地面積の狭い遊休地を子どもたちの遊び場とすることとして活用することでございます。教育委員会の所管の公園は、住民の憩いの広場として整備されております。環境衛生課所管の公園は、広く市民に憩いの場とふれあいの場を提供し、施設の利用を通じて環境美化と意識啓発並びに健康と福祉の増進に資するため設置をされております。

2番目の今後の公園の整備計画はどのようになっているのかとの御質問でございます。新たな公園の整備計画は、現在、ございません。市としては、現在ある公園を安心して利用できるよう、点検、管理体制を充実してまいります。遊具のある公園につきましても、安全に御利用いただくため、点検等に努めてまいります。遊具の更新につきましても、設置費用及び維持経費も必要となりますことから、必要性を十分検討の上、対応したいと考えております。今ある公園施設の充実を図ることで、子育て環境の支援に貢献したいと思っております。

3番目の近年の暑さは災害と言われるくらい暑い。公園の中には日陰のない所もある。避暑で

きる施設の設置をということでございます。避暑できる施設については、パーゴラや東屋が51施設中33の公園にございます。木の木陰等での日陰の確保ができる公園も多くありますので、そこを利用願いたいと思います。

4番目の家族連れで行く場所に、手洗い場や授乳スペースの確保をということでございます。手洗い場につきましては、51施設中42の公園にございます。授乳スペースについては、現在、どこの公園にもございません。これも、設置費用及び維持経費も必要になりますので、現時点での設置は考えておりません。手洗い場につきましては、公園ごとの必要性を調査し、各所管で研究してまいります。

5番目の健康志向や予防の面から、健康づくりを目的とした健康遊具を設置したらとの御質問でございます。確かに、公園で中高年の方が楽しめるストレッチやツイスト、ジャンプ、屈伸などができる遊具が設置されておると聞いております。国土交通省の調査では、10年前に比べ4倍近くにふえているとのこと。しかし、その一方で、健康遊具を使った小学生や幼児が落下したり、衝突したりして、骨折や打撲などのけがを負うケースも報告をされております。健康遊具の対象年齢が中学生以上であり、公園内にあるだけに子どもさんが利用する機会も多く、現時点での設置は考えておりません。

6番目の公園マップの作成をということでございます。現在、公園に特化したマップは作成をしておりません。既存の観光マップや防災マップ等がございますので、公園もその中に入れられないか。各担当部局と工夫をしてまいります。ちなみに、マップではございませんが、壱岐市のホームページの中に、市民部の管轄の中に、結婚、妊娠、子育ての中に、スポーツ、自然スポット等の欄がございまして、その中に、公園に特化しておりませんが、公園やスポーツ施設の32施設の情報掲載をいたしておるところでございます。今年度リニューアルを行うということで、その折、検討をしたいということでございます。

以上でございます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） まず、1点目の公園の数ですけれども、51カ所で7所管に分かれて、それぞれ、目的は違うにしろ、市民のふれあいと憩いの場であることは間違えないかと思っております。

それで、多分、所管の、大きい公園が取り扱われているのが建設課だったので、部長のほうが多分、答弁をされたんだと思いますが、実際、現在、子育てを推進をされております市民部のほうで、今、多くの保護者のほうから、そういう遊具については、撤去をされたあとになくなっていくということ言われております。遊びに連れて行くにしても、遊具がないと、なかなか、子

どもたちと遊べないというような状況になっていますし、実は、これも、子どもの健やかな成長に寄与するという、教育玩具を扱っております世界的に有名なメーカーが全国的に、お母さん、お父さんに全国の1,600人にアンケートを取ったところ、実は、今の親、昔もそうだと思うんですが、子どもが公園で遊ぶことを重要視しております、子ども自身も体を動かして遊ぶ場として公園を必要としていることが、そのアンケート結果からわかっておりますし、意外に、こうしたニーズを子どもたちが危ないということで、遊具を撤去されて、そういった場が減っているということが、その結果で出ております。

それと、そういう危険ということから、親が子どもを公園で遊ばせることに対する安全安心の面から、最近では、昔は、公園というのは、子どもたちが自分たちで行って遊んでいましたけども、親子で一緒に遊ぶ機会が、昔に比べてふえているそうです。これも、1メーカーのアンケートですから、実際、壱岐に適合するかということにはわかりませんが、私の回りの方々については、ぜひ、公園の遊具を、あんまり大きいのは要らないから、特に小さい子どもたちが遊べるような遊具を設置してほしいというような要望がありました。先ほど、永田部長の答弁では現状の公園については、今後、今の施設で充実をしていきたいということをおっしゃったけども、じゃ、具体的に、どのように充実をされていくのかお尋ねをいたします。

それと、避暑地と家族連れの手洗い場等につきましては、全部とは言えませんが、ある程度の設置をされておりますので、ただ、いろいろ修繕が必要なところ等もあるやにはお聞きしておりますので、その管理を十分にさせていただいて、子ども連れ、そして、お年寄りから子どもまで十分に遊べる公園になることをお願いを申し上げます。再度、その点について御答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

○建設部長（永田秀次郎君） 鵜瀬議員の再質問にお答えをいたします。

各公園の遊具につきましては、必要性を十分検討した上で、今ある公園の施設の充実を図りたい。よって、各担当部局におきまして、必要性を十分検討の上、対応したいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 現状の施設を充実するのではなくて、関係部局によって、そういった市民の皆さんの意見を聞きながら、どういった遊具を設置すればいいとか、付帯施設をすればいいというのは、今後、研究検討していくということによろしいですか。ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。また、健康遊具につきましては、確かに、国土交通省をはじめ、子どもが中学生以上の利用というふうになっておりますので、危険という部分もあるかもしれませんが、今、人生100年時代と言われている中で、高齢者の方をはじめ、結構、皆さん、歩け、歩けをしてまして、ウォーキングを。そのついでに、健康増進の上からも、そういった遊

具を設置してはどうかと思いますが、先ほどの部長の御答弁では、危険だからしないという御答弁をいただいたと思うんですが、その点について、例えば、それを扱う高下部長とか、そして、石尾部長あたりはどのようにお考えですか。その健康遊具について。遊具は、それぞれ所管。いいですかね、私が示していいでしょうか、議長。

じゃ、遊具は多岐にわたる。遊具というか、公園が多岐に、所管にわたるものですから、これからの、市民100年時代の上で、やっぱ。市民の皆さんが健康であるためには、そういった部分も必要じゃなかろうかと。健康増進のいろんな講座とかされていますが、合わせて、自分の健康はみずから自分でつくり出すということもあってはいいんじゃないかと思うんですが、その点については、所管が違いますけどよろしいでしょうか、議長。

○議長（小金丸益明君） 公園を所管する担当部長、それぞれにお願いします。高下保健環境部長。

○保健環境部長（高下 正和君） 私ども、保健環境部のほうでは、たかのはら公園を1カ所管理をいたしておりますが、健康づくりの面から申しますと、現在、高齢者等、そして、市民の皆様にも運動をしていただくということで歩くことに参加をしていただくようにしております。そして、施設の中で、公民館等、老人クラブ等で、施設の中でも運動をしていただくように、ヨガとか、していただくようにしておりますが、そのような中で、健康づくりの中で、公園でもそういう健康づくりが必要ということがあれば、これから検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 石尾市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 市民部関係の公園につきましては、こども家庭課のほうで、児童向けの4カ所の小さな公園を所管いたしております。そちらのほうには、以前は遊具等もございましたけれども、もう古くなって危険なものにつきましてはもう撤去しているところでございます。

こういう箇所は、もう、現在、あまり使われていないような状況でございますので、今のところ、整備する予定はございませんけれども、鶴瀬議員がおっしゃいます高齢者とかの健康遊具につきましては、今のところ、こども家庭課のほうでは考えていない。現在の所管する公園では考えていないところでございます。

○議長（小金丸益明君） 鶴瀬議員。

○議員（11番 鶴瀬 和博君） 先ほど、当初の答弁で永田部長も言われたとおり、今後の公園のあり方については、それぞれ周辺の関係者の意見を聞きながら充実させていくということをおっしゃったので、ぜひ、今回は永田部長が答弁をされましたけれども、7課にわたる公園。それぞれ目的も違いますが、市民の、やはり、健康増進という部分では一緒ですし、子どもからお年寄りまでがそういう形になるということがありますので、今後の公園のあり方については、十分、調査研究をしていただければと思っております。

やはり、実は、ある小児科の先生が言われているんですけども、公園とは、子どもが危険を察知する力を学び、できないことに挑戦して達成する喜びを学ぶ場所だと。防ぐべきは、子どもが予測できない危険だけでいい。遊具をとにかく撤去しようとする動きは事なかれ主義であるということをおっしゃっていますので、もちろん、危険な箇所については撤去をして、その次にどうするかという部分については所管課、そして、特に子どもの関連する教育委員会、子育て市民部のほうで、所管の建設課と合わせて御協議をいただければと思います。

そこで、今後、どちらにしろ、公園につきましても、平成29年3月に策定をされました公共施設等総合管理計画が、今、できております。このあと、その後、3年かけて各所管課において、再度、長期的な視点を持って公共施設の更新、統廃合、耐震化、長寿命化計画等を行いながら実施計画をつくる予定になっておりますので、十分、そのあたりも勘案していただきながら、市民のふれあい憩いの場となるように充実をしていただければと思います。

そこで、公園というのはそれぞれ地域に設置をされた場所でもあります。先ほども言いましたとおり、災害があれば避難場所の一つとしてなります。実は、今後のことをお聞きしたいんですけども、もう一点、先ほど、第6番目の質問で、現在、ホームページで、結婚、妊娠、子育て応援サイトを開設をされております。もちろん、ホームページ、そしてフェイスブック。これは、今年度、リニューアルということですけども、こういうホームページ、フェイスブックを開設するのはいいんですけども、一番大事なのは、旬な情報、更新が大事と思うんですね。ずっと、内容を見ていると、全然、中の更新はされておられません。日付も去年の3月とか、そういう状況であります。何年かに1回、お金をかけて更新のたびに内容をかえるのではなくて、その担当課が、やはり、そういった旬の情報があれば、そこにアップしていただくということですけども、この所管課は市民部でよろしいですね。

ぜひ、今年度とは言わず、情報発信の一つとして旬な情報を発信していただくようお願いを申し上げます。これは、妊娠、子育て応援サイトだけに限らず、市の情報発信については、常に、それぞれの今の現状では、所管課がそれぞれアップするようになっておるようですので、十分、そのあたりの情報発信については、市長のリーダーシップのもと、ぜひ、していただければと思います。

実は、公園管理につきまして、今は委託がほとんどだろうと思いますけども、新潟県の先進地であります上越市の事例について、ちょっと、ここで、皆さん方にお知らせをしたいと思います。上越市では、地元と市が共同で公園を整備するマイミニパーク事業というのに取り組まれております。

この事業では、広場の整地や照明等、植栽などの基本的な施設を市が整備をし、遊具やベンチ、花壇などの設置や整備後の維持管理を地元が担います。地元が一定の役割を担うことで地域コミ

ユニティーの醸成にも成果が期待されるということです。また、地域活動支援事業を活用して、住民団体や公園遊具の整備や更新を行っている事例も複数の地域で見られるそうです。

確かに、先ほど部長も言われましたとおり、公園の整備や維持管理には費用がかかります。予算面での課題は看過できません。しかし、市では、今後、公共施設等総合管理実施計画を策定し、市が管理する遊具等の計画的修繕に取り組みられます。また、そこでは、地元と市でパークパートナーシップ協定を提携し、除草やトイレの清掃、施設の点検などを地元に分担していただく取り組みも行っているようにございます。現在、小学校におきまして、壱岐市では、まちづくり協議会設立に向けて地域住民の理解と協議を進めるために説明会等開催をされております。

まちづくり協議会では、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりを地域が一体となり協議し、自己決定、自己責任のもと、それぞれの抱える課題解決に向けた取り組みを実行することを目的とされております。市としても、地域担当職員や集落支援員配置、拠点施設となる公共施設の場所提供、まちづくり計画に基づく資金の交付、人、物、金の3つの支援をしていくとなっております。

校区内の人口が減少する中で、観光体験メニューの開発、農産物の加工販売などの自主的な収益事業に加え、今後、身近な公共施設運営のためにも、将来的に、校区内にある施設の指定管理や公園管理運営など、上越市のように、市からの委託事業とする考えはありませんか。これは、あくまでも、まちづくり協議会が自主的に収益事業として個々の施設を管理をしてくれないかと言われた場合に限ると思うんですが、すぐにはとしかないとはいえませんが、この点について、今後のまちづくり協議会と市のあり方について、再度、お尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の、今、公園の利用等々についての御質問がございました。

まさに、今、上越市のことにつきましても、初めて、私、お聞きをしたわけでございますけれども、上越市の説明を聞きながら、まさに、今、まさにまちづくり協議会だということを感じておったわけですが、そのことを鵜瀬議員みずから、いみじくも言われたわけでございます。これは、やはり、今、鵜瀬議員が言われたように、地域にある公園をいかにするか。それは、先ほどから申されますように、災害時の避難場所、あるいは、子どもの遊ぶ場所、親子のふれあいの場所、それぞれの、いろんな機能があると、私はこういうふうに思っております。

そういった中で、今の御質問のまちづくり協議会と公園の管理運営等々については、やはり、市とまちづくり協議会を通じた地域コミュニティーが有機的につながっていく必要があると思っております。これについては、すばらしい御提言だと思って受けとめさせていただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 自分の校区内にある公園はおらが公園というような意識づけのためにも、今後、実施計画をする上で、どんな遊具を設置するかとか。どういう公園にしたらいとか、充実するかとか。ぜひ、まちづくり協議会の中にも御意見を聞いていただいて、将来的には、市長も言われましたとおり、委託管理事業までいければ、その町は活力ある町になるんじゃないかなというふうに思っている次第であります。

また、今後、公園に限らず、島内の多目的トイレの改修が、改修というか、設置を、今、洋式トイレをはじめ、されておりますけども、現在、オストメイト対応トイレって御存じですかね。要は、人工肛門とか、人工膀胱をつけられている方の処理をするためのトイレが、多分、壱岐にはないんじゃないかなと思うんですけど、そういったもの勘案してつくっていただく。費用もそうかからないとお聞きをしております。つくっていただければ、人に優しいまちづくりもできますし、市長がいつも言われております誰一人残さない持続可能なまちづくりというふうに言われております。どんな方が来ても、いつも優しく受け入れる壱岐市であるためにも、そういった部分についても十分協議することも重要じゃなかろうかと考えておりますので、ぜひ、そういう機会があった場合には、ぜひ、その部分もオストメイト対応トイレの設置も含めて、あと、もう一つは、先ほど1カ所もなかった授乳用のスペースも一緒に設置していただくことを御検討をいただければと思います。

なかなか、人口が減る中で公共施設の維持管理については、費用だけはかなりかかっております。更新も含めて、そして、廃止という部分も、時には舵を切らなければならない場合があるかと思いますが、そこは十分いろいろ多くの方々の関係者の意見を集約しながら、ぜひ、実効性のある公共施設等管理実施計画の策定をできることを切に願っております。また、それぞれ、今、動き出しているまちづくり協議会に設置した動きが大きな波となって、それぞれの地域が、また、昔のような活気ある町になるように、私も心からお祈りをしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） 次に、9番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 音嶋 正吾君） 通告に従いまして、9番、音嶋正吾が一般質問を申し上げます。大きくは3点でございます。令和になりまして、楽しい、喜ばしい報告も受けております。2020年、来年は東京オリンピックの年であります。3月26日に聖火リレーが福島県をスタートします。そして、20番目の開催地として長崎県。5月8日、9日に、聖火が本市にもま

います。8日の日が聖火リレーの時であります。大いに盛り上げて、市政の浮揚のために生かしていければと考えております。

まず、第1点目の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金についてお尋ねをいたします。当制度は、事業を創業される方、また、事業を拡大する方に、それぞれ国から50%の交付金、県、市で25%、事業者が25%負担をして雇用創出に寄与するための事業であります。本制度は御承知のとおり、2017年4月1日に時限立法として成立をし、2027年3月31日まで10年間の時限立法であると思っております。壱岐市の場合は、壱岐島の本土と若宮、原島、長島、大島が裁定をされております。大変、離島のためにはありがたい制度ではございます。ただし、ここで我々が手放しで喜べないことがございます。

皆さん方は、伝家の宝刀みたいに言っておられますが、私は、国の交付金の額が最高で、輸送コスト支援事業で60%、滞在型推進事業で55%、雇用拡大で50%、航路運賃で55%というふうに、例えば、航路運賃の軽減化、航空運賃の軽減化は市と県が45%折半をするようになっておりますと申しますと、市町村の、物すごく財政事業が逼迫しておる中で45%の支出金を出すというのは非常に厳しい。国の交付金は55%であります。一般的に、地方債の過疎債は70%であり、辺地債は80%の補助額であります。そして、これは普通交付税の交付対象であります。基準財政事業額に盛り込むことができます。そうした場合に、今、市町村が、県、市が負担をしております負担額が、果たして、基準財政事業額には、私は盛り込めないから、特別交付税として盛り込めるのかどうか。まず、その点についてお尋ねをいたします。

そして、この制度が、今現在、本年5月末現在で、創業と、いわゆる、継続事業。これをカウントした場合、交付対象事業費が10億9,631万5,000円になっております。そして、国から交付される特別交付税措置額が5億914万9,000円、県が1億1,529万円、市が1億6,469万円、事業者負担が3億860万4,000円と、市、県の補助額がかなり税金から投入をされております。

そうした折に、やはり、私が先ほど申しましたが、手放しで喜べないというのは、この県、市負担が特別交付税で充当されるのかどうか。その件についての見解を求めたいと思います。そして、私が連休期間中に、この認定をした事業所へ訪問をいたしました。その事業所へまいりまして、一つ、事業主の方から私たちにもっと頻繁に事業所を訪れていただきたいというこの御提言がございました。

認定をして、認可をしていただいた。そして、その認可をした事業がどういうふうな経緯でなされておるのかをつぶさに皆さん方が見ていただきたいと。議員さんたちもどんどん来ていただきたいというような御指摘がございました。そして、我々が今開発しておる商品、これを手にとって、そして、口にして、そして、事業の状況、そして、雇用の常態を見ていただきたいという

ような、本当に、事業者の方が我々に投げかける切実な意見であったろうかと思えます。

我々は、壱岐の振興発展のために市のほうに申し込む気持ちはなかったと言われました、その方は。しかし、この事業は、国境離島新法の、いわゆる、意に沿った事業であるので申し込まれませんかというような提言があったと言われました。そして、申し込む時は、5年間、事業の継続補助事業が予定されますよというような含みの話をいただいたということでもあります。そうしましたら、ことし、3年目になりますので、提出をしたら認可はできないと。昨年で打ち切りであるというような発言をされた。私は、この制度は、雇用並びに地域の、いわゆる、産業のブランド化、そして、事業所がない中で少しでも雇用の場を創出するためにこうした制度があると考えております。

そうした面で、今申し上げました1点目の、いわゆる、創業交付金の発行額が、今申し上げたのと私と差がないと思いますが、その件に関して答弁。そして、所管の部署が認定をしたところに、果たして、現地調査をしておるのかどうか。この件に関して。そして、市町村負担分が特別交付税で交付されるのかどうか。その件に関して。これが3点目ですね。そして、4点目に、いわゆる、事業補助金の額が、今、壱岐市の場合、2年で打ち切りになっております。これは、今後もそのように2年で全て打ち切るのか。審査をされた上でなされていると思いますが、その件に関してお答えを願いたい。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 音嶋議員の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金関連で、4点の御質問がございましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の交付金活用事業の件数と交付金額等についてでございます。済みません、音嶋議員が言われた数値をちょっと書きとめておりませんので、こちらのほうで持っている創業拡大事業の件数と国費、県費、市費等について説明をいたします。

平成29年度は創業3件、事業拡大21件で、国費1億5,923万2,000円。県費、市費それぞれ3,980万8,000円で、補助金総額は2億3,848万8,000円となっております。平成30年度は、創業4件、事業拡大22件で、国費1億1,476万8,000円、県費、市費、それぞれ2,869万2,000円で、補助金総額は1億7,215万2,000円となっております。

30年度につきましては、国の予算の関係もあり、別に地方創生推進交付金に財源振り替えをした事業もございます。本年度につきましては、創業3件、事業拡大20件の事業費、事業所申請ベースで、国費1億2,214万5,000円、県費、市費、それぞれ3,053万6,000円、補助金総額は1億8,321万7,000円となっております。

次に、2点目の事業効果検証調査等についてでございますが、本事業の効果検証につきましては、事業実施者に対しまして雇用が計画どおり達成され、また、継続して行われているかどうかの雇用実態調査を年4回実施しております。

事業効果を図る指標といたしまして、事業実施者ごとの交付金の事業計画に業績指標が設定されております。事業実施主体である市は、毎年度、事業年度終了後に事業計画に設定された業績指標の達成状況を調査し、必要な助言指導等を行うことにより、事業計画に記載された事業が、より効果的に実行されるよう努める必要がございます。

そのため、交付金の交付年度期間中の事業実施者に対しましては、事業計画の遂行に関する相談や助言指導及び訪問を必要に応じて行っております。

また、交付年度期間終了後の事業実施者につきましても、今後、業績指標の達成状況を確認のため、事業者の訪問、相談等を行うように計画しております。

次に、3点目の交付税の措置関係についてお答えをいたします。

本交付金事業につきましては4事業がありまして、それぞれ負担割合も違いますが、市の負担額に対しましては、特別交付税が措置されるものとなっております。

雇用機会拡充事業の市負担分、市負担額12.5%につきましては、全額を特別交付税措置の基礎数値として報告しており、算定額は、市負担分の2分の1となっておりますが、実際に幾ら配分されるかは、特別交付税でございますので把握できないものとなっております。

なお、基準財政需要額は普通交付税の算定基準でございますので、こちらへの算入はされておられません。

次に、4点目の交付金の活用年数についてでございます。

本交付金事業の実施要領における雇用機会拡充の計画期間は、原則1年間となっております。ただし、国の基本方針に記載されている島と国内外との間で人が交流し、物・金の対流と島内経済の拡大を生み出すような事業に合致し、地域社会の維持にとって重要な事業については、計画期間を最長5年とすることができると記載されております。

彦根市では、提出された計画書につきまして事前確認等を行い、事業実施候補者としての選定や複数年事業として受け付けを行うかどうか、審査会を図り決定をしております。

複数年事業として受け付けた事業につきましては、毎年度、採択の可否判断が必要となります。判断の内容でございますが、1点目、事業者全体における雇用者数が、前年度の補助金交付決定日よりふえていること。2点目、翌年度計画で交付対象としている、交付対象費と計上している人件費の対象となるもの以外の雇用創出効果が見込まれること。3点目、事業開始年度末における当該事業の必要経費が赤字であることの3点が条件とされております。

また、複数年の年数を3年以上とすることで、後年度以降の新規創業や事業拡大を希望する事

業者が予算枠の関係で不採択になる可能性もあることから、本市といたしましては、より多くの事業者にも本制度を活用していただきたいと考えておりますので、原則2年間としており、各事業者へ交付対象期間についても通知し、また、説明済みでもございます。

これまで選定されました事業は、情報通信業、宿泊業、飲食業、農水産業、食品加工業、製造業などとさまざまな業種となっており、壱岐市内の活性化と雇用創出に寄与している事業と考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） わかりました。要するに、市負担、県負担分は特別交付税で措置をされておるであろうということですね。細目はわからないということで理解をします。

そして、ここで市長にひとつお願いなんですけど、やはり、地方の財政状況は非常に厳しいものがあります。人口減少の中で、市税、やはり住民税もどんどん減ってきます。そうした中で、本当に地方が再生するためには何が必要か、やはり、もっと国の交付金の原資の額を上げていただけないだろうか、これ、一朝一夕にできることではないというようなことはわかっております。

やはり、離島の置かれている、いわゆる国益に対するそうしたもろもろの事案の中で、いわゆる議員立法として制定したものと考えておりますので、なお、弱い立場のこの離島、地方に対しては、もっと目を向けていただけないかということ、逐次お願いをしていただきたいというふうに思っております。

そして、いわゆるこの事業の認定においては、チャンスを与えるために、多くの業種に算入をいただくために2年としたというような、チャンスを与えるために2年としておるといったような見解を示されました。

私は、壱岐の総合的に、今から未来に対して何が壱岐らしさを醸し出せるのか、そこら辺を念頭に置いて、やはり、あと7年間ございますね、10年の時限立法ですので、そうした中で審議会も慎重に審議をしていただき、仮に、この認定した中でこの10年の中に、事業をやめるとか、そういうことがないように、監視、監督をしていただきたいなというふうに思っております。

今、申しましたように、市長も英断をされ、こうした補助金を出しておられるわけでありますので、今、市補助金だけでも5月末で1億6,346万9,000円、企画振興部長の言われた数字は間違っておりません。それだけ出しておられるわけでありますので、いわゆる少ない投資で多くの効果を生むように、今後、進めていただきたい、そのことを願って、次の質問に移ります。

道路整備のあり方についてお尋ねをいたします。

少子高齢化、人口減少が加速する現下の社会情勢において、私は安全安心なインフラ整備が最

も大事なことでないかと考えております。

壱岐市の建設課にお尋ねをいたしましたところ、国道・県道の総延長は106.703キロメートルあると、これを、壱岐から直線距離になりましたら、北九州市の小倉区役所ぐらまでの距離が、いわゆる国道・県道の総延長であるということでもあります。

そして、市道の総延長はと申しますと、1,326.482キロメートル、これを壱岐市から直線距離で申しますと、北海道の、約、函館市役所までの距離になろうかと思えます。これは私も、一応、インターネットで調べてみましたんで、距離的には間違いないと思えます。そうした道路延長が今ございます。

そうした中、私は、この今の道路事情を見ておりましたときに、一番危惧しておりますのが、道路の側面の雑木が、道路に覆いかかっていると、茂っていると。そうしたために、観光バスの運転手さん、特に向こうからきた運転手さんは、グレードの高いバスを島内、市内に持ってきておられます。傷がつくということでもあります。なるほどなというふうに思えます。

そしてまた、私も感じるわけですが、見通しが悪く、そして道路のセンターライン、そして路側帯のラインが消えておりましたら、非常に走りにくい。特に、もう私も60歳を過ぎ、還暦を過ぎましたら、若干、老化現象も入ってまいります。そしたら、視力が落ち、動体視力も落ちます。明暗に対する順応性も落ちます。両眼の目のバランスも落ちて、距離感というものも若干判断しづらい状態になります。よく、絵を描いて、目を入れた画竜点睛をすれば、目は輝きます。

私が、道路で路側帯のライン、そしてセンターラインを走ったときに、ラインが入っているところは、それこそは、壱岐市の方向性みたいにはっと見えます。ベクトルがわかります、ここに行くんだと。その線がなかったら、どこに行っているか、ふらっとして、僕はこの間、土手にぶつかりそうになりました。もう、僕もそういう年になったということでもあります。

皆さんも、ここの中にもいらっしゃると思えます。今、特に道路の、いわゆる公共交通網が発達しない壱岐市において、高齢化率が約40%近くになっておるんです。

そうしたときに安全に、やはり少しでも移動手段が不便でありますので、自己の車を運転したいという皆さんも多ございます。そうした折に、やはり交通事故防止のためにも、私は道路をつくる、今から新設する公共事業のあり方ではなくて、道路の悪いところを補修する、強靱化する、そしてまた、こうして見通しのいいように道路の側面を伐採して、展望の開けた未来に向かって開ける壱岐市であるような道路整備のあり方をさせていただきたい。

以前にも市長のほうにお願いをいたしておりましたが、道路パトロール隊、道路の状況を掌握するためにも、パトロール隊を設けて、やはり、この少子高齢化の時代に対応した道路政策をとっていただけないだろうかということで、これは市長の政策判断でありますので、市長のほうに答弁をいただきたいなと思っております。

以上の件に関しまして、答弁を願いたい。

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 9番、音嶋議員の道路整備のあり方についての御質問にお答えをいたします。

少子高齢化、人口減少が加速する現下の社会状況において、安全安心で快適なインフラ環境の整備、提供が求められると考えるということでございます。

彦根市における道路整備につきましては、緊急車両の通行が困難な箇所や、視距、見通しが悪く危険な箇所の整備を優先して進めております。

また、先ほどもございましたが、通学路を初めとする歩道整備につきましては、バリアフリーの観点から車道と歩道の段差のないセミフラット方式の設計で整備を進めております。

また、橋梁、舗装、のり面、トンネル等の道路施設の維持管理につきましては、それぞれ維持管理計画を策定をしております。その計画に基づきまして、計画的に点検、補修工事を進めているところでございます。

今後におきましても、議員の御意見のとおり、住民の方が安全安心して利用できることを最優先に考えて、整備を行っていきたいと考えております。

次に、施設の強靱化対策、危険箇所の整備を重視する、維持管理型公共整備に移行すべきとの御提案でございます。

議員が申されますことは、十分に理解をいたしております。道路の雑木につきましては、現在、観光地へ向かう道路及び1・2級路線で重要な道路につきましては、市で伐採をしております。

また、その他の路線につきましては、毎年100自治公民館、100を超える自治公民館の皆様方の御協力により、高枝伐採を行っております。

路側帯のライン、センターラインにつきましては、毎年整備予算を確保し、年2回に分けて引き直しを行っております。

老朽化した施設の強靱化対策につきましては、維持管理計画に基づき、先ほども申しましたが、橋梁、舗装、のり面等を計画的に点検・補修工事を進めてまいります。

まだ、未整備の重要路線もございますので、改良工事と並行しながら、今まで以上に維持管理に力を入れていきたいと考えているところでございます。

次に、道路維持パトロール隊の創設の御提案でございます。

現在、道路維持管理及び工事改良等の現場に、職員が毎日、いずれかの現場に出向いております。また、自治公民館からの要望箇所も多いことからの現地調査に出向く機会も大変多くございます。その折に並行しながら道路のパトロール調査をしている状況でございます。あらためての

パトロール隊の創設は考えていないところでございます。

しかしながら、現在、平成27年度から災害発生時における壱岐市と壱岐市内郵便局の協力に関する協定を結んでおります。このようなことから、道路パトロールの件につきましても、壱岐市内郵便局に御協力いただけないか研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 音嶋議員にお答えいたします。

3点目の件でございますけれども、今、道路パトロール隊の件については、今、部長が申したとおりでございますけれども、私は、道路の維持管理は、現在、自治公民館において、年に2回行っている、いわゆる道づくり、これが究極の道路維持パトロールの役割を果たしているものと思っているところでございます。

道づくりのとき、例えば道路に不具合があると、そのとき見つからない場合、道路をパトロール隊が一通り見て回る、パトロールでは、とても見つかるはずないと思うからであります。

今後は、小学校区単位でまちづくり協議会も立ち上がります。地域の課題、これは、当然、道路についてもでございます。あわせて、ただいま部長が申しました郵便局を初め、協力いただける機関があれば、いろんな視点でのパトロールができると考えておりますので、あえて現時点で道路パトロール隊を創設するということは考えておりません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） わかりました。いわゆる道路パトロール隊に関しては考えていないと、地域の皆さん方が、それぞれにパトロール隊になっていただきたいと、そして、他の行政機関との共助を進めて、役割を果たしていただきたいということで理解をしたい。

ですから、自治会長さん等から、そしてまた地域協議会から上がってきたことに関しては、今後、迅速に対応をして、イエスかノーか、できるのかできないのか、はっきりさせて、住民のニーズに応じていただきたい。

そして、センターラインとか、これはぜひとも伐採とか、ぜひとも予算を今以上にふやしてください。もう高齢者の皆さんたちが、高齢化率が約40%になっているような壱岐の島です。私自身も、なかなか先を見ておっても、見通しが暗いような道を走るよりか、ラインのはっきりした道を走ったら、ふらふらしません。人間もそうでしょう。指し示すベクトルがぴしゃっとしとったら、そこに向かって行くじゃないですか。

ぜひとも、市長査定のときに、そういう予算を切らないように、ぜひとも願いたい、そのことをお願いをいたして、次に移りたいと思います。建設部長、よろしくお願ひしますよ。

次に、前議会に続いて質問いたしますが、磯焼け対策についてであります。

御存じのごとく、壱岐市では、ウニ、アワビ、サザエ、バフンウニ等の磯根資源は、一種観光の目玉的存在であり、観光産業を初めとする地域産業に対する貢献は大きいものがございませう。

磯根漁業で生計を立ててある漁業集落においては、磯根漁業の存続が懸念されるとともに、限界集落化しつつあるのも事実であります。

本年、壱岐市は植食性生物のイスズミの駆除費用を今年度予算で計上されております。しかし、計上された努力は認めませうが、これが、磯焼け対策にすぐに寄与するという、自然との相手でありますので、なかなか厳しいものがございませう。

ですから、壱岐も今後どうしていくのか、短期的にどうするなのか、中期的にどうするなのか、長期的にどういうふうにするのかという計画を、ぜひとも策定をしていただきたい。

私はここに、対馬市対馬沿岸藻場再生計画というのを持っております。平成30年の10月に策定されております。非常に中身が濃いものがございませう。

いわゆる計画をして行動を起こす、いわゆるPDC Aのサイクルをうまいこと取り入れております。ぜひとも、これ、参考にさせていただいて、部長、漁師と一体となつて、これの策定をして、やはり目標をどこに置くのかということを確認にして進んでいただきたいと思ひます。

そして、また、私は藻場再生のためにたいしょうを設置して、以前も言ひました、植食性生物の食害防止を施して、中間育成をして、成熟したカジメ、アラメを育て、それを転地する、各磯に転地する、そうした事業化も国のほう、県のほうに働きかけて、一步踏み出していきたい。

そしてまた、ガンガゼ被害も、大変甚大であります。ガンガゼの産卵は約6月であります。それまでに駆除をしないと、なかなか効果は上がらないというような専門家の意見も聞いております。

しかし、今、この前も申しませうが、長崎県の漁業規則では、アクアラングでとることは禁止をされております。水深によって制限を受けております。しかし、毒ウニを、例えば——ガンガゼのことですな、毒ウニ——それを駆除すると、素潜りではとても厳しいなという面がございませう。

市長、実態に合った、やはり人間が決めた漁業規則であり、全ての規則がございませう。矛盾するところがあれば、やはり提言をして変えていただきたい。そして、そのように思っております。

そして、イスズミの件に戻りませうが、やはり今、イスズミの駆除には補助金を出してある。そしたら、その駆除した魚は無料で入ってきます。ただです、原料代は。

対馬市は一步進んでおります。漁師の皆さん方もどうかして元の海に返そうじゃないかというような取り組みも、私は必要じゃないかと思えます。

対馬の漁協女性部連絡協議会の会長さんの犬東ゆかりさんって方がいらっしゃいます。イスズミの料理を研究して、もう既に20種類ほどのメニューをつくって、例えばハンバーグとか、蒲焼きとかミートソースとか、南蛮漬け、フライ、団子汁とか、いろんなあれをつくっておられます。

ですから、やっぱりこうした逆転の発想というのを、やはりあるんだよということを、漁協の皆さん方にも啓蒙をして、行政と漁師さんが一体となって問題の打開のために、ぜひとも私は取り組む必要があると考えております。

まずここまでについて、市長、僕はあえて市長に提案をいたしております。そうですか。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 9番、音嶋議員の御質問にお答えいたします。

磯焼け対策について、早急な対策が求められており、藻場再生に向けて、早急にアクションを起こすべきとの御意見でございます。

磯焼けにつきましては、本市水産業の大きな問題であり、水産業のみならず、他産業にも影響を与えている問題であると考えております。

これまでの本市の磯焼け対策につきましては、国の事業であります離島漁業再生支援交付金事業や、水産多面的機能発揮対策事業によりまして、市内各漁業集落で漁業者の皆様が、みずからガンガゼ等の植食性動物の駆除、母藻の設置などの磯焼け対策に取り組んでいただいているところでございます。

藻場再生に向けてアクションを起こすべきとのことでありますが、現在、それぞれの立場で磯焼け対策を積極的に取り組まれておりますので、御紹介をさせていただきます。

まず、市の取り組みとしては、イスズミによる食害が顕著で被害が多いため、緊急にイスズミを駆除し、個体を減らすことで生態系のバランスを戻す必要があると判断し、本年度新規事業として磯根資源回復促進事業を実施しております。

5月末現在で1,500尾を超えるイスズミを漁業者に捕獲していただいております、引き続き、イスズミの駆除を推進してまいります。

また4月に入り、振興局担当者、各漁協担当者等により、磯焼け対策ワーキンググループを設置し、壱岐周辺海域の現状把握や、磯焼け対策についての情報交換等を実施しております。

次に、漁協の取り組みとしましては、4月に壱岐市漁業共同組合長会により、長崎県知事に対して、磯焼け対策の原因である植食性動物の駆除等に関する支援の拡充について要望書が提出さ

れております。

また、現在、各漁協におきましても、磯焼け対策の具体的な取り組み方法が理事会で検討されているとお聞きをいたしております。

次に、各漁業集落の取り組みとしましては、これまでの国の事業による磯焼けに対する活動に加えまして、磯焼け対策等、磯焼け対策の先進地であります五島市崎山地区等への視察、イスズミトラップ等による捕獲方法の検討、仕切り網での藻場造成等の検討も、具体的に進められております。

このような市、漁協、漁業集落の取り組みに対しまして、県も全面的に御協力をいただいております。

特に、本市から長崎県水産試験場に周辺海域の継続的な潜水調査の依頼をしましたところ、快諾いただき、本年度は8月上旬に実施していただくようになっております。今後は潜水調査により、各地域の藻場の状況を把握し、磯焼け対策につなげていきたいと考えております。

議員もおっしゃいますように、磯焼けの問題は一朝一夕で解決できるものではございません。しかしながら、本年度に入り、このように、磯焼け対策の機運が高まっている状況でございますので、今後もさらに行政機関、漁協、漁業者等との連携を密にし、1日も早い藻場の回復に向け、磯焼け対策、藻場造成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 私も、谷口部長の並々ならぬ決意を目の当たりにいたしましたので、期待をしておきます。お願いします。漁村集落の生死がかかっております。お願いをいたします。

最後に、私、きのう、おととい、福岡へ行きました折に、ジャンルに漁業のジャンルを探したんです。ないんです。農業、環境はあるんですが、ないんです。

そして、ずっと見ておりましたら、1冊の本に出会いました。「荒くれ漁師をたばねる力」と。萩大島船団丸代表坪内知佳さん、この人の取り組みに感銘をいたしまして、ゆうべは一睡もしないで2回読みました。

その中で、私が一番感じたのは、何でも同じですが、小さな羽ばたきが世界を変えるんだよと、いわゆるバタフライ現象といいます。ブラジルで1羽の蝶が羽ばたけば、空気をかきまぜて、1カ月のちにはテキサスで竜巻が起こる、こうした理論であります。

また、ファーストペンギンの話にも触れておられます。ファーストペンギンというのは、やはり海の天敵でありますシャチ、アザラシ、サメがいる中で、誰か1匹飛び込めば、集団心理で皆、

飛び込むわけです。

だから、そういう先駆者になっていただきたい。ぜひとも漁師の皆さん方は、この本を読んでいただきたい。私は1つの、何かきっかけがあると思います。本体1,400円に税です。それ以上の、以上のものが得られるということを皆さん方に訴えをいたし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす6月20日木曜日午前10時から開きます。

なお、あすも一般質問となっており、3名の議員が登壇予定となっております。

壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時25分散会

令和元年 老 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 4 日)

議事日程 (第 4 号)

令和元年 6 月 20 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

- 4 番 清水 修 議員
3 番 植村 圭司 議員
13 番 市山 繁 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第 4 号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 山川 忠久君 | 2 番 山内 豊君 |
| 3 番 植村 圭司君 | 4 番 清水 修君 |
| 5 番 赤木 貴尚君 | 6 番 土谷 勇二君 |
| 7 番 久保田恒憲君 | 9 番 音嶋 正吾君 |
| 10番 町田 正一君 | 11番 鶴瀬 和博君 |
| 12番 中田 恭一君 | 13番 市山 繁君 |
| 14番 牧永 護君 | 15番 豊坂 敏文君 |
| 16番 小金丸益明君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	白川 博一君	副市長	……………	眞鍋 陽晃君
教育長	……………	久保田良和君	総務部長	……………	久間 博喜君
企画振興部長	……………	本田 政明君	市民部長	……………	石尾 正彦君
保健環境部長	……………	高下 正和君	建設部長	……………	永田秀次郎君
農林水産部長	……………	谷口 実君	教育次長	……………	堀江 敬治君
消防本部消防長	……………	下條 優治君	総務課長	……………	中上 良二君
財政課長	……………	松尾 勝則君	会計管理者	……………	松本 俊幸君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか1名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、4番、清水修議員の登壇をお願いします。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 清水 修君） 皆さん、おはようございます。テレビの報道等では、次々に起こる自然災害の状況に、どうしようもないやるせなさや無力さを感じていますが、昨夜のボクシングでは、一度は引退された井岡一翔さんが日本人初の4階級制覇をなし遂げられました。引退しても復帰して、しっかりと準備して、チャンスが来れば一気に勝負をかける、曇みかけて見事に勝利する姿に感動しました。

また、先日は、インターハイの出場を決められた陸上400メートルの松下翔紀さん、女子サッカーの香椎彩香さんと伺っておりますが、本当におめでとうございませう。私もさらに一步踏み出す思いをこのニュースに勇気をいただき、頑張りませうのでよろしくお願いいたします。

初めに、お礼になりますが、私からもですが、4月より壱岐こどもセンターに専門職の方を合せて4名配置させていただいて、これまで以上の子育て支援ができるようにしていただいたことに御礼申し上げます。昨今の事情で、職員の確保等については、本当に大変な御努力、御苦労があったかと思ひますが、壱岐市が最も大事とする次代の子供たちの子育て支援がますます充実

されることを願っています。

それでは、4番、清水修が通告に従いまして、今回も2点に絞って、人材の確保に向けての質問と意見を述べさせていただきます。

まず1つ目は、壱岐市の将来を担う関係人口をふやすことについてです。

これまで地方創生の推進は、移住による定住人口や観光客をふやす交流人口の増加を目指して、壱岐市ではありとあらゆる事業に手を挙げられ、地域振興に取り組んでおられますので、各所に大きな芽が育ち始めていると感じています。

しかし、現実には、日本全体が少子高齢化の人口減少社会ですから、定住人口の増加は容易ではなく、観光客が減らないようにというような、そういう現状で、担い手の確保にはなかなか結びつかない現状だと感じています。

市長は、昨年の9月議会の行政報告において、生涯活躍のまちづくりの段で、本市におけるC C R Cの取り組みや、都市から地方への遠隔勤務を行う逆参勤交代の実現に向け、日本版C C R C構想の第一人者であられる三菱総合研究所プラチナ社会センター主席研究員の松田智生様を、壱岐市政策顧問にお迎えして、さまざまな角度からの指導・助言をいただき、短期間であっても現地に赴き、現地の空気に触れて生活した体験のある人、いわゆる関係人口をふやすことが重要であり、本市の活性化にもつなげていきたいと述べられていました。

ですから、C C R Cの推進のためにも、6月議会において逆参勤交代事業負担金の予算が上げられていると思っています。

前置きが長くなってしまいましたが、関係人口についてもいろいろと調べてみると、先ほども申しましたように国土交通省の逆参勤交代事業があり、総務省には関係人口創出事業がありました。

目指すことはほぼ同じだと思いますので、壱岐市が抱えている人材確保に向けて、壱岐市ではどのように取り組んでいかれるのかについてのお尋ねです。

市では、定住促進、観光での交流人口の拡大、SDGsモデル事業にも取り組み、その中で次々と有能な地域おこし協力隊を探し出し、観光大使を数多く任命され、地域の活性化に欠かせない人材確保もしっかり進められていると思います。

これ以上というようなお気持ちもあられるかもしれませんが、地域の担い手づくりになるように、総務省では関係人口という考え方に着目した関係人口創出モデル事業を昨年度から始めています。壱岐市でのさまざまな取り組みを推進させるためにも、このモデル事業を活用する御意向はありませんかというのが最初の質問です。

モデル事業の内容を見てみると、例えばふるさと納税者に応援になっていただき、現地事業に協力してもらいながら関係人口をふやすような事例がありましたので、壱岐市では年々ふえてい

るふるさと納税による多くの応援団の方々がおられるわけですから、この事業の検討をされてもよいのではないかと考えました。

この関係人口創出事業の活用の意向について、あるかないかをまずお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（小金丸益明君） 清水議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 4番、清水修議員の御質問にお答えいたします。

担い手づくりへの関係人口創出について、国の関係人口創出モデル事業活用の意向はないかという御質問でございます。

これまで定住人口や交流人口という言葉が、それぞれ移住者や観光客を表す言葉として使われてきましたけれども、近年、関係人口という言葉が重要視されてまいりました。

関係人口とは、地域とさまざまな形でかかわる人を指す言葉であります。それは、ふるさと納税者に代表される壱岐を応援したいと思っていただける方であったり、仕事で来島される方であったり、壱岐にかかわる全ての方を包括した言葉であります。したがって、この関係人口をふやすことが地域活性化につながる一つの方法であることに間違いはございません。

壱岐市といたしましては、既に関係人口をふやす事業に取り組んでいるところでありますけれども、その幾つかを御紹介いたしますと、まず、テレワークセンターで行っております企業研修や生涯活躍のまちづくりCCRC、壱岐っ子留学、そして、ことしから計画をいたしております逆参勤交代やテレワーケーション等であります。逆参勤交代とは、首都圏の企業を対象に、壱岐に社員を派遣して仕事をしていただくことであり、テレワーケーションとは、テレワークとバケーション、休暇を組み合わせた造語でありまして、働き方改革の1つであります。

議員御質問の担い手づくりに特化した関係人口創出については、具体的にメニュー化していないのが実情でございますけれども、関係人口をふやしていく中で、その担い手というものも見えてくるのではなかろうかと考えておるところであります。

議員御指摘の総務省の関係人口創出モデル事業では、今年度全国30自治体の取り組みが報告をされております。壱岐市においては、今年度は申請できておりませんが、来年度事業として取り組むこととして、現在計画をいたしておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） 期待が膨らみます。早速に市長にお答えをいただき、ありがとうございます。

私もこの関係創出事業という、昨年市長が言われたときには、関係人口とかいうことが非常に

自分の中にとどまってなくて、これは何やろうと思うそのまま通り過ぎていたんですが、やはりいろんな昨今の壱岐市の現状、日本的にもそうですけれども、人材確保が厳しい中、専門職も非常に不足しているので、何とか何かきっかけづくりはないだろうかというようなことで、いろいろ探してみてこれに行き当たったの質問でございます。

いわゆる先ほど市長さんも言われましたが、これまでのモデル事業の中に、このふるさと納税を活用して、そしてその方々に、例えばふるさと住民票とかのカードを渡すとか、何かこう、ちょっとした今まで以上の返礼品、私もふるさと納税制度が内容的にどのぐらいまで関係づくりがなされているのかとかは、まだ聞き合わせてもおりませんけれども、返礼品をいただいて、納税者の方が少しく納税したことになる等の、お互いのメリットの中で行われているのかなというように気持ちでございましたので、こういう方々の御協力をいただきながら、先々の壱岐市のためにこの関係人口、かかわりのある方々の御協力、御支援ということをもう少し太くするためには、とてもいい内容じゃないかなというふうに感じておりますので、ふるさと納税についてはまた別の機会に質問はしたいと思うんですけども、それを生かしたこの関係人口の創出というのを、ぜひ来年度のモデル事業の取り組みの中で加えていただければ幸いです。

2つ目の質問が本題になると思いますので、次に進みます。

教育無償化への2法案が可決されたことについての、壱岐市ではどのような対応をされるのかという2つのお尋ねになります。

1つ目は、ことしの10月から幼児教育・保育の無償化が、2つ目に、来年の4月から所得の低い世帯を対象にした大学・専門学校など高等教育の無償化が開始されると伺っています。

幼保無償化は3から5歳児、就学前の3年間は全世界帯、ゼロから2歳児は住民税非課税世帯を対象に、認可保育所などの利用が無料になるという法案です。この壱岐市ではそれが可能ですかという質問なんですけれども、そのようにしたのは、いわゆる年度途中である10月から追加受け入れというような形態になったり、また、人数によっては受け入れ場所が十分でなかったりなど、さまざまな問題も考えられますので、それに向けての対応も十分お考えと思われましたので、可能でしょうかという質問にさせていただきました。

また、高等教育の無償化については、そのほとんどが独立行政法人の日本学生支援機構での取り扱いになるんでしょうが、壱岐市にも奨学金制度があり、ことしの2月には公民館の連絡便の回覧板等でも募集もなされておりましたので、このときに次年度に向けて、4月に向けて検討されることがあればお答え願いたいという意味です。

1つ目には、昨年度、30年度の壱岐市の奨学金制度の利用者はどれくらいおられたのか、そして、今年度の募集においてはその状況はどれくらいなのかということをもっと知る必要があると思われましたので、1つ目はそのことを上げました。

2つ目は、壱岐の奨学金制度の見直しをされるかどうか。ちょっと根拠になるものを探し切れなかったのですが、少し前の一般質問において、給付型を検討はしてみるというようなことを言われた記憶がありましたので、でも今年度の募集要項にはそれは見当たりませんでしたので、どうかと思ひ、見直しについてのお尋ねでございます。よろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 4番、清水議員の御質問で、前段の幼児教育の無償化は可能かという部分についてお答えをいたします。

御承知のとおり、国では幼児教育の負担軽減を図る少子化対策として、並びに生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、幼児教育・保育の無償化に向けた制度設計が進められており、本年10月1日から実施される予定であります。

長崎県では、去る6月5日に内閣府の子ども・子育て本部の担当者を招聘し、県庁におきまして県下市町への説明会を開催されたところでございます。これを受けまして制度の詳細について、現在担当課において精査をいたしているところでございます。

また、この無償化にかかる費用につきましては、本年度分については全額国庫負担となっておりますが、令和2年度からは公立の幼稚園、保育園、認定こども園等につきましては、全額市が負担することとなっております。財源については、消費税増収分を活用し、必要な地方財源を確保するということになっておりますが、市にとって大きな負担増となるものと考えております。

市としましては、まだ幼児教育・保育の無償化制度全体の把握が完全にできておりませんが、原則国の制度どおり実施することとし、事業所や保護者を初め市民の皆様に十分周知を図りながら準備を進めてまいりたいと考えております。

先ほど議員がおっしゃられました制度が10月1日からスタート、今年度の分でございますけれども、今年度新たに対象となった幼児を受け入れることができるのかという御心配の件でございますけれども、現在保育所、認定こども園等につきましては、待機児童はございませんけれども、新たに対象者となられた方については、保育士の人材確保の件等々で待機をお願いする可能性もあるということは御承知をお願いしたいと思っております。

市としましては、人材確保に努めて、そういう待機児童が発生しないように努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

〔教育次長（堀江 敬治君） 登壇〕

○教育次長（堀江 敬治君） 4番、清水修議員の2番目の質問、壱岐市の奨学金制度の現状と給

付型等の見直しについてお答えをします。

1点目の質問、平成30年度の制度利用者と31年度の募集状況です。

彦根市奨学金貸与条例による募集は10名以内としています。平成30年度の利用者は、高校1名、専門学校・短大4名、大学2名で、合計7名でございます。令和元年度予定者は、高校1名、大学3名、合計4名です。奨学金の月額額は、高校で1万円以内、大学等で3万7,000円以内となっています。

参考までに、現在貸与している奨学生数は20名で、貸与額は825万6,000円となっています。現在返還している奨学生数は49名で、返還額が586万3,000円です。

2点目の質問、大学無償化をめぐる奨学金制度の見直しでございます。

大学等における就学の支援に関する法律、通称大学無償化法が5月10日国会で成立し、令和2年4月1日から施行されます。

既に御存じとは思いますが、大学無償化法について、現在示されている内容について概要を御説明します。

大学無償化の対象となる学校は、大学、短大、高等専門学校、専門学校で、支援内容は、1番目に授業料等減免制度の創設、2番目に給付型奨学金の支給の拡充、この2本柱となっております。

支援の対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生です。

大学無償化は、母子家庭や父子家庭、何らかの経済的不安を抱えた家庭に対する支援で、授業料等減免は学生が学ぶ場に参画する機会を与えることが目的です。給付型奨学金の拡充は、学生が学業に専念するために必要な生活費を賄うことが目的でございます。

また、支援を受けた学生が、大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることがこの法律の目的でもあります。

そのため、支援対象者の要件としまして、高校在学時の成績のみならず、学習意欲や学習状況を確認し、大学への進学後はその学習状況等について一定の要件を課し、これに満たない場合は支援を停止すること、また、毎年度の確認において大学が警告を行い、それを連続で受けた場合に大学無償化が打ち切られるなどの要件が課されております。

制度の詳細につきましては、今後示されるものと思いますが、大学無償化の財源は、少子化に対するための施策として、消費税引き上げによる財源を活用されますので、まず国の制度を活用していただくことが最優先で、市の奨学金制度については、日本学生支援機構や長崎県育英会制度と同様に、その対象とならない学生への補完的な制度として活用していただくことが必要であると受けとめております。したがって、現段階では奨学金制度見直しは考えていません。

以上でございます。

〔教育次長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（４番 清水 修君） 現在、壱岐市での奨学金制度における募集状況、そして現状、どれぐらいの貸与者がおられ、返還者がどれほどというそういうところまでしっかり教えていただき、状況がよくわかりましたし、また、何のための奨学金制度なのかということ、やはり改めて確認をすることも大事であるというふうにも思いました。

ちょっと恥ずかしい話ですが、例えば私の息子が大学に行って、この支援機構の奨学金をお借りするようにはなったわけですが、３年時に進級ができず、貸与がとめられました。そうすると本人も当然返すことが、それまで２年間借りた分を返すことはできませんので、保証人である親が返すというようなこともありましたし、その辺はやはり何のための奨学金かということに立ち返れば、当然のことである。

しっかり未来を担う日本の国、壱岐を担う子供たちがしっかり勉強をして、そして社会の役に立つ人材、専門職を身につけてということが、一番この制度の大事なことであるということも改めて確認できましたので、そのことはお礼を申します。

ただ、私が少し調べたところによると、対馬市では本年度より見直された奨学金の貸与制度がもう募集されていました。その中には、給付はありませんでしたが、返還の猶予とか免除とかいう項が設けられていました。いわゆる家庭的な事情等いろいろあると思いますが、地元に戻って定住、就職できれば、返還を免除しますよということが主な内容になっています。

また、五島市では給付型と貸与型の２つが、募集としてもう要項が上げられていました。まだ可決する前の今年度の募集ですから、そのようなことを知りました。

私も議員として自分のできることは、未来を担う子供たちが、すばらしいこの壱岐の教育で育った子供たちが、外に出てしっかり専門職、知識、資格等を身につけ帰って来れる仕組みづくりといえますか、手当等がないかなという思いでずっといましたので、そういった対馬市や五島市の奨学金制度の事例を見たときに、壱岐市では見直しがなされているのかなと思ったのも正直なところです。

今の御答弁では、見直すことはまだ考えていないというお答えでしたので、もう少し私の意見といえますか、考えを述べさせていただきます。

よく私が議員に、皆さんの負託で当選できたときに、壱岐市には高校は２つある、普通科と商業科、そして今は中国語、アジアの歴史の分とあるけど、いわゆる壱岐の地場産業を支える農業や水産業や工業の専門職を育てる高校等がまずないので、今ある高校に１クラスでもいいから、何かできんとですかねというお声を聞いていました。

いろいろ調べてみると、これまでもたくさんの質問やいろんな活動をされておりましたという

ことですが、やはりそこまでにはハードルが高く、とてもできない状況だということも伺いましたが、やはりだからこそこの奨学金制度を見直し、拡充されることが未来の壱岐市の人材確保、専門職職員の確保に幾らかでもつながるのではないかと思った次第です。

私も40年前に、もうかつかつで大学に通ったので、奨学金を受ける申し込みとかできないような状況だったんですが、大学に入学してから教育特別奨学金というのに何とか対応していただいたんですが、その制度は教員になれば返さなくていいということでしたので、ああ、それなら頑張ろうというか、ちょっとそのころの私には学校の教員などとても無理ではないかと思いつつ、その制度で自分も学校の先生になって壱岐に帰るぞという思いを持った次第です。で、今があります。

先ほど、壱岐市の奨学金制度についての利用者と希望者について人数を聞きましたが、これで十分というか、なのでしょうかという思いです。やはり壱岐では専門職の資格や技能を身につけることは、とても難しい環境にありますので、例えば高校では壱岐の地場産業に帰する農業、水産業、工業、そういった科に進学され、その学習の成果を壱岐に帰って従事し、そういった夢や希望を中学生の子供たちにも持ってもらいたい。

確かに、いろんな面で専門職の給与格差はあろうかと思いますが、そういったことであれば、何かしら壱岐市の奨学金制度を活用して、自分も壱岐のために頑張ってみようかと。壱岐のために頑張るという思いは、今の壱岐市の小中学校の教育内容や先生方の御努力、または地域保護者の方の支えから見れば、コミュニティ・スクールもふえるということですので、そういった環境からいけば、子供たちの心の中には十分育っていると私は思いますので、そういった子供たちを支えるといいますか、支援する、そういった制度にしてはもらえないだろうかという思いを持っていますので、何かこのことについて御答弁をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 清水議員の質問にお答えをいたします。

お話のように奨学金制度の中で現在は国の奨学金、県の奨学金の制度が、貸与額等かなり充実をしていますので、子供たちはそちらをまず優先してとっております。その分で壱岐市の奨学金制度は、先ほど申しました金額、人数等を用意はしております。あわせて併給も可能としておりが、希望される方は先ほどの人数にとどまっております。

ただ、定数がありますので、年度の中で必ず再募集、追加募集等のお知らせを市民のほうにさせていただいているところでございます。

議員がおっしゃる給付型奨学金制度についても、壱岐市教育委員会でも検討を進めております。これが、今回示された国の制度の中では、生活費を賄うというような中心的な言われ方をしておりますが、いずれにしても給付型にする場合にはどうあったらよいのか、例えば特別奨学金とい

うのがかつての制度にございました。

議員がおっしゃるような形で、ある一定の職種につきますと、一定の年数を超せば、返還をもう免除すると。今回も今検討しておりますのは、そういう地域に残っていただいて、その市に住んで一定の年数がたつ、あるいはその市でその仕事に一定年数を従事することによって返還を免除するか、返還の一部を免除するか、そういったこと等が今検討しているところです。

これは、当然地域の活性化にもなりますので、教育委員会だけでできることではありませんので、他の部署とも連携をとりながら、どういった具体的なことをしたほうが、壱岐の子供さんたちが、この壱岐に残っていただきながら、またその力を発揮していただく、意欲を持ってもらう奨学金制度になるということを考えているところです。

おっしゃるように、子供の貧困対策にもそのことはならなければいけないし、定住促進にもならなければいけないし、職種によっては後継者の育成にもつながる、そういう内容も欲張ってはいるかと思いますが、総合的に考えながら、新たな奨学金という意味での制度として今検討しております。実施の段階に移すには、なかなか難しいところがあると思います。

県下の中で、先ほど挙げられたお隣の対馬、五島等、同じ離島の中でも少し取り組みが始まっておりますし、単なる給付型で取り組みを進められた市もございます。しかし、そこではやはりハードルが高くて、申し込み者がやはりまずは少ない。1名申し込んで、何とか1名が認められた。4名申し込んだけども1名しか承認できなかった。それは、例えば入試センターで9割以上の得点を取ってもらうことが給付型の対象になるよと、いろんなハードルを設けておられます。壱岐市の場合に、そのハードルの設け方をどの程度にしたらよいかというのも、今しっかり検討させてもらっておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 清水議員の奨学金に対する減免、あるいは給付型等々についての御質問でございますけれども、現在、御存じのように壱岐市では、地域包括ケアの推進に関係して、その人材育成のためにいわゆる奨学金の減免ということではなくて、奨学金の返還金に対して助成をするという制度がございます。

これは、医療・介護分野の話を今しておりますけれども、これを今おっしゃるのは1次産業、あるいは2次産業に適用してはどうかということでございます。そういった1次産業、2次産業にもそういうものを導入してはどうかというふうに受け取った次第であります。

これについては、やはり貴重な御意見だと思っております。検討させていただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（４番 清水 修君） 教育長、市長に御答弁いただき、ありがとうございます。検討を進めるということでもありますので、これ以上はとは思いますが、もう少し時間もありますので、少しと思います。

先ほど、保育士の不足があるかもしれないと、１０月から多くの方がただならという変な、変なと言うたら失礼ですけれども、そういうことで他県では非常にそういう希望者がふえていると、場所や指導者が不足するがという、待機児童が増えるかもしれないというそういう中で、長崎県では看護職員や保育士の資格を取得して、県内で従事、就職できれば、奨学金の返還が免除される制度もあるとも載っていましたし、私が少しこれは、こういうのを考えたらいけないのかもしれませんが、先ほどのふるさと納税のことがありましたので、この過去３年間のふるさと納税が、どのような使われ方をされたのかというのが、壱岐市のホームページにもきちんと載せられておりましたので、壱岐市のふるさと納税は「実りの島プロジェクト」へ、「しまの未来を担う人材育成プロジェクト」へ、「安全・安心で充実したしま暮らしプロジェクト」へ、御希望がないときはその他とか、または災害復旧とかそういったことに使われていることが、有効な活用がされていることは十分わかったわけですが、２８年度では総額８，４０６万円、２９年度では１億１，４００万円、そして昨年度は１億７，７８０万円、要するにホップ・ステップ・ジャンプと言えるぐらいのふるさと納税の成果が上げられているので、そういうのがあるからとかいうことではありませんが、しまの未来を担う人材育成プロジェクトの中に、この奨学金制度の見直しといいますか、財源確保といいますか、そういったこともお考えいただいて、やはり壱岐で育った子供たち、素晴らしい教育のもとで育った子供たちを、一旦は外に出しても壱岐に帰れる一つの仕組みづくりとして、これまでは留学制度が高校だけだったのが、小学校、中学校へ拡充ということでいきこ留学制度が今進められ、大変好評いただいております。

この制度につきましても、ぜひ前向きな検討を、また幅広い返答を、少しずつでも結構です、また順次状況を見ながら拡充をされることもあろうかと思っておりますので、どうかその辺も含めてよろしくをお願いをしたいと思います。

本当に教育関係、医療関係、そして市内の専門職、そして人材確保というのは、一長一短にできることではありませんので、これまで壱岐市が取り組んでおられるいろんな施策、事業を、私もしっかりできることは後押しをしながら進めていきたいと思っておりますので、どうか着実な見直し等をお願いして、本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を１１時といたします。

午前10時46分休憩

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、3番、植村圭司議員の登壇をお願いします。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 植村 圭司君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、3番、植村圭司が一般質問をしたいと思っております。

きょうは、全部で大きく2つの質問と提案ということで持ってきました。壱岐をよくしようと思っておりますので、そういうつもりで提案と質問をしたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず最初に、再生可能エネルギーの促進についてということでお尋ねいたします。

再生可能エネルギーといいますと、太陽光や風力、水力、地熱、バイオマス、潮力などの発電を指しますが、通常、まあ昔ですけども、自然エネルギーとも言っておりました。

通告後なんですけど、最近では6月13日の西日本新聞朝刊で、経済産業省が再生可能エネルギー固定価格終了を検討するという記事がありまして、つまり太陽光発電や風力発電でつくった電気の全量を、現在は一定価格で買い取っているところではございますが、電力会社が買い取っているという制度がございまして、それをやめる方向で検討しているという話でございました。

そうかと思いますと、18日の西日本新聞なんですけど、この朝刊で、「洋上風力、九州に風」という見出しで、北九州や五島市などの洋上風力発電を紹介しながら、九州で洋上風力発電を推進する動きが活発になってきたという記事が出ておりました。国や電力会社の都合で情勢が変わる事情があるかと思いますが、現在、市がどのように考えているか、方針をお伺いしたいと思っております。

壱岐市は、この再生可能エネルギーにつきまして、市の将来像や施策、事業の基本的な方向を定めた壱岐市第2次総合計画で目標を定めています。具体的に言いますと、低炭素社会の実現に向けて、本市の地理的特性を生かした再生可能エネルギーの導入を図るための体制整備が必要とされています。

施策としましては、低炭素の島づくりの推進を主要施策として上げています。再生可能エネルギーの導入と活用推進、次世代自動車——電気自動車を指すと思われませんが——の普及促進に努めているところでございます。

また、市長もさきの市長選におきましては、選挙公約で風力発電の推進を掲げておられました。最近でいきますと、先月の5月、壱岐市が出資している第3セクター、壱岐クリーンエネルギー

株式会社の新風力発電機が芦辺町箱崎で稼働を始めたばかりでもあります。

さらに、壱岐市は昨年、SDGsモデル都市に選定されております。SDGs未来都市計画の中では、積極的な環境啓蒙活動の推進を謳っておりまして、2030年のゴールとして風力発電と太陽光発電を推進し、クリーンな再生可能エネルギーへシフトするという目標を掲げています。また、イメージとしましては、風力エネルギーと蓄電化も示しているというところでございます。

これらを勘案しますと、これまで市として再生可能エネルギーの活用や普及を促進してきたと思っております。さらに今後も、さらに積極的に推進していくべきだと考えます。

そこで、再生可能エネルギーにつきまして、今後の市の取り組みについて、方針をお伺いします。

太陽光発電は、既に九州電力が出力抑制で電力買い取りを制限している場合もありますので、可能性の広がる風力発電への対応をどのようにされているか。その辺を中心に見解を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小金丸益明君） 植村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番、植村圭司議員の御質問、再生可能エネルギー推進についてお答えをいたします。

本市は、平成27年、2015年から低炭素の島づくり推進のため、再生可能エネルギーの導入促進に向けて取り組んでおります。一方で、本市は本土との系統連系していない離島でありますために、スマートグリッドが機能いたしません。太陽光や風力などの発電量が安定していない再生可能エネルギーについては、電力需要量とのバランスを一致させることができなかつた場合、島内全域の停電が起きる恐れ等があることから、導入できる量にも制約がございまして、現在稼働している太陽光発電、風力発電におきましても、出力制御が実施されております。

したがって、本来活用できるエネルギーが無駄になっている状態が出現をいたしております。市といたしましては、このような状況を打開し、さらなる再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、余剰分となるエネルギーを水素として貯蔵し、必要なときにエネルギーとして再利用する仕組みについて調査研究を行い、平成30年度にビジョンとして取りまとめたところでございます。

本ビジョンにおきましては、水素と再生可能エネルギーの組み合わせにより、エネルギー政策基本法に基づくエネルギー基本計画において、2030年までに国が目指すエネルギーミックスにおける再生可能エネルギー導入率24%を本市で達成することを目標といたしております。水素化する再生可能エネルギーとして、太陽光発電及び風力発電の導入拡大を図ることとしております。

そのような中で、太陽光につきましては、パネルを設置する土地の確保が課題になるかと考えておりますし、風力につきましては、陸上だけでなく、離島という環境を生かした洋上風力も当然活用すべき資源と考えております。

長崎県では、海洋再生可能エネルギー、発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法整備に合わせて、本年度環境省が実施する風力発電に係るゾーニング実証事業に、県内関係各自治体とともに取り組むこととしており、本市も本事業に参画することとなっております。

ゾーニングとは、風力発電においては、騒音やバードストライク、鳥がブレードに衝突する事故等がございますけれども、環境への影響等により、周辺住民との合意形成が困難な事例があることから、このような課題への対応のために、環境情報等を重ね合わせ、関係者等による調整を行いながら、風力発電の導入を促進するエリア及び環境保全を優先するエリア等を分ける手法でございます。

本市では、実現には至りませんでしたけれども、以前民間企業による洋上風力発電が計画されていたことがございまして、市としても漁業者や住民への説明会を実施するなど、実現に向けた支援を行った経緯もございます。

今回のゾーニング実証事業につきましては、県が主体となって、本市の周辺海域における風況や自然環境、漁場や法規制についての情報を整備するとともに、市においては関係者による協議会を設立し、勉強会等を通して合意形成を行う予定といたしております。

本事業によりまして、本市周辺では、風力発電の導入可能な地域を明らかにし、住民の皆様の御理解をいただきながら、風力発電の導入拡大につなげてまいりたいと考えております。

平成30年度に策定したビジョンに基づいた再生可能エネルギー、水素エネルギーの導入につきましては、まず実証実験に取り組み、ビジョンが想定している目標達成が可能か、事業経営、経済性の面でも成り立つかを検証した上で、実際の設備導入を実施する予定といたしております。

今年度は、昨年度に引き続き、経済産業省の補助率10分の10、100%の助成事業によりまして、水素と再生可能エネルギーを組み合わせた実証モデルの発電設備導入のための詳細設計を行うとともに、地球温暖化防止に関する啓発活動にも取り組んでまいります。

SDGsにおきましては、最も重要な特徴の一つに、誰一人取り残さないという考え方があります。誰一人取り残さないということは、裏を返せば一人一人全員が当事者意識を持って考え、行動するということでもあると考えております。

再生エネルギーの導入は、持続可能な地球環境を考えると、積極的に推進すべきものですが、導入促進に当たっては、行政だけでなく、民間企業や市民の皆様とともに考え、連携しながら進めていきたいと考えております。

そのためには、市において理解を深めるための啓発活動を進めてまいります。現在、国におい

て、2020年度末を期限として再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度、いわゆるFITについての抜本的な見直しのための議論が進められておりまして、再生可能エネルギーのFIT化の自立が模索されております。

また、住宅用太陽光発電設備を含め、2019年11月以降、順次FITの買い取り期間が終了を迎える状況でございまして、地域においてもFIT制度に頼らない再生可能エネルギーの自給一体型のビジネスモデルの構築が必要となる中で、本市の電力供給を担っていただいている九州電力や市内の民間企業、金融機関等と連携を図り、地域新電力、この地域新電力と申しますのは地域内の資源から発電電力を最大限に活用して地域内に供給するエネルギーの地産地消の仕組みのことでございますけれども、そのような地域新電力の取り組みも視野に入れ、地元の民間企業が主体となって、経済性を確保できる事業となるように、しっかりとした制度設計を行ってまいります。

本市は、SDGs未来都市として、本市だけでなく地球全体の環境保全に思いをはせながら、低炭素、脱炭素化を目指し、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めてまいり所存でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 積極的に風力発電、洋上風力発電のほうを進めていきたいということでございますので、私の期待するところと一致しておりました。

それで、今後に期待をするところは当然なんですけれども、昨年、海洋再生可能エネルギー海域利用法、（……）なんですけれども、海域利用法というのができまして、洋上風力発電に対しての順風が吹き始めたというふうな形で理解をしております。

要は法的に海洋風力発電が進むように、地元の合意形成ができるような仕組みもでき上っているようでございますので、こういった仕組みを生かしながら、積極的に壱岐市も取り組んでいってもらいたいと思っております。

また、つけ足しなんですけれども、長崎県のほうですが、産官学を連携した人材育成ということで、拠点を長崎大学のほうにつくりまして、風力発電、これは洋上風力発電の人材拠点、育成拠点というのをつくるようでございますので、そういったものの活用もぜひとも願ったというふうに思っております。

五島のほうで基本的に、今、試験的に1基を設けまして、実証実験をしているというふうに聞きましたので、五島市の市議会議員さんに、私ちょっとつながりがありまして、お伺いしたところ、五島市のほうは1基実証試験をやっていると。

今後の見込みとしましては、全部で10基つきたいんだというふうな話がありまして、10基

を設置後に、建設会社のほうに電力を売却しまして、その建設会社が九州電力に電気を売るというスキームをつくっているようでございます。

結局、五島市のほうにも電力量、販売量が入るといふ仕組みをつくっているようでございますので、壱岐市としましても、そのような仕組みの取り組みのほうがあったほうがいいんじゃないかというふうには思っております。その辺はいかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 植村議員に誤解がないように申し上げておきたいと思っておりますけれども、五島の洋上風力発電と壱岐の洋上風力発電は、全く異でございます、違っております、五島は水深が非常に深うございます。100メートル、200メートルあります。ですから、いわゆる洋上の浮体式の風力発電でございます。

壱岐の場合は、水深は浅うございますので、洋上風力といたしましても、着床型ということになるかと思っております。壱岐は山が低いですから、外に出れば360度の風を受けることができます。対馬とか五島は山が高いから、着床型では一定方向の風は吹かないというふうになるんですね。

ですから、壱岐の場合は着床型、なおかつ五島は本土と連携系統がございますので、ある程度の電力は全部買ってもらえます。

ところが、壱岐は島内の先ほど言いますように、いわゆるブラックアウトが起こる可能性があるわけですね。ですから壱岐の場合は、今以上には風力発電も太陽光発電も発電ができません。

ですから、それを効率は下がりますけれども、水素に変換をして、そして貯蔵をする。そして、安定的な電力を発電する。そういった考えをもって臨みたいと思っております。

なおかつ先ほどから議員も言われますように、2030年がSDGsの壱岐のあるべき姿でございます。その2030年に国が定めておりますエネルギーミックス24%、これ、もし壱岐でそれを達成できれば、それこそ壱岐の離島での、全国の注目の的になると思っております。ぜひとも2030年に、このエネルギーミックス24%を達成したいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） そうですね。私もその洋上風力については、浮体式か着床式かについて、壱岐近海は浅いのですので着床式なのかなというふうに思っています。

そういった方向で進められるんだろうというふうに私も思っていますが、エネルギーミックスについても、2030年目標なんですけれども、国のほうで2050年の目標もありまして。

といいますのが、再生可能エネルギーを今は補完的に使っているところなんですけれども、2050年のほうでは、国のほうでは、基礎にしたいという方針があったと思しましたので、そういった目標に向けても、2030年と言わず50年に向けても、そういった再生可能エネル

ギーのほうの導入に向けて促進をお願いしたいと思います。

それと、あともう一つ。途中にありました水素の話、水素については私ちょっとかじって勉強したんですけども、移動も可能で、移動も可能といいますか、保管して移動が可能でありまして、今、燃料電池自動車とか、あと燃料電池バス、家庭用燃料の電池としても使われているという状況がございます。

国全体で考えてみますと、水素をタンカーに積んで輸出するというふうな発想もあるようで、要はその風力発電等でできた電力を輸出するという発想があるみたいなことも聞いております。

この発想を考えると、壱岐市のほうでも、もしかしたら洋上電力を水素にして、その水素分を売り込んでいくというふうなこともあり得るんじゃないかというふうに思っています、その売り上げが上がれば、何かの事業に回せるんじゃないかというふうな地域電力的な発想で将来的になるんじゃないかと、したほうがいいんじゃないかというふうに、何十年するかわかりませんが、そういった方向になるような施策になっていくのが基本いいんじゃないかというふうに思っています。御意見があればいただきたいと思いますが。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） まさに植村議員はおっしゃるように、水素が、今、実は九州電力で43円ぐらいが1キロワットと言われております。その金額によるわけですが、恐らく他の原子力発電なんかはうんと下がるわけですが、非常に赤字であるということです。恐らく2分の1ぐらいで売電をなさっているんじゃないかと思います。

そういった中で、水素に自然のエネルギーを変えとなると、かなり効率が下がります。その価格が、今、言いますような採算がとれる価格に私はきっとなると思いますし、そうなりますと壱岐は100%水素発電で、再生可能エネルギーで大丈夫なんだという気持ちを持っております。

また、水素は非常に、今、その保管技術が進んでおりまして、私はこれ、危険物という感覚を持っておりまして、今は水素吸着合金というのが発明されておりまして、カートリッジ式で、とにかく普通の宅急便でも送れるよという、そういった技術も進んでおるようでございます。

恐らく水素の運搬・貯蔵については、相当な技術活動が行われておると思っておりますし、今、議員はおっしゃるように、そういうのは夢物語ではなくて、現実性を帯びていると。また、それに向けてそういう計画もしていきたいなと思っております。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 白川市長の力強いお言葉をいただきました。私も同感でございます。明るい未来に向けて邁進していけるように期待いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

次の質問にまいります。

次の質問も明るい未来に向けて考えていきたいと思っているわけなんですけども、結構大きいテーマでハードルがあるんじゃないかというふうに思っておりますが、2番目の壱岐をジオパークに提案ということで、これは提案ということでしたと思います。

この提案は、当初3月議会で提案しようと思っていたんですけども、イルカパークのリニューアルが近づいておりましたので、イルカパークとかジオパークとかということで、パーク、パークになってしまいますので、なかなかちょっと十分な議会、議論にならないんじゃないかと思ひまして、今回にしました。

ジオパークという言葉なんですけども、聞きなれない言葉だと思いますので、その辺の説明を最初にしたいと思っております。

御存じでない方も多と思いますので、今ではそのSDGsよりも知名度が低いんじゃないかというふうに危惧しているわけなんですけども、まずジオという言葉なんですけども、地学とか地質学、大地とか地球といったような言葉でございます。このジオを接頭語にしまして、ジオパークとしまして、地球、大地を主体とした自然公園というふうな発想で考えていただきたいと思ひます。

つまり、私が言いたいのは、壱岐をジオパークにということは、壱岐全体を自然公園として発信して観光や教育、地域振興に役立てていただきたいということでございます。専門的に言いますと、ジオパークと言いますのは、科学的に見て重要であり、美しい地形、地質、遺産がある自然公園であって、地球誕生から続く歴史、生物の多様性、地形、地質などの特異性が認められたもの。

そして、生態系や歴史、文化や産業といった人の営みと大地、人の営みと地球の関係を学んで体験できる公園のことを言います。大地が育んだ貴重な地域資源の保全と活用によって、持続可能な経済活動であったり文化活動を推進し、地域社会の活性化と振興に資するものというふうに考えております。

難しくなってしまったんですけども、簡単に言いますと、テレビで言うとNHKの番組で、タモリさんがぶらぶらと町歩きをする、知られざる町とか歴史を訪ねて歩かしまして、人々の暮らしを紹介する「ブラタモリ」という番組がございます。この番組の感覚でいいのかなというふうに思っております。

地形、地質だけでなく、地域の人々との暮らし、歴史や文化、食べ物などを目で見、耳で聞いて、香りを感じとって、手を使って体験して舌で味わう。五感を使って地域のストーリーを観光客や市民が感じる。その取り組みということになります。今ある壱岐のままで発信ができると十分思っております。

この制度なんですけども、世界や国内の貴重な地形や地質を備えた地域をジオパークとして認定する制度があります。2019年4月現在なんですけども、世界41カ国、147地域にユネスコの世界ジオパークがありまして、そのうち9地域が日本にあります。

国内では、日本ジオパーク委員会が認定した日本ジオパークとして44地域ありまして、県内では島原半島が日本ジオパークと世界ジオパークに認定されております。このほかに五島市が2年前から準備を始めまして、同じように14地域、ほかに14地域が準備中でございます。日本ジオパークネットワークに加盟している市町村も203ございます。

壱岐のユネスコ、世界遺産登録はかないませんでした。壱岐の地形、歴史文化、伝統などを考えると、ジオパークへの認定は十分可能だと思います。町内の自然・人文科学を研究する団体関係者からも、認定可能という御意見もいただきました。

また、世界遺産が保護を目的としているのに対し、ジオパークは保全だけでなく、活用も目的に謳われています。そのため世界遺産は、場合によっては観光客を締め出すこともありますけれども、ジオパークは地形、地質、歴史文化の魅力を全面に打ち出して、保護・保全をしながら教育も育み、新しい観光啓発活動で地域振興が図れるものと思っております。

また、壱岐は日本遺産の認定も受けておりますけれども、大陸から文化が入ってきた後のものだけで限定的です。日本遺産の構成資産は、全てジオパークに包含されると考えていいと思っております。

ジオパークでやるなら世界から注目を浴び、日本ジオパークでやるなら国内から注目を集めるということが可能ではないかというふうに思っております。壱岐ならこれだと言えるキラーコンテンツが少ない中で、壱岐ならジオパークというふうな発信で、島全部を売り込むことが可能になるんじゃないかというふうに思っております。

壱岐は縄文時代以降の歴史だけでなく、数千万年の時代スケールで考えますと、壱岐にしかない歴史が豊富につまっております。身近なところに島の成り立ちや大陸との関係など、地質学的価値が肌で感じるところが数多く存在します。この大地の上に、動物、植物の生態系が成り立って、人の歴史文化、伝統、産業が息づいておりますので、このストーリー性をアピールすることで、壱岐の自然や歴史を魅力発信につなげていきたいと考えております。観光、自然保護、教育、地域振興に寄与できるものというふうに思っております。

ジオパーク認定には、準備から数年を要し、課題もあります。ほかの自治体では、予算面のほうで地方創生推進交付金などの活用もしているところもあります。壱岐悠久の歴史とロマンを発信して、持続的に地域振興に資する事業として、市が取り組んではいかがかというふうに考えておりますが、見解を求めます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 植村議員のジオパークへの提案に質問についてお答えをいたします。

現在、国内で44地域が日本ジオパークに認定されております。そのうち県内で島原半島や隠岐を始め、9地域がユネスコ世界ジオパークに認定をされております。また、五島列島を含む15の地域がジオパーク認定を目指した活動を展開している状況でございます。

ジオパークの意義につきましては、ただいま議員がおっしゃるとおりでございます。そのジオパークの中で、地層や岩石、地形、火山、断層など、さまざまな自然遺産の見どころとなる場所をジオサイトと指定し、多くの方が将来にわたり、地域の魅力を知り、利用できるよう保護を行い、教育や観光にも生かす取り組みがジオパークの認定意義でございます。

このことを踏まえますと、壱岐は、壱岐対馬国定公園に指定されており、猿岩や岳ノ辻、勝本層、壱岐層群を初め、古代からの自然が育んだ景勝地に恵まれておりますが、ジオパークへの認定は可能な環境にあると考えております。

議員のおっしゃるとおり、その認定には相応の準備期間、予算、労力が必要となることも事実でございます。既に44地域がジオパークへとして認定されておりますので、今後、その地域の現状を調査し、認定による効果等を検証してまいります。当面の間は、本市といたしましては、現在、キラコンテンツとしてリニューアルしたイルカパークと、一支国博物館に代表される施設に加え、神々の島として歴史ロマンあふれる風土とおもてなしの精神を全面に押し出し、地域活性化に注力してまいりたいと考えております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 可能けれども難しいという御答弁だったかと思えますけども、私のほうで少し調査をしてまいりました。調査といいますのは、まず効果なんですけども、二、三のジオパークの事務局の方にお電話差し上げて聞いてみました。

世界ジオパークの場合なんですけども、観光客がこれで急激に伸びるということはないということで、これはどこの事務局もそういうふうに、私が聞いた限りでは急激に観光客が伸びることはないというお話は聞きました。

ただ、世界の場合でありますと、外国人観光客の方々はふえたという話でございました。このことによって、外国人の方はふえたという話であります。それと、費用のほうなんですけども、これは、今、計画中のところに調査しましたところ、大体2,600万円ぐらいの予算をかけて計画しているところがありましたので、大体そんなものなのかなというふうに思っております。

それについては、国の交付金の活用というのにはできるんじゃないかというふうに思っていました、結局、さっきも言いました地方創生推進交付金、これを活用したところがありましたので、やる気があればこちら辺の申請もできるんじゃないかというふうに思っております。

それと、イルカパークでありますとか一支国博物館、あと神社等の話なんですけども、これは全部ジオパークに入っております、結局、地質だけじゃなくて地質上の上にある、大地の上にある産業でありますとか文化等全部が含まれますから、キラークンテンツが少ないという中では、その特筆すべきものではなくて、全体を含んだジオパークのほうがより効果的に発信できるんじゃないかというふうに思っております。

それと、例えば隠岐島なんですけども、隠岐島は世界ジオパークなんですけども、隠岐島はその隠岐世界ジオパーク空港というふうに、空港の名前に関するといった形でジオパークの名前を前面に出して、島をアピールしているという状況もございまして、このジオパークという言葉を使えば世界でも通用しますし、日本国内全体に通用すると。

何があるんだろうと思えば、わくわく感だといいますか、手にとって何か刊行物を見ようとかいうふうな話になってまいりますので、かなり効果はあると思います。

それと、観光客だけじゃなくて、地域の振興という意味では、結局、地元の人でも知らなかったことが、これは何なんだと。なぜこういうふうに有名なんだというふうな不思議に思っている方がいらっしやいまして、それを学んで伝えるというふうなことにすることによって、地域のつながりがつながったといった効果もあるようでございますので、私は経済面だけでなく地域のつながり、活性化のほうにも効果があるんだろうというふうに思っております。

したがいまして、今の答弁ですと、当面は様子を見たいといったお話でありますけども、できるだけ早くこういったことの検証なりをやっていただきたいと思っているんですが、そういったことをされる予定とかはございますでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの植村議員の御質問でございますが、植村議員もいろいろ調べてあると存じております。私のほうでもいろいろ調べた結果でございますが、ジオパークをつくるためには、やっぱり5年程度の時間がかかる。さらにその職員につきましても5名から6名の担当職員の配置も行っているところでございます。

予算につきましても、先ほど2,600万円程度ということでございますが、その半分は地方創生推進交付金でもできますが、また単独でその半分ぐらいの単独予算が必要ということでございます。

ジオパークを認定は、まあ壱岐のほうで可能ではございますが、やはりジオパークに認定しただけでは、先ほど言われましたように観光客の誘客にはつながらないということでございます。

やはり、ジオパークに認定しても、顧客満足度が高いジオパークとしなければいけない活動も必要でございます。

また、認定した上でも、4年後にはまた再認定の審査もあるということでございますので、その辺を含めますと、費用対効果を比べますと、現在のところそのジオパークの認定につきましては検討をしていないということでございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 検討していないということでございますので、こちらとしては、これから検討をお願いしたいという話ではあるんですけども、もう少し言いますと、先ほどのその4年に1回の認定の試練がやってくるというお話なんですけども、確かに4年に1回の認定の更新がまいります。

このときに、私が尋ねたところ、ジオパークになってどう変わったかという質問であるとか、あとどういう方々が活躍しているのかというふうなことを重ねて質問が来るようでございます。

ですから、認定されただけではなくて、認定した後どういうふうな地域が変わっていったのか。そして、どういう方々が活躍して、その地域を生き生きさせているのかといったことを問われておりますので、それに対応するためには、そういった活動、事業をしていかなければいけなくなってまいります。

当然、労力が発生するわけございまして、努力が要るわけなんですけども、その努力をすることによって、壱岐の中で活性化であるとか活力というのが出てくるものだと思っております。

ですから、検討をさせていただきまして、なるべく早くこれをする方向で考えていただくようというふうに思っております、お願いをしたいと思っております。活性化の中に、大体このチャンスとしましては、今までは合併のとき、市町村合併、これを機会にこのジオパークに取り組んだというところが多いようございます。

合併することによって、ジオパークを使いながら地域を結束していくというふうな力になったという実績がありました。それと、産官学金労言の方々が中に入ってきて協議をするということで、行政だけではなくて民間目線も入った活力を検討できるというのはメリットとしてございます。

長崎県のほうにも聞いたんですけども、県のほうは、県もその協議会に入って支援をすると、検討するというふうなことで、看板の設置等も支援するといった実績もあるようございますので、デメリットよりもメリットのほうが大きんじゃないかというふうに思っております。

そういった意味で、なるべく早くこういったジオパークへも関心を持っていただきまして、研究検討をしていただければ幸いです。

最後になりますけども、この前2月に堀江貴文さんが、壱岐文化ホールで講演されたときに、

壱岐の島ホールで講演された際に言われた言葉なんですけども、壱岐最大の資源は歴史だと言われました。歴史はつくるのに時間がかかると。壱岐が歴史がある島だということは十分誰でも知っているんですけども、その歴史を私は十分に売り込めていないんだと思っております。

ですから、その歴史をさまざまな面でアピールするこの事業というのが有効だと思っておりますので、何とかこの事業をやっていただきたいというふうをお願いしたいと思っております。

先ほどの地域創生推進交付金、これを得るためには、総合計画のほうにも載せないといけないんじゃないかというふうに思っておりますけども、そういった意味で、今度の第3次総合計画の中に、ジオパークの単語を入れていくことはできないのかと。その辺もちょっとお伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 現在、第3次の総合計画を策定中でございます。

ジオパークの件につきましては、その審議会の中で必要がございましたら、計画として載せることも可能ではございますが、今、申し上げましたように非常に費用対効果の面で難しい状況でございますので、この辺は御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） わかりました。きょう初めて提案いたしましたので、さまざまなハードルがあるということもわかりました。ハードルがあるといいますか、ハードルをつくっているんじゃないかというふうに感じたものですから、私もこれからちょっと時間をかけて、少しずつ周知をしていって、御理解をしていただけるような活動をしていきたいと思っております。

それと、ことし9月なんですけども、9月の一支国博物館のほうで、このジオパークに対する講演会がございますので、そちらのほうもだんだん機運を高めていくきっかけになるんじゃないかと思っておりますので、皆様方もなるべく見ていただきまして、ジオパークについての関心を持っていただきたいと思ひまして、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって植村圭司議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午前11時42分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次に13番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 皆さん、こんにちは。昼食をしますと目と頭が少し緩んでまいりました。一般質問の2日間、大変お疲れさまでございます。元号が令和に改元され、この6月会議が令和元年の第1回の議会であります。私が一般質問の最終の登壇者でございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、13番、市山繁が市長に対しまして一般質問を行います。質問事項は、大きくは3点でございますが、1項は市議会からの意見書提出の状況について。2項は、自衛隊救難機の更新について。3項はふるさと納税についての3点ですので、簡潔な御答弁をよろしく願いをいたします。

それでは、まず1項の陸上自衛隊の誘致の要望についてでございますが、①の意見書提出の状況について、このことは、平成28年6月30日付で、地方自治法第99条の規定により、陸上自衛隊誘致に関する意見書を壱岐市議会より、内閣総理大臣及び防衛大臣へ提出をしてから、今年のこの6月議会で丸3年になっておりますが、これについての情報は何もあっておりません。この壱岐市議会からの意見書が受理されたかも、確実ではございません。

国境離島新法の制度策定に御尽力いただいた谷川先生も五島市出身であります。五島市も自衛隊の誘致には大臣の来島の際、直接要望、いわゆる直訴をされておりますが、この両島は日本の最先端の重要な国境離島であり、自衛隊の駐屯地がないのは五島市と壱岐市だけであります。

政府も西端の離島ばかりでなく、南西諸島の状況もよく理解はしておりますが、同じ国民であり島民の安心・安全のための要望であります。地元選出の国会議員なり、県知事なりを通じての方針なり計画などは、市長には何の通達もあってはおらないようでございますが、壱岐市議会からの意見書を、政府はどれだけの価値として受けとめておられるのか、小さい離島からの意見書と思っておられるのか、今後の意見書や要望書提出に不安を感じます。

私たちは、離島に住む者として、急速に進む、進行する少子高齢化の将来には、自衛隊の誘致は、島の存続には不可能なことと考えております。何の通達も情報もあっていないのであれば、要望しても、すぐできることにはありませんけれども、要望しなければ取り残されることにもなりかねません。再度、離島市長会で離島の重点要望として要望しておくべきと私は思っておりますので、これについての御見解をお願いいたしたいと思っております。

次に、これはもう要望、一緒ですが、第2項の要望の理由でございますが、平成28年6月30日で、壱岐市議会からの意見書提出の時点と状況は悪化しており、中国の南西諸島を初め、北朝鮮の日本海へのミサイルの実射、核実験、核保有疑惑は重大な脅威であり、国際社会への平和と安定をいちじるしく害しております。自国の離島防衛とその抑止力は必要と思っておりますが、現

在離島は人口減少、少子高齢化が急速に進行し、労働人口の減少による人手不足が生じております。

意見書にも記載されているように、自衛隊を誘致、駐屯地を開設していただき、島の防衛、防災、経済、消費拡大の活性化、自衛隊の規律、正しい姿勢と地域に密着した活動など、島民の安心・安全な活力ある島づくりのためであります。再度の要望を願うのが理由であります。市長の御見解をお願いしたいと思っております。

以上、これについて、答弁をお願いいたしたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 13番、市山繁議員の御質問、陸上自衛隊の誘致の要望についてお答えをいたします。

平成30年版防衛白書では、我が国は多くの島嶼を有するが、これに対する攻撃に対応するためには、安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視などにより、兆候を早期に察知し、海上優勢・航空優勢を獲得、維持することが重要であるとして、議員のおっしゃるとおり、離島防衛の重要性がうたわれております。ただし、このことへの対応といたしましては、議員おっしゃるように、南西諸島地域等の自衛隊配置の空白地帯と言われる、地域での体制整備が重点的に行われているようであります。

もとより、日本におきましては、およそ10年間の防衛力のあり方を示す、我が国の防衛の基本方針である防衛大綱に基づいた防衛体制の整備が行われておりまして、現在は、平成30年12月に閣議決定された防衛大綱で、平成31年度、つまり令和元年度以降10年間の対応がなされることとなっております。

国の防衛体制整備は、こうした高度な計画が具現化されたものでございまして、陸上自衛隊の駐屯地の配置等、自衛隊の組織にかかわることに対しては、地方自治体の要望が反映されることは極めて厳しいといえます。

一方、外洋離島の維持保全のため、有人国境離島法が平成29年4月1日より施行されました。この法律は、壱岐市活性化の大きな後ろ盾となる重要な法案であることは言うまでもなく、条項の中には、国境離島に自衛隊等の国の施設を設置することを促す条項も盛り込まれておりまして、自衛隊を誘致する上での明確な根拠となっております。

また、長崎県におきましては、平成31年度政府施策に関する提案要望書の重点項目の一つとして、東シナ海周辺における海洋資源開発や、外国漁船の操業が活発化する中、海上保安部や自衛隊の部隊の体制強化等がなされることにより、領海警備等の対応強化が図られ、地域の人口の維持、増加につながるとともに、住民生活及び生産流通の基盤である港湾等の整備が促進される

ことにより、地域経済を活性化することができるという提言、要望を行っております。

本市といたしましても、有人国境離島法第5条の「国は、有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置するよう努めるものとする」のこの規定を活用いたしまして、国際情勢の変化を見逃すことなく、適宜、長崎県を初めとした国へのルートを生かして、今後とも自衛隊の誘致等について要望したく考えております。

五島市は、地元選出国會議員に直訴ということでございますけれども、そのところは怠っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 市長が言われた大綱についても、先般5月4日の新聞には、政府は離島防衛化のため、海上自衛隊の輸送艦に陸上自衛隊を200人から300人程度搭乗させて、南西諸島周辺で航行させ、離島占拠など、即応できる体制を整えることで、抑止力を強化するんじゃないと検討されております。そのような離島周辺の抑止強化も、現在の状況から見て、国は必要と考えておられるが、私たち離島は少子高齢化人口減少と労働人口の減少で、経済も年々厳しくなっております。

そうした状況で、島内の経済の活性化は大事であり、どんな頑丈な建物でも、人が入居しなければ、ただの箱ものであります。そしてまた、幾らきれいな食器でも、器であっても、中身がまずかったら何もなりませんし、外見はすばらしい果物でも、中身が傷んでおればまずくて食べられないのと同じで、中身の価値あるうちに守るべきである。

自然減の減少の中、島の存続は経済による活性化であります。現在、労働人口が減少し、自衛隊の入隊も少なく、自衛隊の全国の配置も厳しく、自衛隊のOBの再任用を65歳を上限にOBの活用が不可欠されております。自衛隊の退職年齢は、精強が求められる、強いことが求められる、体が強いうちにとということでございますが、そうした53歳から53歳の若年定年制を採用し、余力のあるうちに再就職ができる年齢で退職されております。55歳で退職し、65歳を上限にOBを起用するとなれば、実際の——実際というか年の実際ですが——幅があり、正規の隊員と混成でも誘致できればと私は思っておりますし、自衛隊の誘致ができれば、まず国家予算が投入されます。これが島の大きな経済効果になると考えております。

政府は、全国状況と目的を持って判断しており、国の政策にはどうにもなりません、離島の状況も把握されていないところも多いと思います。

政府が打ち出した地方創生の東京都の一極集中型についても、一層東京は一極集中で増加して

おり、地方は幾ら努力しても人口減少の歯どめは厳しい状況であります。この自衛隊の誘致についても、社会的住民感情にも、壱岐でもそれぞれだと思いますけれども、私はもう戦争のことは言っておりませんが、戦争はもう大反対でございますが、駐屯と経済と地域経済の存在は、関連施設の整備の物品の調達など、ハード、ソフト面での受注と隊員が、その地で生活するのが大きな、私は地域経済の発展となると考えております。

そうしたことで、市長、何かございましたらお願いをいたしたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） おっしゃいますように、自衛隊、いわゆる戦争と結びつくというような感情をお持ちの住民もいらっしゃるかもしれませんが、そうではなくて、議員がおっしゃるように、当然、本市は不法入国とかあるいは災害のときの役割とか、そういったものが自衛隊等々について、もちろん本来と思っておりますけれども、私はやはりそれ以外に、前にも申しましたけれども、勝本町にあります自衛隊40名程度いらっしゃるけれども、その方々の行動を見ておりますときに、地域の活性化、そして自衛隊の方々の役割というのが、地域活性化に非常につながっているということを実感いたしております。

ただしかし、先ほど申しますように、一地方自治体が、なかなかその防衛大綱の中で盛り込まれている組織の配置等々について影響を及ぼすというのは、非常に難しゅうございますけれども、長崎県、そして先ほど申します地元国会議員等々、何らかの方法で、ぜひその要望をしていきたいと思っております。

対馬には、海上自衛隊、そして陸上ございます。五島には航空自衛隊ございますけれども、そういった中で、壱岐にはいわゆる対馬の警備隊があるということだけでございまして、新たに壱岐にはつくらないかとなりますと、非常に難しい問題もございますけれども、努力はしていきたいと思っている次第であります。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 私も対馬の何回も行っておりますけど、やっぱり対馬に駐屯したったら家族も来ておるし、そして結婚する人もおるわけです。

夕べも、きのうの晩ですか、B作さんの結婚のあれがイベントがあってございましたけれども、ほとんど陸海空の自衛隊が参加して、40人の中に25ままとまっておりました。そうしたこともありますし、自衛隊だけのイベントもあっております。

そして、私、政府は私は国のことは国会議員じゃありませんから言われませんが、私先日仕事の関係で島根県の人に友達おりますから、福岡でちょうど出会うていろいろ話しました。

そうしたところですね、国は、政府は離島のことをどう考えとるだろうかと。竹島は島根県ですね。そうしたところが、これは簡単なことで、市長も御存じかもしれませんが、天気予報の島

の島根は、竹島は載っとらんわけですたいね。それを載っとらんけれども、対馬には竹島は載っとるわけですよ。

そうした既成事実をつくってやりよるが、日本は排他的地域EEZの中に、その基準になつとる島をそれから離したら、日本はその島は離してるんだということになりゃせんかということ、私は反対に、あなた壱岐対馬じゃから、近いから、そう感じんですかと、私も初めてそれを聞きました。

そうしたことで政府も南西諸島ばかりじゃなくて、こっちのほうも全般にEEZの基準は持つべきと私は思っております。

そういうことで、これは余談になりましたけれども、終わります。自衛隊の誘致はぜひ頑張っていたきたいと思っております。

次に、自衛隊救急搬送体制の維持確保について、①の海上自衛隊の救難ヘリコプターの状況についてですが、長崎県は離島県であり、多くの離島があります。そのため、本土とのハンディは大きく、救急患者を各離島から本土への病院へ搬送する場合、夜間等においては、県知事からの災害派遣要請に基づいて、自衛隊にその都度、対応をお願いしております。

現在、県知事からの要請を受けて対応されている海上自衛隊大村航空基地のヘリコプターは、海上自衛隊第22航空群であり、離島からの救急搬送任務を担ってきました。救急ヘリコプターUH60Jは、3機のうち1機が3月に老朽化のため除籍されております。そして、残りの2機も数年後には除籍となりますが、後継機の配備計画はないと聞いております。早急に計画していただかなければ、今後の救急搬送に支障が起これると思われませんが、更新の対策についての御見解をお尋ねしたいと思っております。

次に、県の対応についてでございますが、県はこのような状況は既に把握されておられると思っておりますが、県は県内の離島の救急搬送のことでありますし、防衛省へ整備施策としての要望を実施されたいと私も思っておりますが、その予定についてお尋ねをいたします。

そして、3項の要望の理由としてでございますが、現在対応している救急患者搬送は1958年に始まり、今年で60年も離島の救急搬送に活躍をされており、その数は、私もびっくりしましたが、何と通算5,000回も超えておるそうであります。

このように離島の多くの患者の生命を救済していただいている救難機が出動できない場合は、ほかに保有する哨戒ヘリSH60KとSH60Jをもって、救急患者の搬送業務を継続する意向と聞いておりますが、この機は警戒活動が主な任務であり、護衛艦に搭載されているため、任務上、急患搬送業務を優先して運航することはできないため、搬送要請に応えられない状況が発生する可能性があります。

人間の生命は1分1秒を有することであり、特に夜間運航であります。即時に対応できない、

できている同機の更新の要望が、私はその理由でございます。これについて答弁をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山議員の2点目の御質問でございまして、離島から本土医療機関への救急患者の搬送についてでございますけれども、救急患者の搬送につきましては、昭和32年から海上自衛隊、国立病院機構長崎医療センター、大村消防署の協力のもと、搬送システムが整備をされております。

大村市に配置されている海上自衛隊第22航空群におきましては、昭和33年1月以降、知事からの要請に対し、平成30年度末で5,000回を超える県内の急患搬送が実施され、多くの生命を救っていただいております。

なお、自衛隊機の派遣要請は、自衛隊法第83条の「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」という規定により行われておるところでございます。

また、長崎県医療計画では、海上自衛隊ヘリはドクターヘリ、県防災ヘリともに出動不可能な場合に要請可能という位置づけがなされております。

さて、海上自衛隊第22航空群で救急患者の搬送に使用されております救難機UH60Jの状況や、補完機とされている哨戒機のSH60KJについては、議員より詳細に御説明いただいたとおりであります。この件につきましては、長崎県当局がいち早く認識され、本市や他の離島市町に御連絡をいただいたところでございます。

また、その時点で離島からの急患搬送体制の維持確保が困難となれば、日本一の有人離島を有する長崎県にとって、県民の命にかかわる重要な問題であることから、防衛省へ政府施策要望を実施する。さらには、鹿児島県や東京都も同じ状況であり、全国でまとまって要望するとの考えを伺っております。

そのような中、今月6日、県は2020年度政府施策に関する提案・要望80件の内容を発表いたしました。その中で重点項目33件の1つとして、自衛隊による県内離島からの急患搬送体制の維持確保が盛り込まれております。

壱岐市におきましては、県の動きと一体となって、自衛隊ヘリによる急患搬送体制の維持確保に向けて行動してまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 私は、漏れておりましたけれども、私は先ほど自衛隊の救急搬送体制の維持確保について3点質問いたしました。今市長が言われたように、私の質問が早かったのか、県の重点要望の協議が遅かったのかでございますが、それを知ったのが、私は4月の中ごろでございましたが、私が一般質問の通告を自分の都合で6月3日に提出をいたしました。その後、6月7日に、長崎新聞では、県は6月6日に2020年度の政府の施策に関する提案・要望を、市長がおっしゃいました、80件のうちの重点項目の33件の中に、自衛隊による県内離島からの救急患者体制の維持管理を初めて盛り込んだということが載っておりました。

それで、私が調査したことと今市長が言われたことは同じでございますので、この2項について以外でございますが、1項、3項についての答弁をいただいたわけでございますが、離島、それで追筆として、市町からの当該病院の救急搬送の件数は増加しており、壱岐市での搬送件数は全体で68件であります。内訳は、県のドクターヘリが県医療センターへ16件、和白のホワイトボードの搬送が28件、自衛隊救難ヘリコプターが14件、民間病院が10件、当該病院へ搬送されておりますが、自衛隊救難機は主として夜間の搬送であり、現在のUH60Jの更新ができなくなった場合や対応できない場合の救急搬送、例えば他県の管轄から救済機をチャーターした場合、医師の同乗が、向こうから医師が出てこんわけですね。同乗してこん、搭乗が不可能なために離島の、こっちからの要請病院から医師の同乗しなければならないこととなります。

そうしたことで、夜間のために、その医師がまた1泊せにゃいけん。そういうことで1泊すると、当該病院の明るる日の次の診療に影響してくると、ということが影響することになりますので、ぜひ、これは県の重点要望にあわせて更新を、離島としてもすべきと私は思っておりますが、その点について1つ。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） まさに県としては、先ほど申しますように、東京都、鹿児島県等々と連携をして要求するというのもございます。ぜひ、私も県の離島振興協議会、あるいは全国離島振興協議会等々にそのことをぜひ提案したいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それで、先ほどの自衛隊の要望と、救急搬送のヘリコプターの更新についても、ジェットフォイルのようなことにならんように、早目にやっていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ県とあわせて、市からも要望お願いしたいというふうに思っております。

そういうことで次に移りたいと思いますが、次の3項のふるさと納税応援寄附金についてですが、1項のふるさと納税制度には、ふるさと応援寄附金として、平成20年、2008年に地域の活性化につなげる目的で制度化され、10年となります。

壱岐市では、この制度をよく理解し取り組まれ、寄附額も初年度は約2億6700万円でしたが、6年後の平成26年度は約3億1700万円、次の平成27年度では寄附額も、件数も6,000件となり、寄附金額も1億6000万円と1億円の大台を超えており、平成28年度は1億4,000万円、29年度は2億6,000万円、平成30年度は2億8,600万円と年々実績を向上され、年号も改元された令和元年度は3億円を目標にして取り組まれております。

このような実績は、歴代の企画振興課、政策企画課の職員さんが、この制度の基準を遵守され、職員の英知の努力であり、私は、これは称賛すべきというふうに思っております。

今年の6月1日からふるさと納税規制法が成立し、基準遵守が厳しくなりますが、これからが壱岐市の返礼品の地場産業の見せどころと私は思っております。

そこで参考までに、(2)のこの返礼品の人気ランキング商品とこの発送についてお尋ねをいたしますが、返礼品は地場産品として送り、その産品を通して、壱岐市を各地へ広く知ってもらうのが目的であります。返礼品のカタログの品目も見やすく、よく整理されており、種類も300種類もそろえております。どれを選択しようかと迷うほどであります。また、(2)のカタログの中には季節的な品物もございますが、返礼品の人気ランキングについてお答えをいただきたいと、知らせていただきたいというふうに思っております。

そしてまた、人気品目が多い場合、品目の調達と発送はスムーズに対応できたのかどうか。そしてまた約300種類のうち希望の品は何種類あったのか、まず3点をお尋ねいたしたいと思っております。

次に、寄附者の指定についてでございますが、これについても先ほど清水議員からも話があったおりましたけれども、いろいろ目的はあると思っております。寄附者の申し込みも、平成30年度は1万2,845人の方から御協力いただいておりますが、壱岐市では寄附金に対する活用の指定項目が4項目ありますが、今までに指定された項目がどのくらいあるのか。あれば、その項目の利用内容について。また指定がない場合は市長一任とあるが、市長が利用活用された項目についてお尋ねいたします。これは財政課と協議されてのことだと思っておりますが、その点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

そして次に④です。感謝の挨拶についてでございますが、寄附者への返礼は地場産品でのお礼とPRをしていただくばかりじゃなくて、壱岐市への応援寄附金として、壱岐市の各分野のプロジェクトに活用されております。返礼品は当然のことでございますが、それに加えて、人の心をつかむことが私は大切だというふうに思っております。

寄附者に対し感謝の気持ちとして、例えば季節的な暑中見舞いとか、年の初めの年賀状で寄附のお礼と次への協力の挨拶を実施すれば、人の心を動かして、リピーターにもつながると思っておりますし、他の市町と変わった方法も必要と思っておりますし、例えば、申し込みの方々が

1万5,000件でも年賀状を1枚50円として75万円ぐらいです。これを2回やっても150万円ぐらいになるわけですが、その見返りは必ず返ってくると、私は思っておりますし。

ちなみに現在リピーターの寄附者は全体の何%ぐらいあるのか、これをお尋ねしたいと思っております。じゃあ、お願いしておきます。それじゃあ、答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 市山議員のふるさと納税の御質問にお答えをいたします。

まず、返礼品のランキングと発送についてでございます。本市のふるさと応援寄附金のお礼の品は出品業者が70業者、約300品目となっております。平成30年度の寄附金件数は1万3,120件で、発送件数は1万7,850件となっております。本市の返礼品の人気ランキングは平成30年度実績でございますが、1位が寒ブリしゃぶしゃぶセット、2位が内海湾産殻つき生牡蠣、3位が生うにセット、4位が壱岐牛モモすき焼き、しゃぶしゃぶ用、5位が素直な恋たまごギフトとなっております。

次に、発送についてでございますが、寄附の申し込みは12月に年間の半数が殺到する状況でございますが、年末年始の御注文の発送につきましても、担当課職員で交代で対応しており、これまで大きなトラブルなく対応できております。しかしながら、今後、寄附がさらに増加しますと、業務委託等も含め、検討する必要があるかと考えております。

次に、寄附金の指定、活用実績等でございます。本市へ御寄附をいただいた際、寄附の使い道につきましては、4つの中から選択できるようになっております。

1つ目は、実りの島プロジェクトでございます。農業、漁業など産業の振興や景観、自然、歴史文化の保全、観光振興など壱岐島に住む人、訪れる人に実りをもたらす壱岐の宝を磨き上げるプロジェクトでございます。

2つ目は、島の未来を担う人材育成プロジェクトでございます。子育て、教育の充実、担い手の育成など、島づくりは人づくり。未来を担う人材を育て、壱岐島を未来につなぐプロジェクトでございます。

3つ目は、安全安心で、充実した島暮らしプロジェクトでございます。移住定住の促進、福祉医療の充実、防災力の強化、住環境の整備など、安全安心で充実した島暮らし環境を整備するとともに、移住定住の促進により人口減少を軽減し、さまざまな島おこし活動を応援することで、島の活性化を図るプロジェクトでございます。

4つ目は、その他でございまして、特に指定がない場合は、市長へ一任させていただくこととなっております。

平成30年度の活用実績は、実りの島プロジェクトに6,970万円、島の未来を担う人材育成プロジェクトに2,900万円、安全安心で充実した島暮らしプロジェクトに3,340万円、その他市長一任に3,570万円となっております。

市長一任の事業内容といたしましては、防犯カメラ購入費補助金、定住促進農業体験事業、漁業高齢者対策事業等に活用させていただいております。

次に、お礼状等の送付についてでございますが、御寄附いただいた方にはその都度お礼状を送付しておりますし、また、年初めには年賀状を送付し、お礼の挨拶をいたしております。現在、リピーター率は約15%となっております。今後も御寄附いただいた方とのかかわりを大切にし、壱岐の魅力を情報発信し、良好な関係づくりに努めてまいりたいと考えております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 寄附金の使い道については、詳しく説明いただきました。よく検討して、先ほど清水議員もおっしゃっていたように、いろいろな方面の希望もあるわけですから、それをできるだけ活用していただきたいというふうに思っております。

そして、このリピーターが15%、これがもう少しやっぱり支えていただいて。このリピーターの方がやはり壱岐のよかったぞと宣伝をするわけですから、この人たちは心を通じて、やっぱり連絡を取ったり、お願いをしたりすべきというふうに私は思っております。そういうことで、これらについては終わりますが。

次に、2項のふるさと納税規制法成立についてでございます。

ふるさと納税制度は、応援したい都道府県や市町へ寄附すると自己負担の2,000円を除いた額が地方税の住民税から差し引かれる制度であります。返礼品が過熱化し、豪華な返礼品を送る自治体に集中する弊害が起きてきていました。総務省が自粛を要請しましたが、一部が応じなかったための6月からルールを守らない自治体にはこの制度に参加できない仕組みとして、これにより多額の寄附を集めた4市町で参加除外となっております。それ以外、1,783自治体は全て税の優遇対象となり、今回の新制度の基準は、①寄附募集の適正な実施。②返礼品の調達費が寄附額の30%以下。まあ4月からは50%以下になったようでございますけれども。③返礼品は地場産品とすると。3つの基準に適した自治体のみを総務省がその対象に指定する仕組みであります。

壱岐市は、現在まで基準に適合した取り組みで実施しておるので、何もありませんけれども、新制度に除外された4市町の寄附額は100億円の単位であります。市では、市の当初予算に近い寄附を受けている市町もあり、除外された自治体へのイメージダウンは避けられないと思っておりますし、寄附者も今まで寄附している自治体へのルール違反のため、税の優遇がなくなると、

寄附者へのメリットもなくなります。その寄附者が、他の自治体へ分散されると思われます。除外された自治体の違反をチャンスとするわけではありませんけれど、これはあらゆることであります。そのような事態を考慮し、返礼品の確保と納入業者に確認をし、寄附者の返礼に支障がないようにすべきと私はこういうふうに思っておりますが、これについての御見解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの市山議員の御質問にお答えをいたします。

本年6月より、ふるさと納税に係る指定制度運用が開始されました。返礼割合が全国一律3割以下となりまして、今まで以上に魅力的な地場産品が求められております。

本市の返礼品はすばらしいものが揃っていると思っておりますが、さらに新規寄附者の獲得に向けて、新しい返礼品の開拓や現在商品でのコラボ商品の開発を図るとともに、市内返礼品取り扱い業者とさらなる連携を図り、在庫管理、内容等の見直しにつきましても配慮していきたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それは、ぜひ守っていただきたいというふうに思っておりますが、新制度による除外された市町の件は全国の寄附者には伝わっており、税の優遇はないことも存じております。先ほど申しましたように、他自治体に分散すると思っておりますので、全国の指定された1,783自治体も思いは同じと思われます。これをいかに壱岐市に取り込むかは企画課の腕の見せ所というふうに私は思っておりますが、令和元年度の目標の3億円より、5億円にもなるように、増額できますように、これは貴重な財源でございますので、期待をいたしております。

次に、6月1日のふるさと納税の新制度から除外された大阪の泉佐野市は、除外決定を不服として総務省の第三者機関の国地方係争処理委員会に審査を申し出ることや寄附金を募るノウハウを他の自治体に助言する新会社を民間と共同出資し、第三セクターを今年10月に設立すると発表されております。2018年度の寄附額は全国のトップの約497億円といわれており、新制度のルールに沿った、効果的な返礼品選びや費用を抑えての独自色が出せる直接サイトの運営を助言データ管理の事務作業も代行することが地方紙にも掲載されておりましたが、総務省の要請に従わず、国地方係争処理委員会に不服の審査など、このようなことで私もよいものかと理解に苦しむわけですが。このような情報が、こうしたサイトから情報があつた場合、信頼せずに今までどおり、基準の遵守をして、これに取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、この点についてだけお願いいたしたい。

もしも、向こうから、泉佐野市辺りからこうした情報があるぞと、安い品物もあるとか、その

やり方とかいろいろな情報を各地域に提供して、自分たちがそれに加勢をするぞというようなことが載っております。そういうことがないように、壱岐は壱岐だけの、今までどおり努力して、成果を上げていただきたいというふうに思っておることから、ちょっと一言。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの御提案でございますが、壱岐市といたしましては、ふるさと納税制度にのっとりまして、寄附金の獲得に努めたいと思っております。

今、言われましたように、多くの自治体と同じように、3割以下といたしまして、新たな取り組み等いたしまして寄附額の増加に努めたいと考えております。

○議員（13番 市山 繁君） よろしくお願いをいたします。

いろいろ申しあげましたけれども、もう時間もわずかでございまして、もう最後でございますので、これで終わりたいと思っておりますが、どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、一般質問を終わります。これで、本日の日程は終了いたしました。

6月25日は各常任委員会を、6月26日は予算特別委員会をいずれも午前10時から開催します。次の本会議は、6月28日金曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後1時43分散会

令和元年 壱岐市議会定例会 6月会議 会議録(第5日)

議事日程(第5号)

令和元年6月28日 午前10時00分開議

日程第1	議案第1号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	両常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第2号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第3号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第4号	壱岐市森林環境譲与税基金条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第5号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第6号	過疎地域自立促進計画(変更)の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第7号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第8号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第9号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	要請第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第11	議案第10号	消防ポンプ自動車(CD-I型)購入契約の締結について	消防長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・可決
日程第12	発議第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	提出議員 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(15名)

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 赤木 貴尚君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	9番 音嶋 正吾君

10番	町田 正一君	11番	鶴瀬 和博君
12番	中田 恭一君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	豊坂 敏文君
16番	小金丸益明君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本 俊幸君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新報社ほか1名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案1件を受理いたしております。

日程第1. 議案第1号～日程第10. 要請第1号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第1号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条

例の整備に関する条例の制定についてから、日程第10、要請第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてまで10件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（赤木 貴尚君） 総務文教厚生常任委員会の委員会報告を行います。

令和元年6月28日、壱岐市議会議長小金丸益明様、総務文教厚生常任委員会委員長赤木貴尚。委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第1号（分割審査）、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

本議案は分割審査であり、本委員会に付託された部分の第1条、壱岐市自動車駐車場条例の一部改正、第2条、壱岐市テレワーク施設条例の一部改正、第3条、壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正、第4条、壱岐市自動車教習場条例の一部改正、第5条、壱岐市三島航路事業条例の一部改正、第13条、壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正、第14条、壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例の一部改正、第15条、壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正、第26条、壱岐市都市公園条例の一部改正、第27条、壱岐市特定地区公園条例の一部改正、第30条、壱岐市公民館条例の一部改正、第31条、壱岐西部開発総合センター条例の一部改正、第32条、壱岐島開発総合センター条例の一部改正、第33条、壱岐市体育施設条例の一部改正、第34条、壱岐市ふれあい広場条例の一部改正、第35条、壱岐市勝本B&G海洋センター条例の一部改正、第36条、壱岐文化ホール条例の一部改正、第37条、壱岐市文化財展示施設条例の一部改正、第38条、原の辻一支国王都復元公園条例の一部改正、第39条、壱岐市石田ふれあいの森広場条例の一部改正、第40条、壱岐市全天候型多目的施設条例の一部改正、第41条、壱岐市石田農村環境改善センター条例の一部改正、第42条、壱岐市消防関係手数料条例の一部改正、議案第2号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……失礼しました。議案第1号については、原案可決。

続きまして、議案第2号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案可決。

議案第3号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改

正について、原案可決。

議案第5号壱岐市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

議案第9号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

委員会意見、議案第1号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、施設使用料・手数料等の額の改定による市民負担への影響を十分考慮し、市民への周知徹底を行い、料金滞納等が起こらないようにすること。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。中田恭一産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（中田 恭一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第1号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、分割審査であり、本委員会に付託された部分の第6条、壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正、第7条、壱岐市魚菜市场条例の一部改正、第8条、壱岐市商工業等研修施設条例の一部改正、第9条、壱岐市営印通寺共同店舗条例の一部改正、第10条、マリンパル壱岐条例の一部改正、第11条、サンドーム壱岐条例の一部改正、第12条、壱岐市シーサイド小水浜条例の一部改正、第16条、壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正、第17条、壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正、第18条、壱岐市堆肥センター条例の一部改正、第19条、壱岐市農業機械銀行条例の一部改正、第20条、壱岐風民の郷条例の一部改正、第21条、壱岐出合いの村条例の一部改正、第22条、壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正、第23条、壱岐市水産共同作業施設条例の一部改正、第24条、壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正、第25条、壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正、第28条、壱岐市公共下水道条例の一部改正、第29条、壱岐市水道事業給水条例の一部改正については、原案どおり可決で

す。

次に、議案第4号壱岐市森林環境譲与税基金条例の制定について、原案可決。

議案第6号過疎地域自立促進計画（変更）の策定について、原案可決。

議案第7号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について、原案可決。

委員会の意見としまして、議案第1号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、施設使用料・手数料等の額の改定に伴う料金の引上げについて、周知徹底を図ること。

議案第4号壱岐市森林環境譲与税基金条例の制定については、新たに創設される貴重な財源であるため、法の趣旨に則り効率的かつ計画的に活用すること。

次に、同じく委員会審査報告書。本委員会に付託された要請は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により、報告をします。

受理番号、要請第1号、付託年月日、令和元年6月18日、件名、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見はなし、措置として意見書の提出をするようにしております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから産業建設常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。植村圭司予算特別委員長。

〔予算特別委員長（植村 圭司君） 登壇〕

○予算特別委員長（植村 圭司君） 予算特別委員会の結果を報告します。

令和元年6月28日、壱岐市議会議長小金丸益明様、予算特別委員会委員長植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、議案第8号、件名、令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）、審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから、予算特別委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（植村 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第1号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第9号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）まで、9件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第1号から議案第9号までの9件を一括採決します。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第1号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第9号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの9件は、全て可決されました。

次に、要請第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要請第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この要請に対する委員長の報告は、採択です。要請第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、要請第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、採択することに決定いたしました。

日程第11. 議案第10号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第11、議案第10号消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、消防長に説明させますのでよろしくお願ひします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 下條消防長。

〔消防長（下條 優治君） 登壇〕

○消防長（下條 優治君） 議案第10号について、御説明いたします。

議案第10号消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結について。

消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。本日の提出でございます。

1、契約の目的、消防ポンプ自動車（CD-I型）購入。

2、契約の方法、制限付き一般競争入札。

3、契約金額、3,650万4,000円。

4、契約の相手方、福岡市博多区東那珂1-18-6、株式会社ヤナセファイテック代表取締役梁瀬義行氏。

入札結果につきましては、次のページに記載しておりますので御確認をお願いいたします。

提案理由でございますが、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。納期を令和2年2月27日としております。

以上で、議案第10号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

〔消防長（下條 優治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり

決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第10号消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 発議第1号

○議長（小金丸益明君） 日程第12、発議第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。9番、音嶋正吾議員。

〔提出議員（音嶋 正吾君） 登壇〕

○議員（9番 音嶋 正吾君） 発議第1号。令和元年6月28日、壱岐市議会議長小金丸益明様。提出者、壱岐市議会議員音嶋正吾、賛成者、壱岐市議会議員牧永 護、鵜瀬和博。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対し総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月28日、長崎県壱岐市議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） お諮りします。本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。6月会議において議決された案件について、その条項・字句・数字その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

ここで、白川博一市長から発言の申し出が出ておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和元年壱岐市議会定例会6月会議閉会に当たりまして御挨拶を申し上

げます。

議員の皆様には、6月13日から本日まで16日間にわたり本会議並びに委員会を通じまして慎重な御審議、またさまざまな御意見、御助言を賜り、厚くお礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導・御協力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、昨年のSDGs未来都市の選定及び自治基本条例の制定を受け、本年4月1日から総務部にSDGs未来課を新設し、新エネルギーやテレワーク等の本市の未来づくりに関すること、そして地域の主体的な取り組みを推進するまちづくり協議会に関する施策を進めております。本6月会議の行政報告において申し述べましたが、行政区設置検討委員会において、壱岐市まちづくり協議会集落支援員設置要綱及び壱岐市地域協議会設置要綱並びに壱岐市まちづくり協議会推進計画を策定し、まちづくり協議会の設立に向けた準備が整った状況でございます。

しかしながら、まちづくり協議会の設立に向けては地域住民皆様の御理解と地域内における十分な協議が必要不可欠でありますので、要請があった地域につきましては職員が説明へ出向き、浸透を図ってまいりました。これまで小学校区を単位とする説明会を初山・三島・沼津・箱崎・八幡の5地区において開催し、議員皆様方の御協力も賜り、三島・霞翠・瀬戸の3地区においては既に幹事会が立ち上がっており、設立準備委員会のメンバー選定等の作業が随時進められております。市民皆様が主体となった協働のまちづくり実現に向けて、今後もSDGs未来課を中心に職員総力を挙げてまちづくり協議会設立に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、さきの3月会議において可決いただきました福島県檜葉町との友好都市提携について、8月11日に調印式を計画をいたしました。これは、昨年8月、東日本大震災の犠牲になられた方々への鎮魂と復興の祈りを込めたライトアップ日本の趣旨に賛同された市民の方々の主催により、郷ノ浦町で花火大会が開催されましたが、本年も壱岐島ふるさと花火として同趣旨の花火大会が8月11日に開催されることから、檜葉町との友好都市提携の趣旨に沿ったイベントであるとの認識のもと、同日、檜葉町の町長及び議会議長をお招きし、調印式を執り行うとしたものでございます。

また、檜葉町では7月1日に壱岐焼酎で乾杯 in 檜葉と題してイベントが開催されますことから、職員を派遣し、ことしは壱岐市・福岡市・檜葉町において同時に壱岐焼酎で乾杯イベントを実施することといたしております。今後、これまで以上に防災・教育・経済において両市町の友好のきずなを進めてまいります。

次に、本会議初日の行政報告において、芦辺中学校校舎改築及び改修工事につきましては、8月末の完成となり、2学期から新校舎で授業が開始できると申し上げておりましたが、躯体工事は8月25日に仕上がるものの、外構工事等に不測の日数が必要となることから、生徒の安全

を確保するため、工事受注業者より工事期間延長の申し出がございました。今後の対応につきましては、この後の議会全員協議会において説明したく考えております。芦辺中学校の生徒・保護者及び関係者の皆様並びに市民の皆様には、大変御迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

次に、防災対策についてでございますけれども、ことしは観測史上最も遅い梅雨入りとなり、今後、雨天の日が続くことも予想され、大雨等の発生も想定されます。市といたしましても防災対策には万全を期してまいります。市民皆様におかれましては気象情報等に十分御注意いただくとともに、日ごろの備え等、再度御確認いただきますようお願いいたします。

夏本番を間近に控え、これから壱岐が観光地として最も輝く季節を迎えますが、一方で厳しい暑さも予想されます。熱中症対策など健康に十分御留意され、市民の皆様が日々健やかに過ごされますことを心から祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもって令和元年壱岐市議会定例会6月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 土谷 勇二

署名議員 久保田恒憲